

平成25年度 第2回中央じん肺診査医会

平成25年7月12日

14:00 ~ 16:30

厚生労働省労働基準局第2会議室

議 事 次 第

1 労働衛生課長挨拶

2 不服審査

(1) じん肺管理区分に関する審査

(第1号事案～第13号事案)

新規 12件

再審査 1件

(2) その他

3 その他

資料1 (じん肺管理区分決定に対する審査請求事案一覧)

資料2 (じん肺管理区分決定に対する審査請求個別概要)

参考1 (じん肺管理区分決定に対する審査請求書等提出資料一式)

資料 1 : 部内限

中央じん肺診査医会

じん肺管理区分決定に対する
審査請求事案一覧

厚生労働省

審査事案一覧表(じん肺管理区分決定)

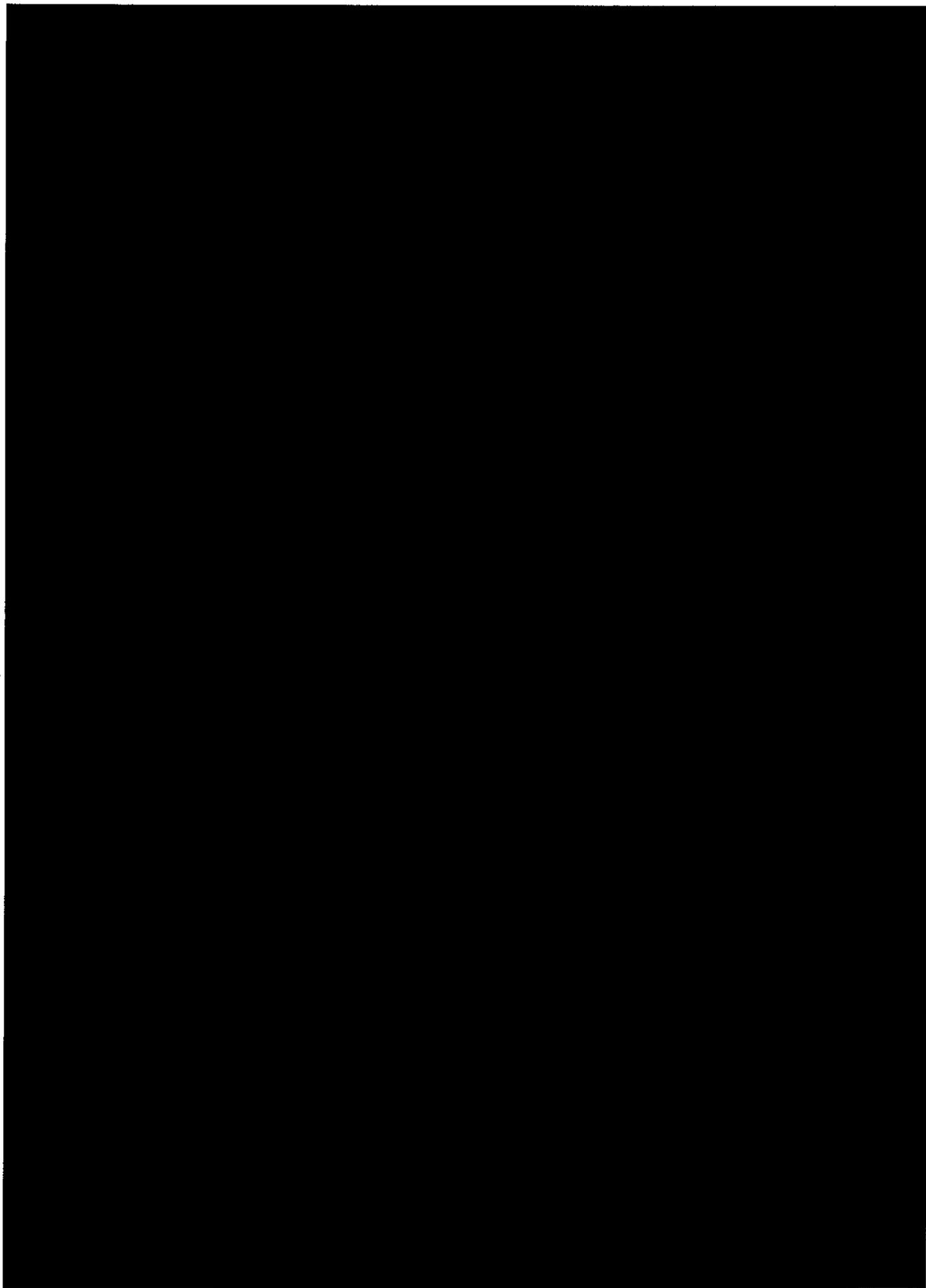
	管理区分決定を受けた者の氏名及び住所	審査請求の内容	処 理 状 況		裁 決 等	備 考
			管理区分決定申請の年月日及び 原処分決定の年月日とその番号	管理区分決定のじん肺法の根拠 条文(審査請求人等の身分)		
[1]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[2]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[3]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[4]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[5]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[6]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[7]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[8]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[9]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[10]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		
[11]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)		

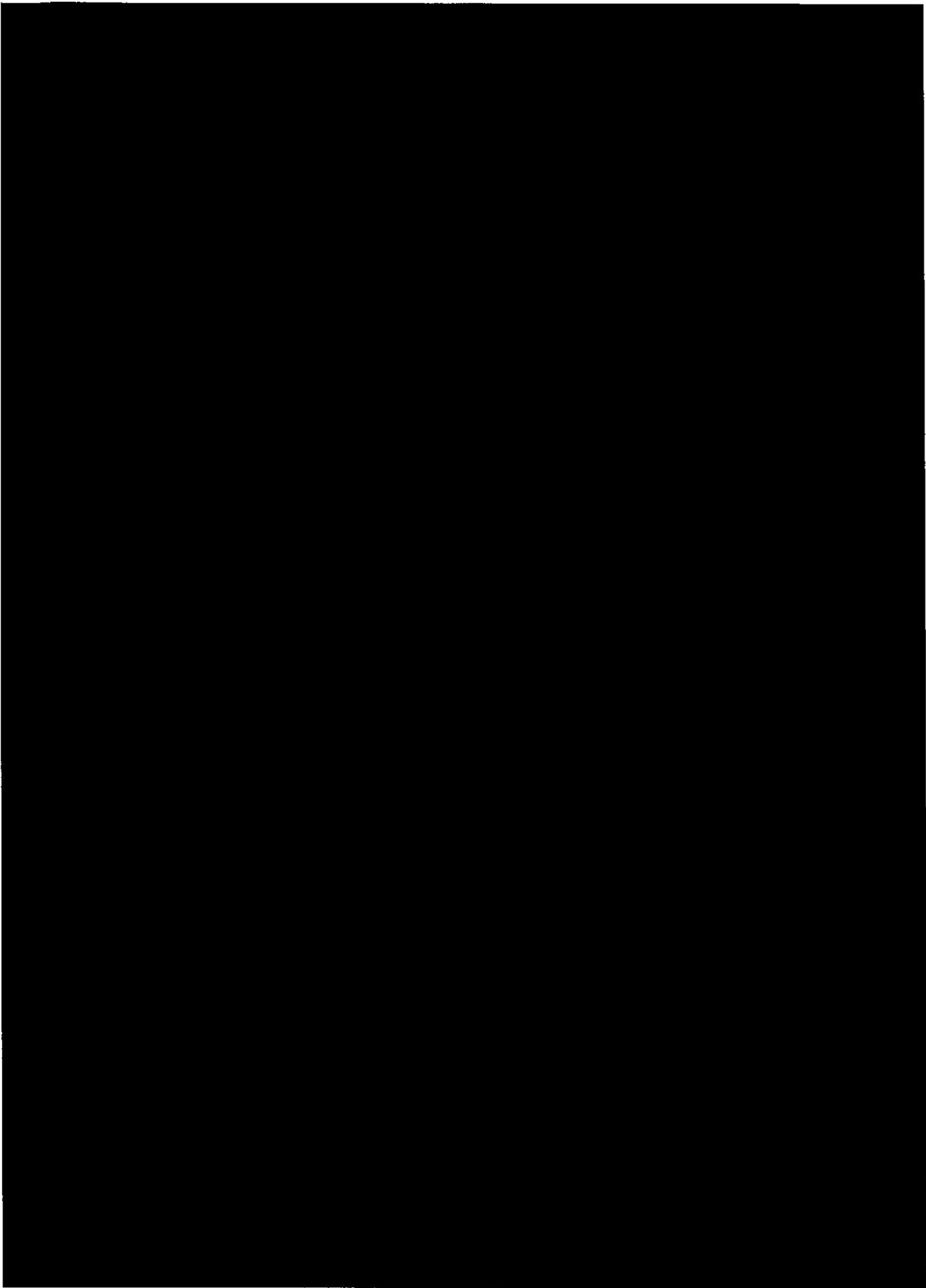
資料 2 : 部内限

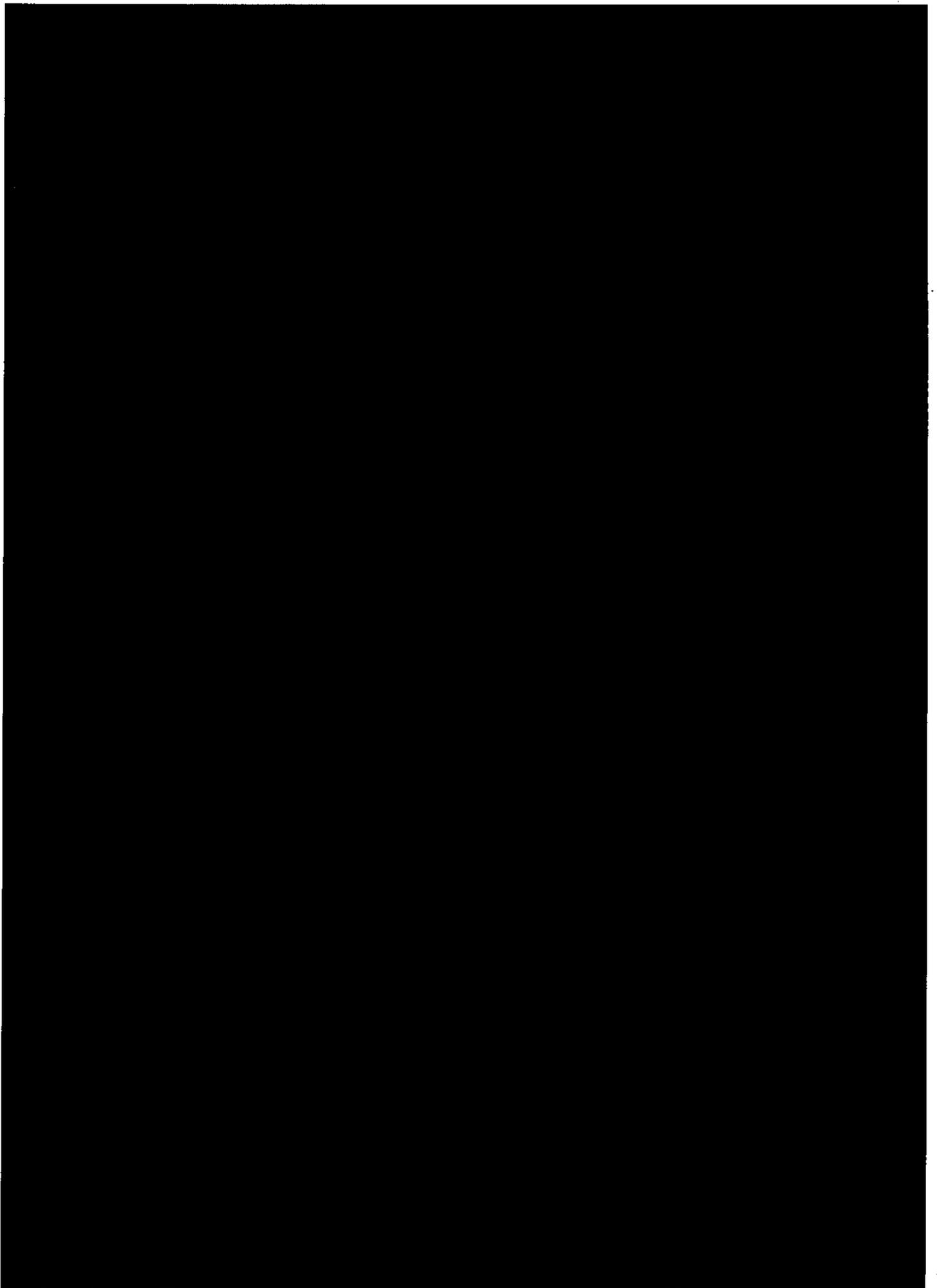
中央じん肺診査医会

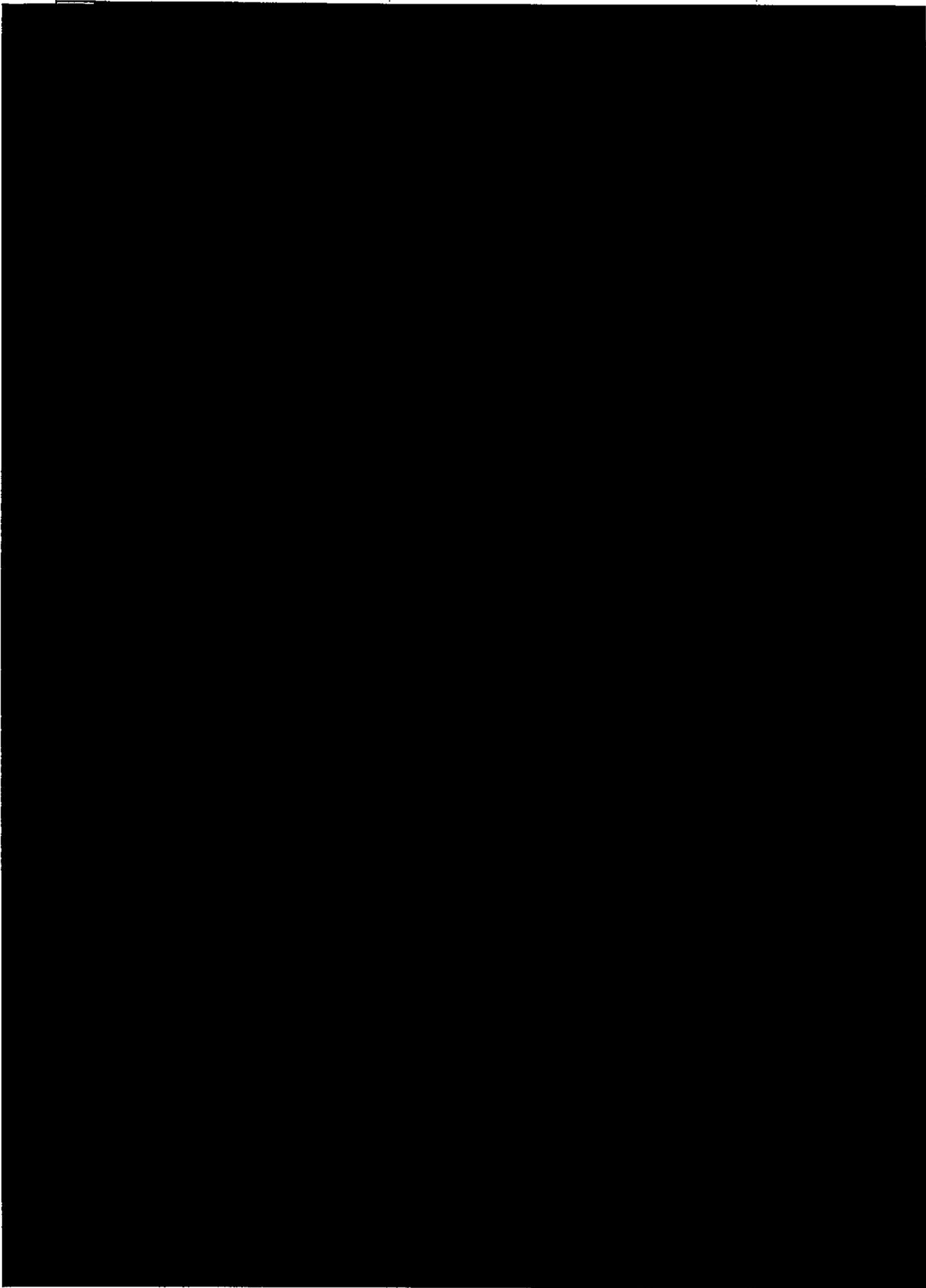
じん肺管理区分決定に対する
審査請求個別概要

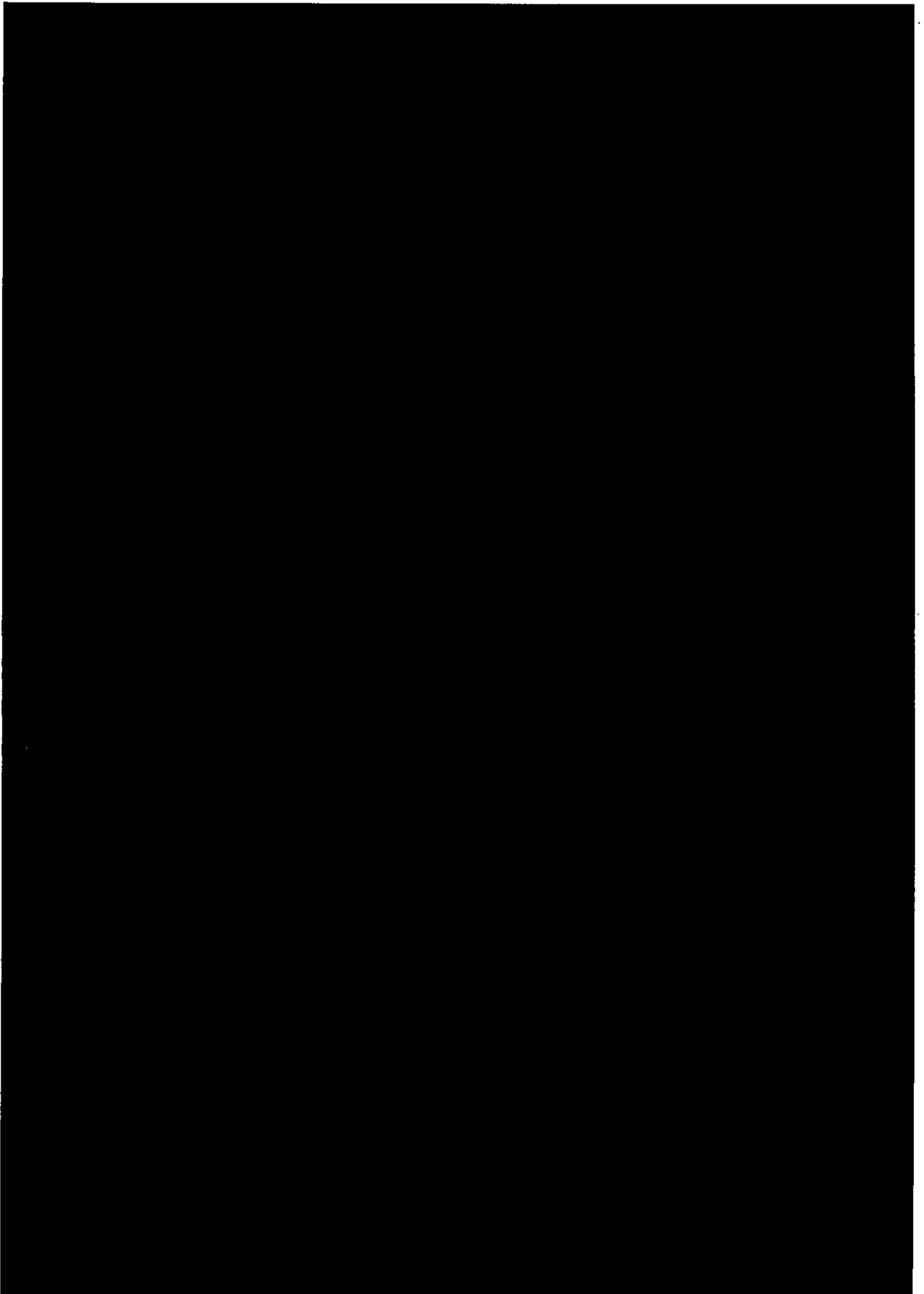
厚生労働省

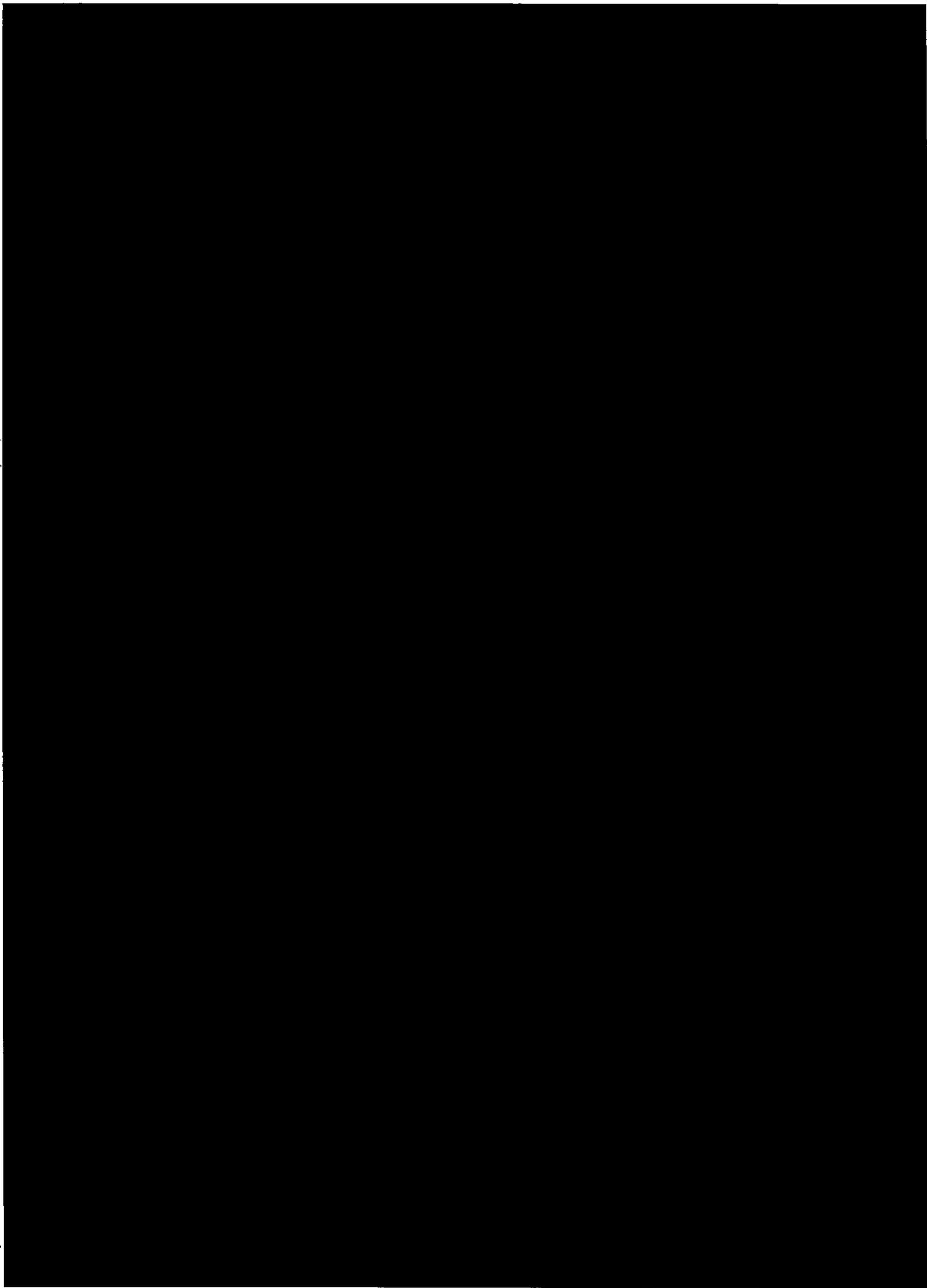


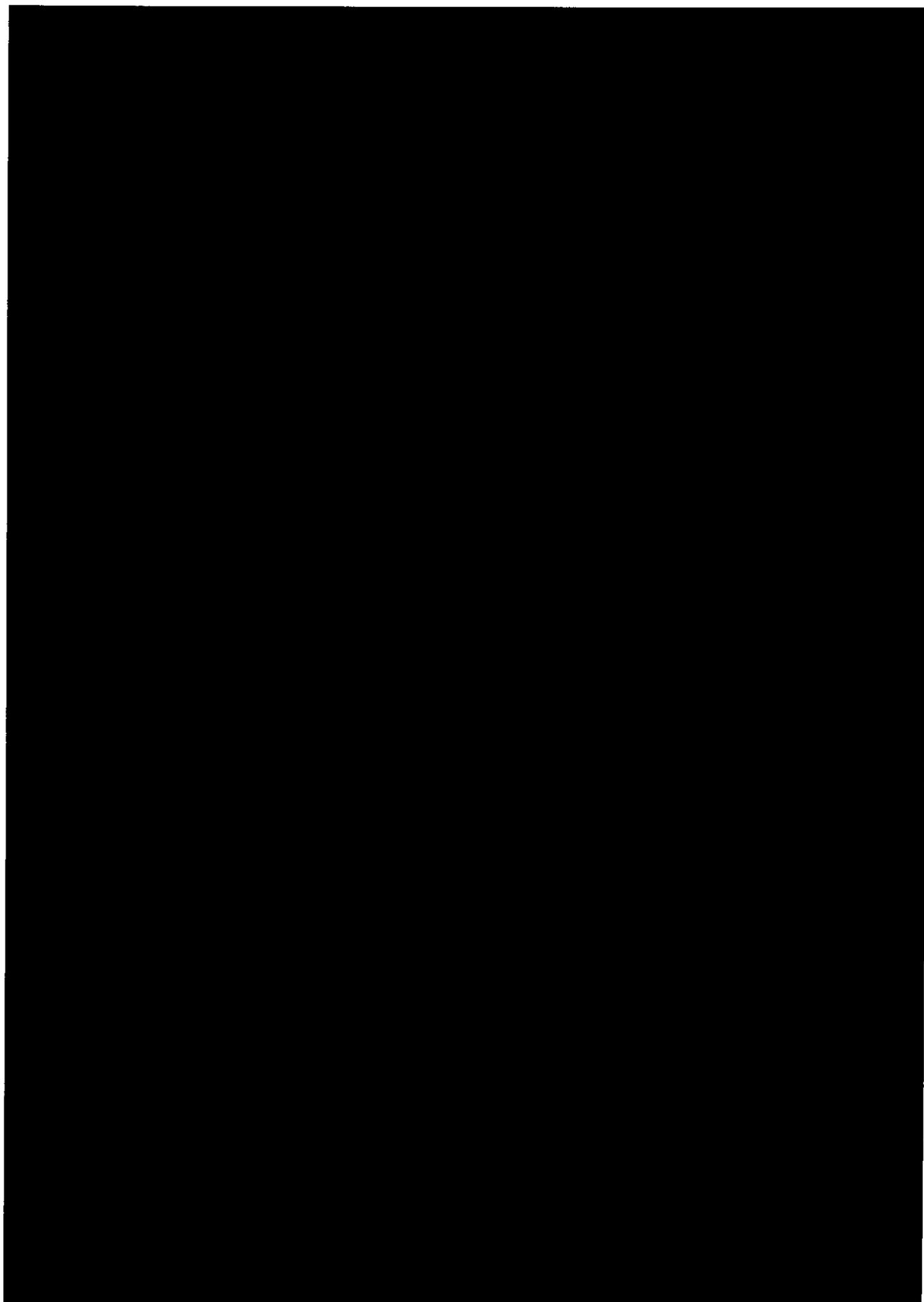


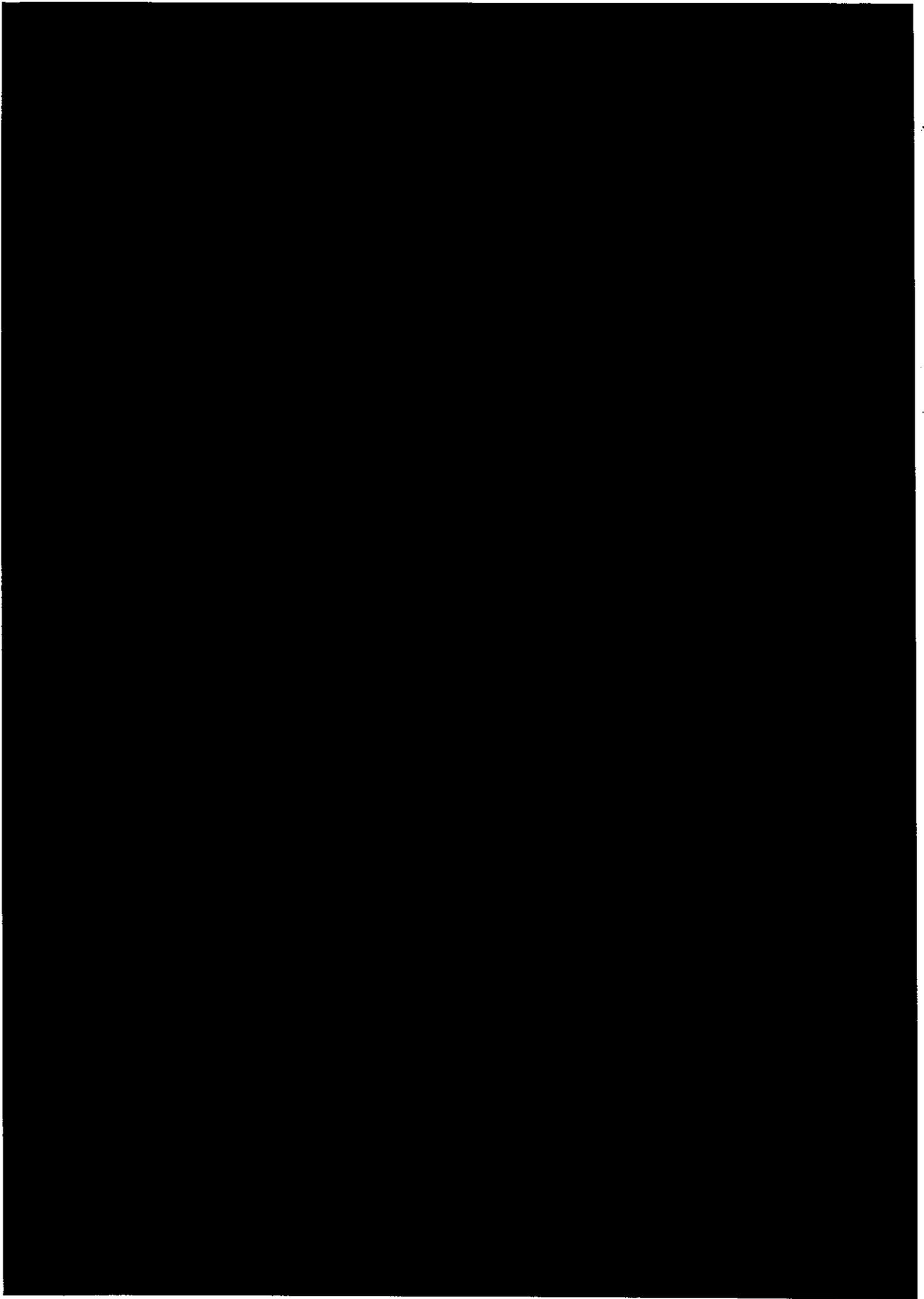


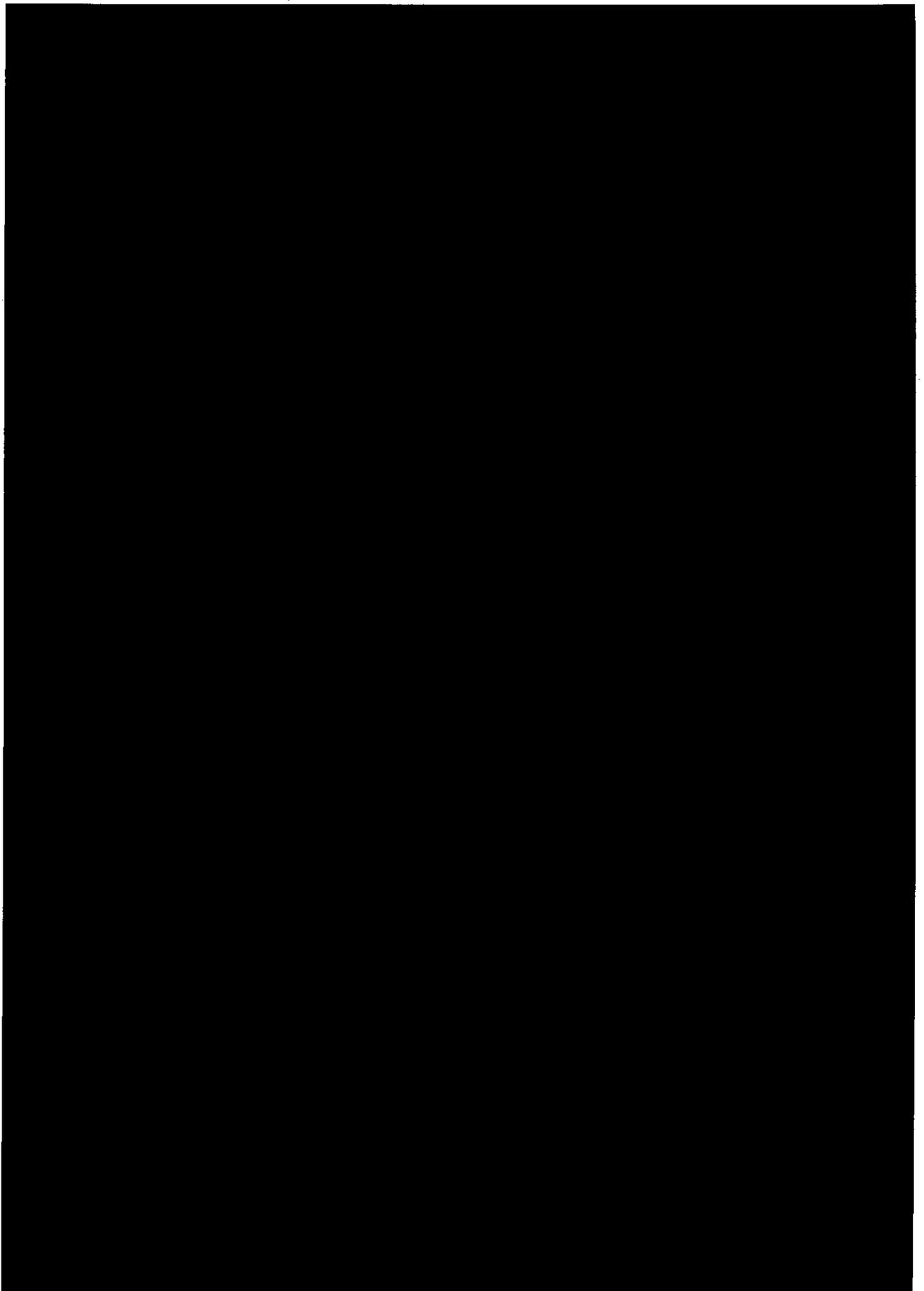


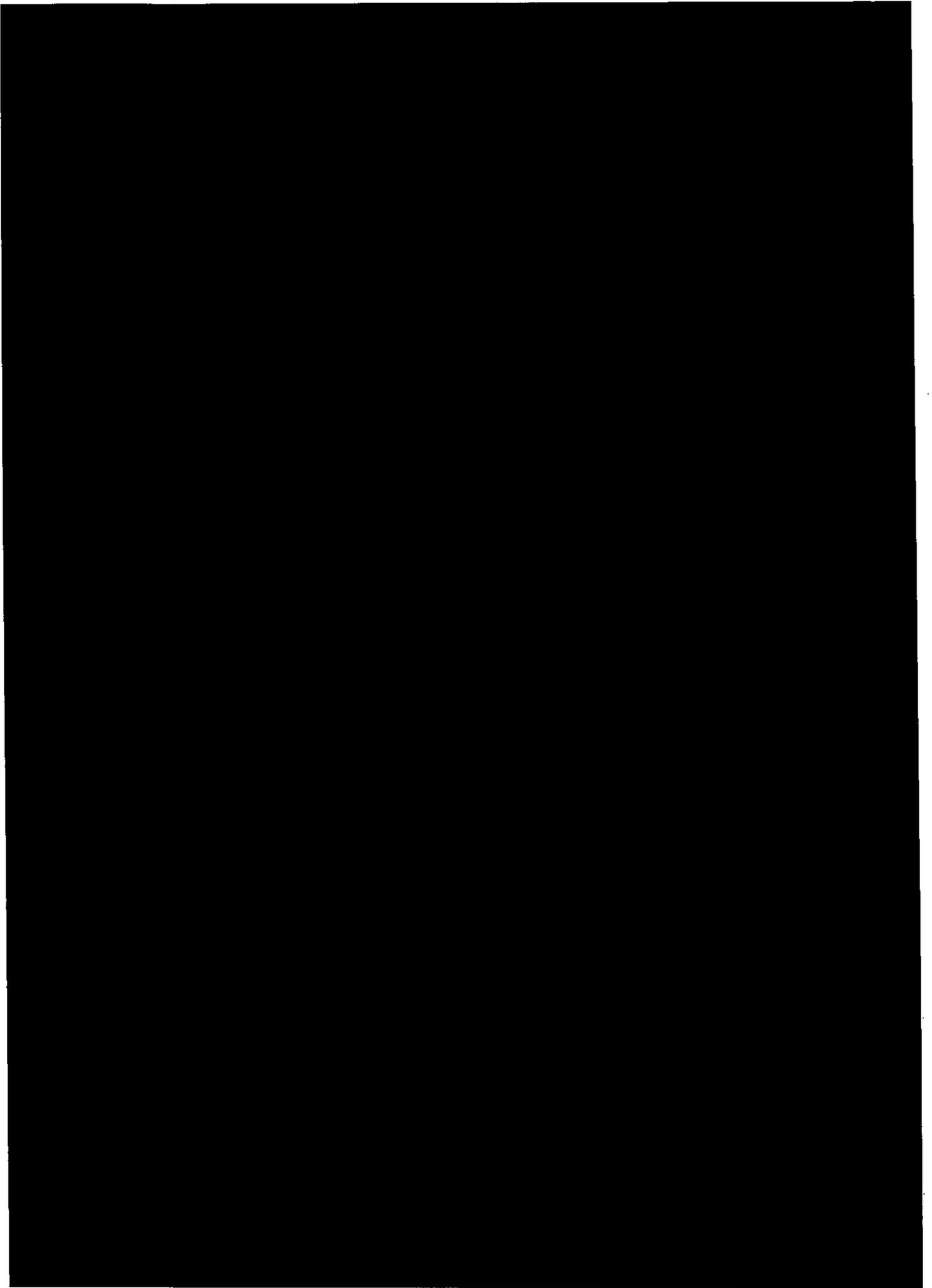


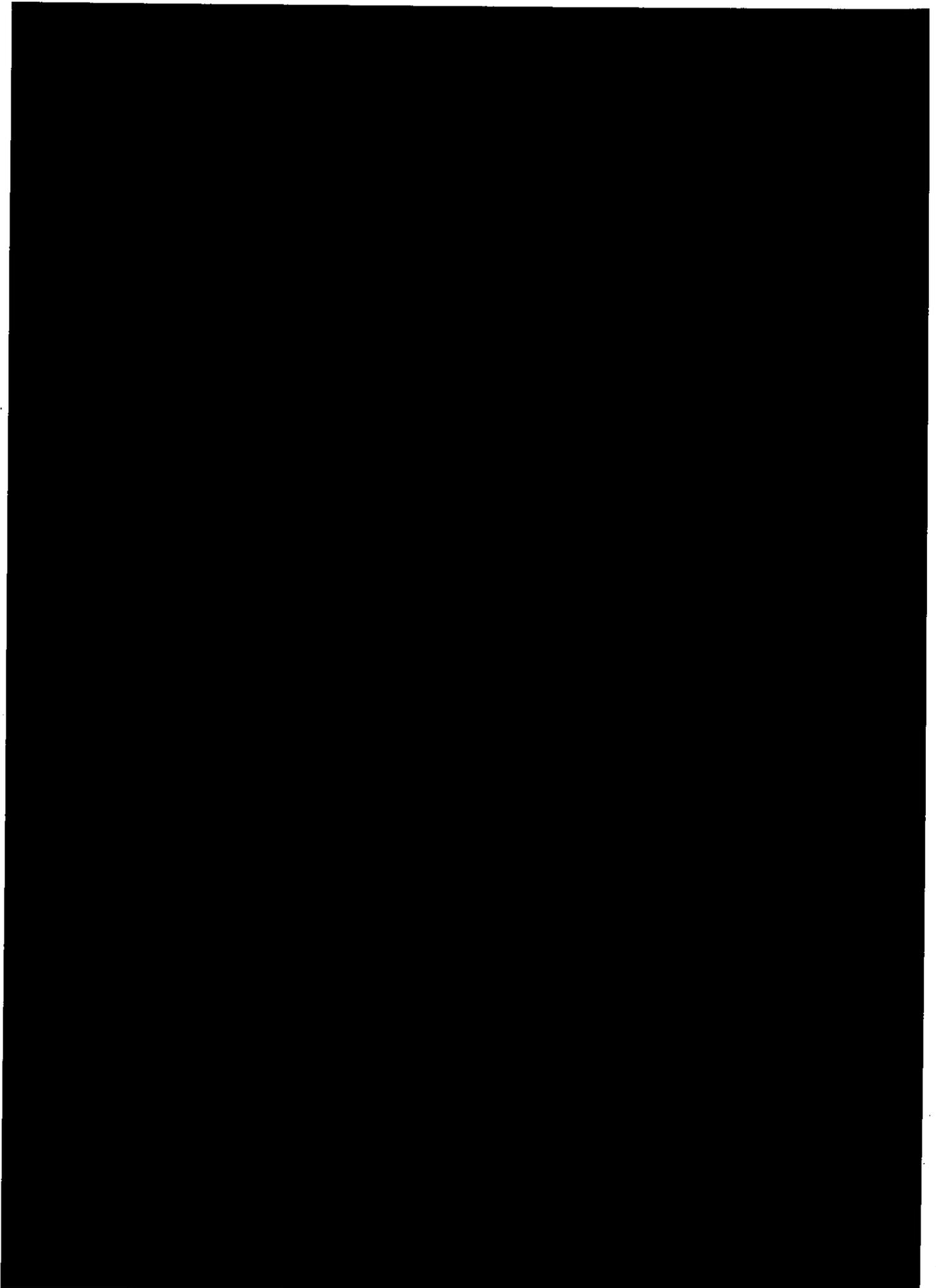


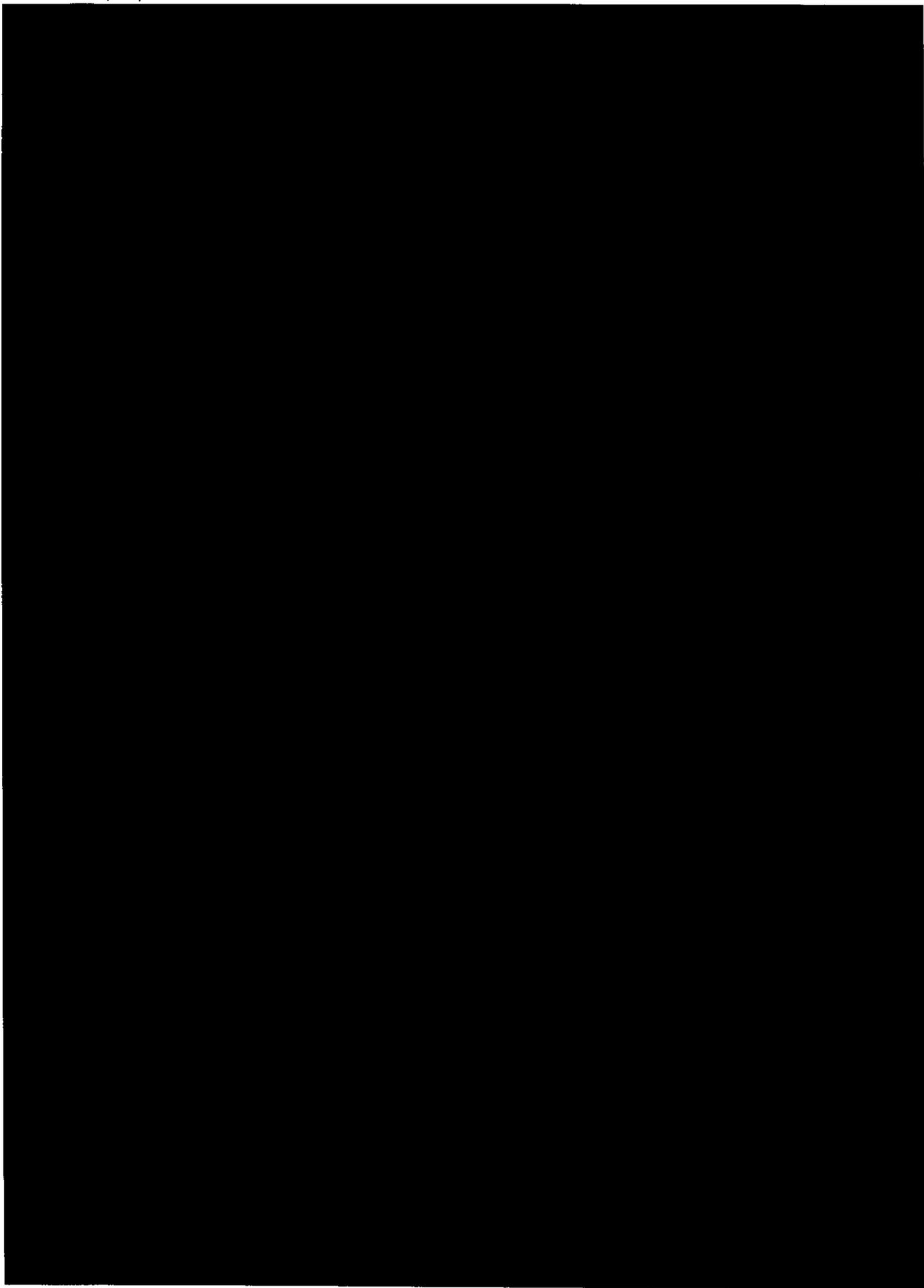


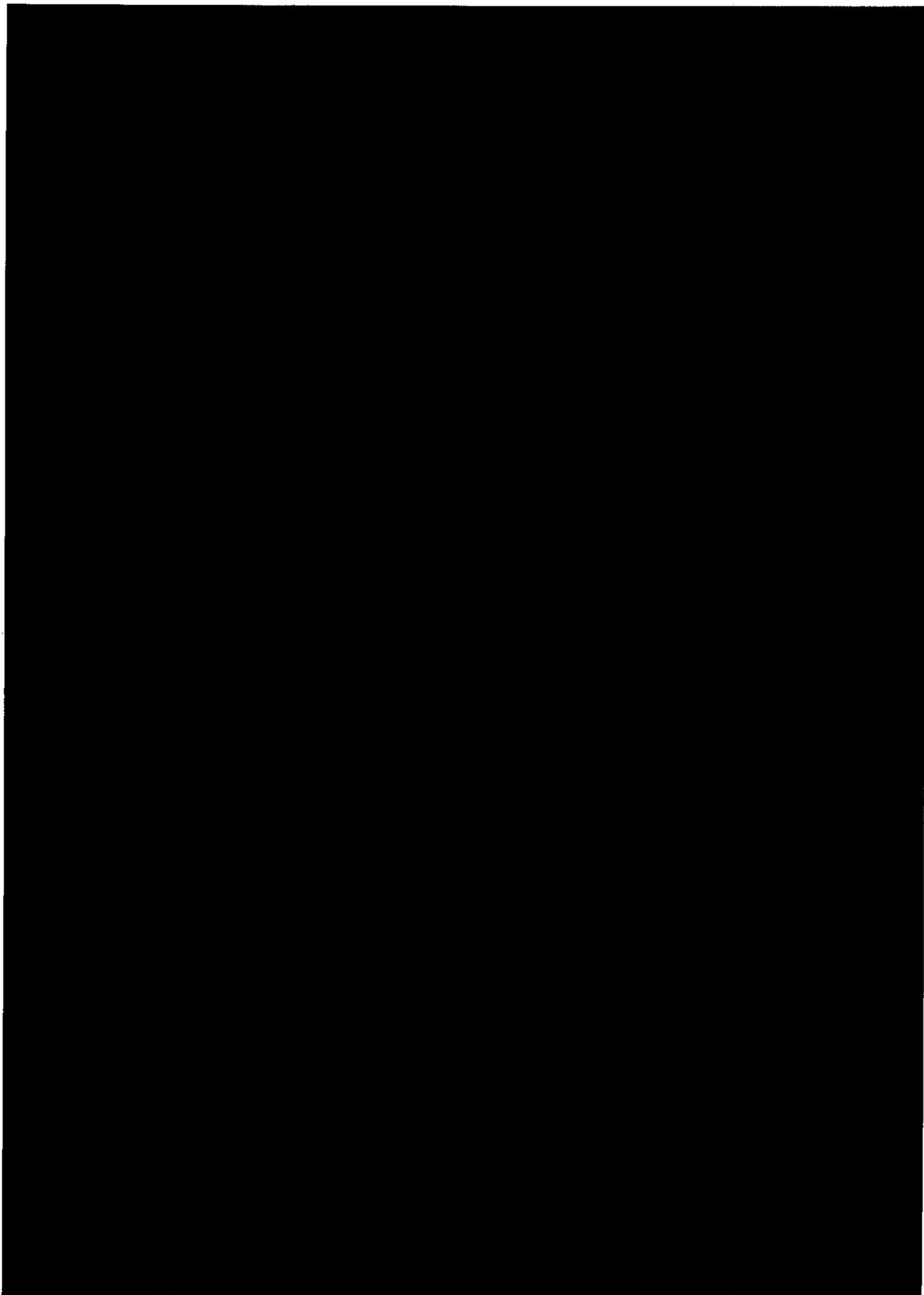












参考1：部内限

中央じん肺診査医会

じん肺管理区分決定に対する
審査請求書等提出資料一式

厚生労働省

審査請求書

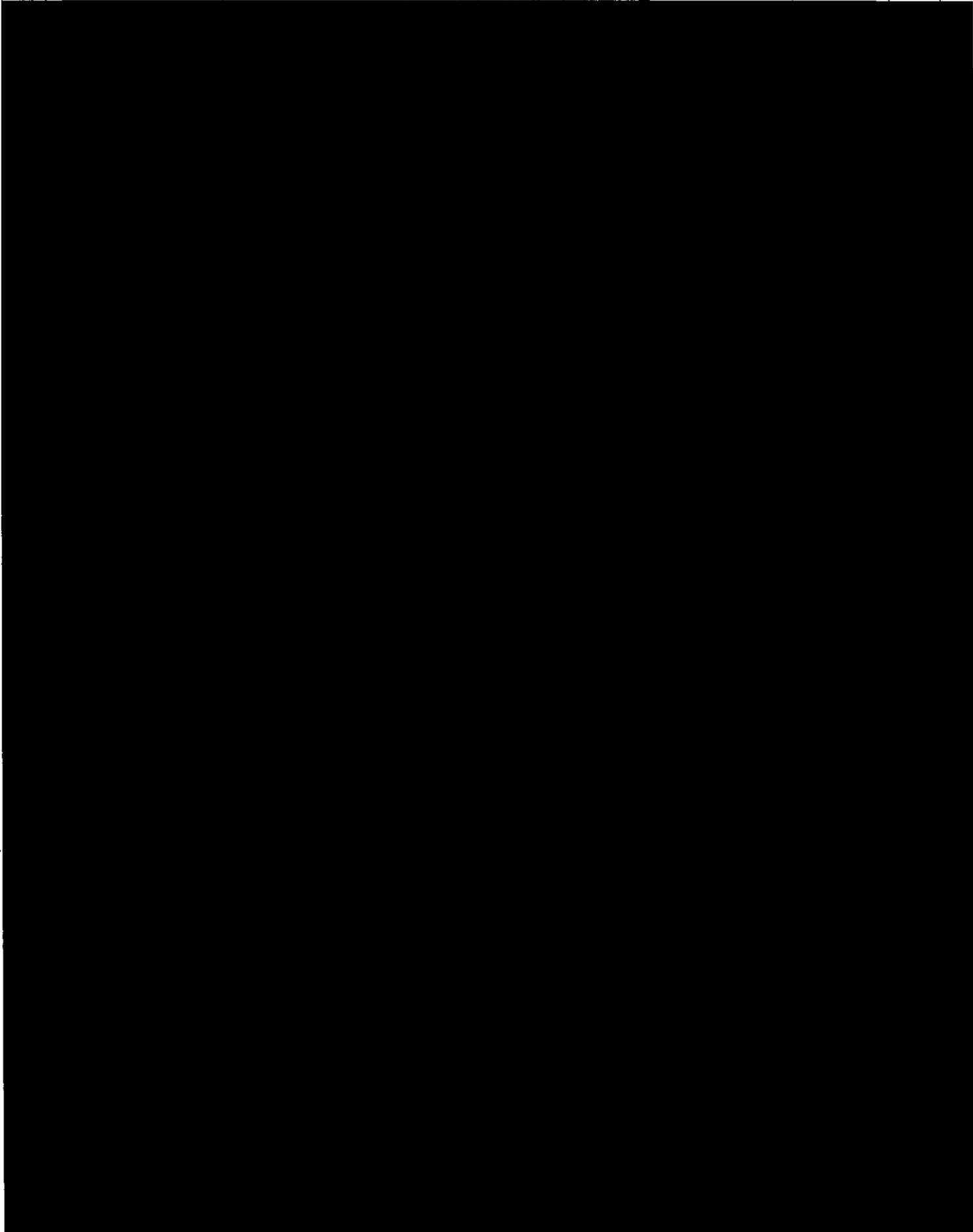
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨		[Redacted]	
③ 審査請求の理由			
処分庁の教示		教示の内容	[Redacted]
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		[Redacted]	
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	枚 (CT 枚 (原本) 枚	[Redacted]
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	審査請求人氏名 [Redacted]		
厚生労働大臣 殿		[Redacted]	

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び住居及び事務所の所在地を記入
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

平成 年 月 日
 第 号
 労 収 基 第

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局長

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合は除きます。)
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合は除きます。)
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の有無	
以下余白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

(2)

様式第6号(第20条関係)

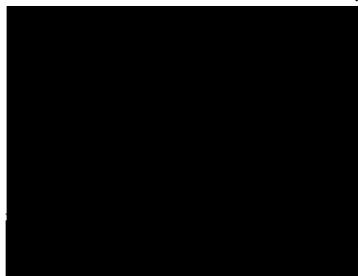
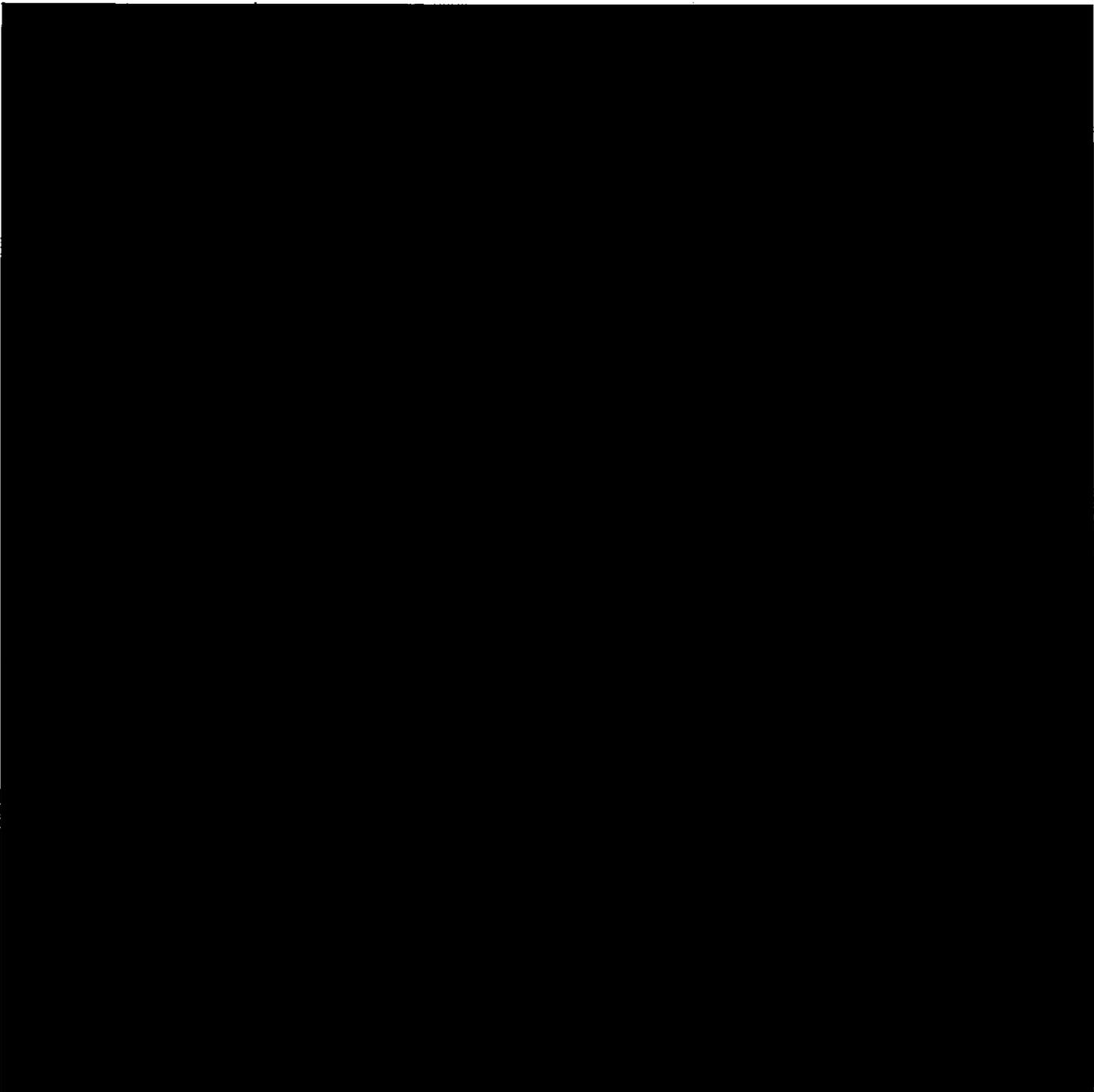
じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted] 枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3 その他の参考資料	[Redacted]
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	<p>申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。</p> <p>平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日</p> <p>職 [Redacted]</p> <p>事業者 [Redacted]</p> <p>氏名 [Redacted] (印)</p>	
事業者への通知の諾否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日		
[Redacted]	郵便番号 [Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	住所 [Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	申請者 [Redacted]	電話 [Redacted]
[Redacted]	氏名 [Redacted]	[Redacted]
労働局長殿		

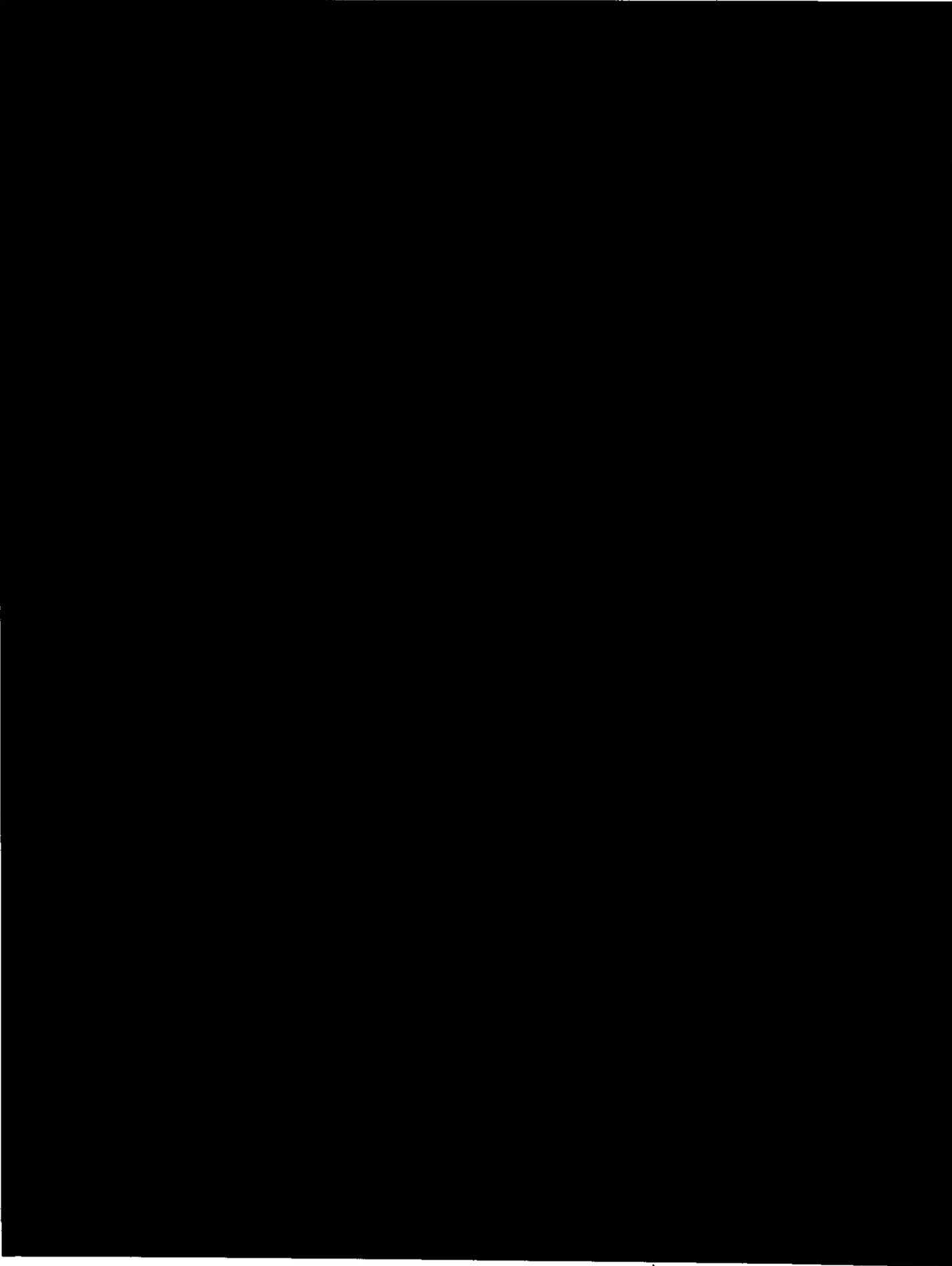
備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日	平成	年	月	日	写真番号
撮 影 条 件				審査受付条件	申 請 者
撮影条件	電 圧 [kV]		110~140		
	焦点被写体間距離 [cm]		180~200		
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120 [kV]前後		格子比 12 : 1		
	上記以上の撮影電圧		格子比 14 : 2		
	(2) 空間分解能 (画素数)				
フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]		3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対して高周波成分 (0.2cycle/mm以上) におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)		1.0~1.2倍程度		
そ の 他					
富士写真フィルム株式会社	回転量 (GA)		0.9~1.0		
	階調シフト (GS)		-0.2~-0.1		
	周波数強調度 (RE)		0.0~0.2		
	周波数ランク (RN)		4		
コニカ株式会社	肺野濃度		1.6~1.8		
	強調度		0.1~0.3		
	マスクサイズ		7		
	LUT		THX-2		
コダック株式会社	Densy Shift		-0.3		
	Contrast Factor		1.6~1.8		
	Matrix Size		35~75		
	High Density Boost		0.05~0.11		
Low Density Boost		0.00~0.05			

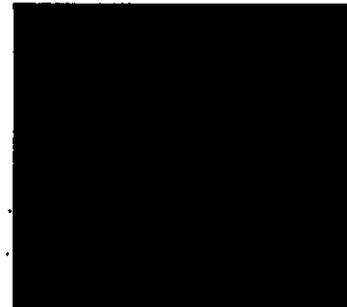




平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医



じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

地方じん肺診査医



記

1. 申請者氏名 [Redacted]
2. エックス写真撮影年月日 平成 [] 年 [] 月 [] 日
3. エックス写真撮影番号 [Redacted]
4. 判断理由等 [Redacted]

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	年齢	電話番号
住所	健康管理手帳番号			

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	提議 条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	肺炎・ 肥満の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
-------	------	-----	----------	----------	------	---	---	---	-----	-------	-------------	-------	---------	--------------------	--------------------	---------------	---------------------

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
------	-----	----	---------	------------

検索結果 (個人情報)

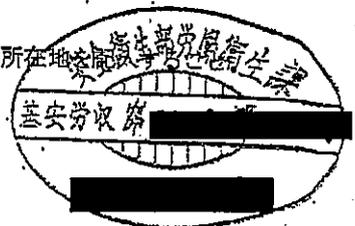
個人情報																	
対象者氏名											性別	生年月日	年齢	電話番号			
(フリガナ)											健康管理手帳番号						
住所																	
管理区分決定歴情報																	
決定年月日	受付番号	決定局	振興 条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併産	産状確認日	助産・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書発付年月日	作業転換合意 報告書発付年月日	作業転換 決定年月日	再・追加検査の仲 理申出年月日	
粉じん作業歴情報																	
事業場名					管轄局			業種			粉じん作業種類			粉じん作業従事期間計			

審 査 請 求 書

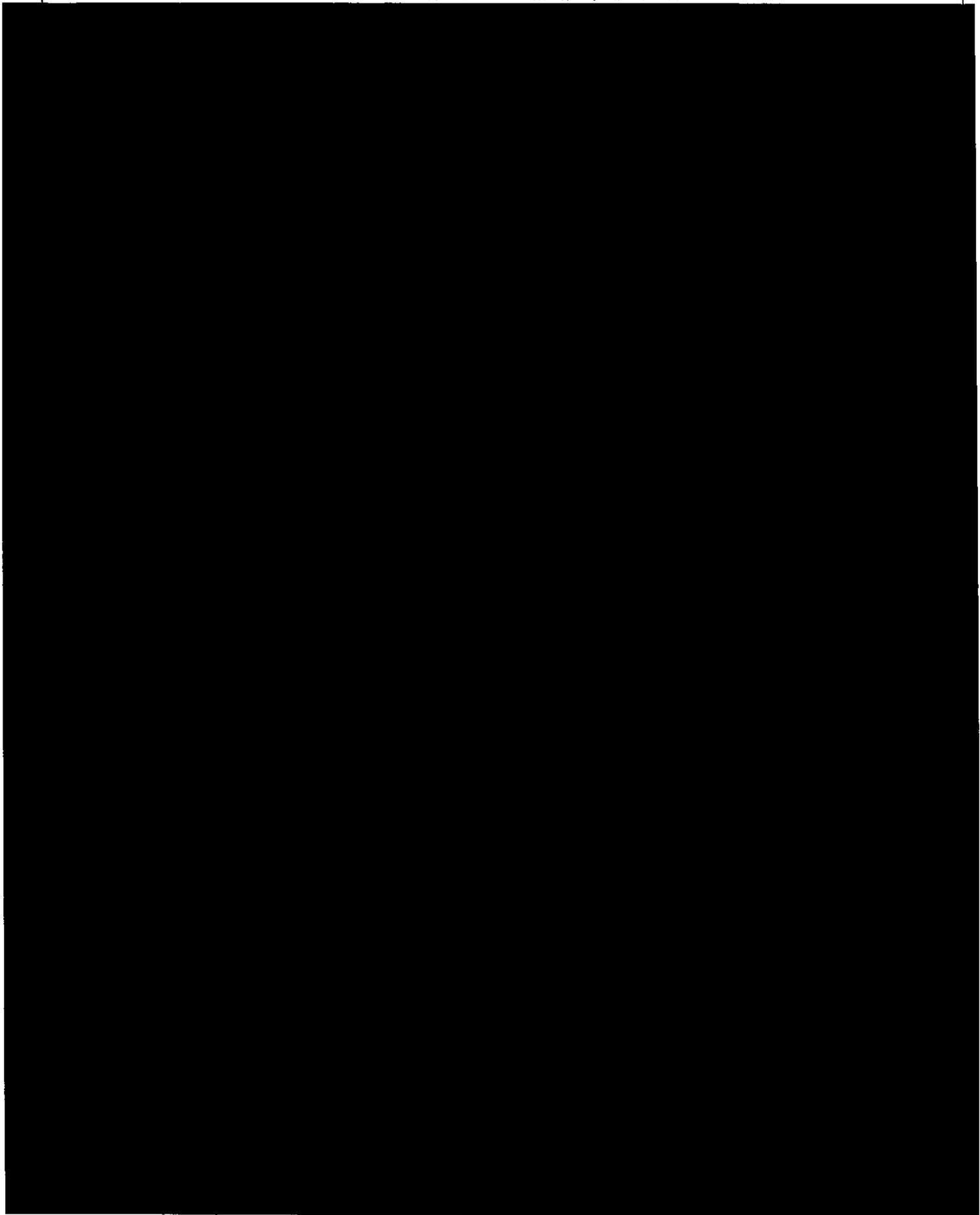
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所	
審査請求に係る処分	
審査請求に係る処分をした都道府労働局長	
審査請求に係る処分のあった年月日	
審査請求に係る処分の有ったことを知った年月日	
② 審査請求の趣旨	
③ 審査請求の理由	
処分庁の教示	教示の内容
④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者の氏名及び住所	
添 付 資 料	1. エックス線写真 枚 CT 枚 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 その他の参考資料
平成 年 月 日 審査請求人氏名	
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿	

備考

1. ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2. ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

第 〇〇 号
 基 礎 収 入 第 〇〇 号
 平 成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

じん肺管理区分決定通知書

〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇 労働局

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 日本職あて [提出(申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出(申請)] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

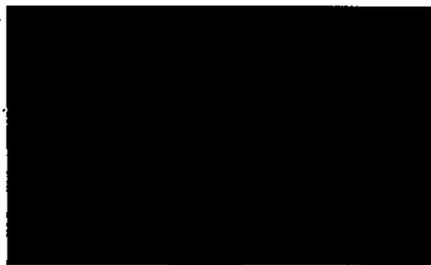
氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 不
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ ている合併 症の有無	
以下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR0 じん肺の所見がない。
- PR1 エックス線写真の像が第1型である。
- PR2 エックス線写真の像が第2型である。
- PR3 エックス線写真の像が第3型である。
- PR4 (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR4 (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

6

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称 事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数	
添付資料	1 ネットワーク写真 枚 CT 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料
じん肺法第十五条の規定	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第二条に定める粉じん作業に常時従事する であることに相違ありません。 年 月 日 事業者 氏名
事業者への通知の可否	



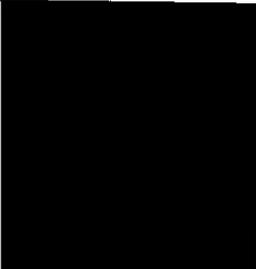
郵便番号 電話

申請者 住所
氏名

労働局長殿

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



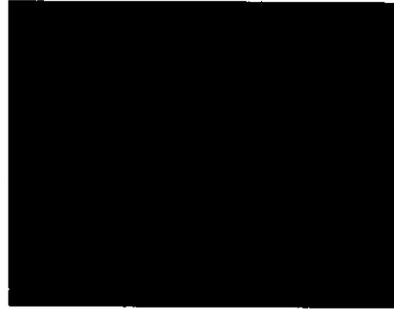
X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日				写真番号	
撮影条件			審査受付条件	申請者	
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140			
	焦点被写体間距離 [cm.]	180~200			
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 [kV]前後	格子比 12 : 1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 2			
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り 画素数 [pixel]	3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対し 高周波成分 (0.2cycle/mm以上) に おけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変 化させる場合であっても、右記範囲内 であること。)		1.0~1.2倍程度		
そ の 他					
富士写真フィルム 株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0			
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1			
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2			
	周波数ランク (RN)	4			
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コダック株式会社	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.11			
	Low Density Boost	0.00~0.05			

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

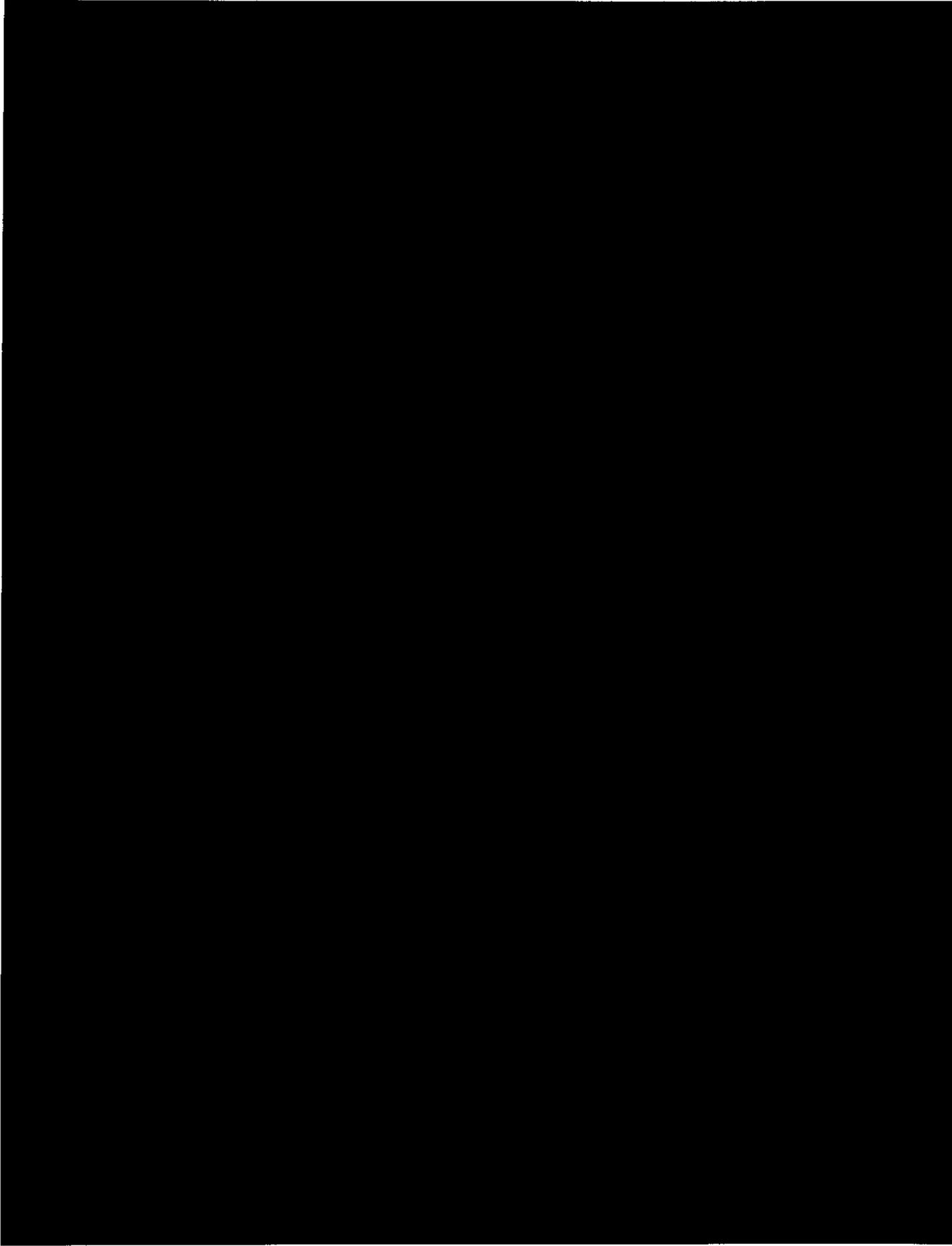


じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚



意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

平成 年 月 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名 (フリガナ)		性別		生年月日		年齢		電話番号	
住所	健康管理手帳番号								

管理区分決定履歴情報

決定年月日	受付番号	決定期	取扱 条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	職業・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
[Redacted]																

粉じん作業履歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

2

()

じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

第 号
 平成 年 月 日
 労 収 基 第 号

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ ている合併 病の名称	
[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
以 下	余 白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A; B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR0 じん肺の所見がない。
- PR1 エックス線写真の像が第1型である。
- PR2 エックス線写真の像が第2型である。
- PR3 エックス線写真の像が第3型である。
- PR4 (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR4 (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1. エックス線写真 [Redacted] 枚 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3. その他の参考資料 [Redacted]	
じん肺法第十五条の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第 2 条に定める粉じん作業に常時従事する ([Redacted]) であることに相違ありません。 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 事業者 氏名 [Redacted] 殿	
事業者への通知の諾否	[Redacted]	

[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日

郵便番号 [Redacted] 電話 [Redacted]

申請者 氏名 [Redacted]

労働局長殿

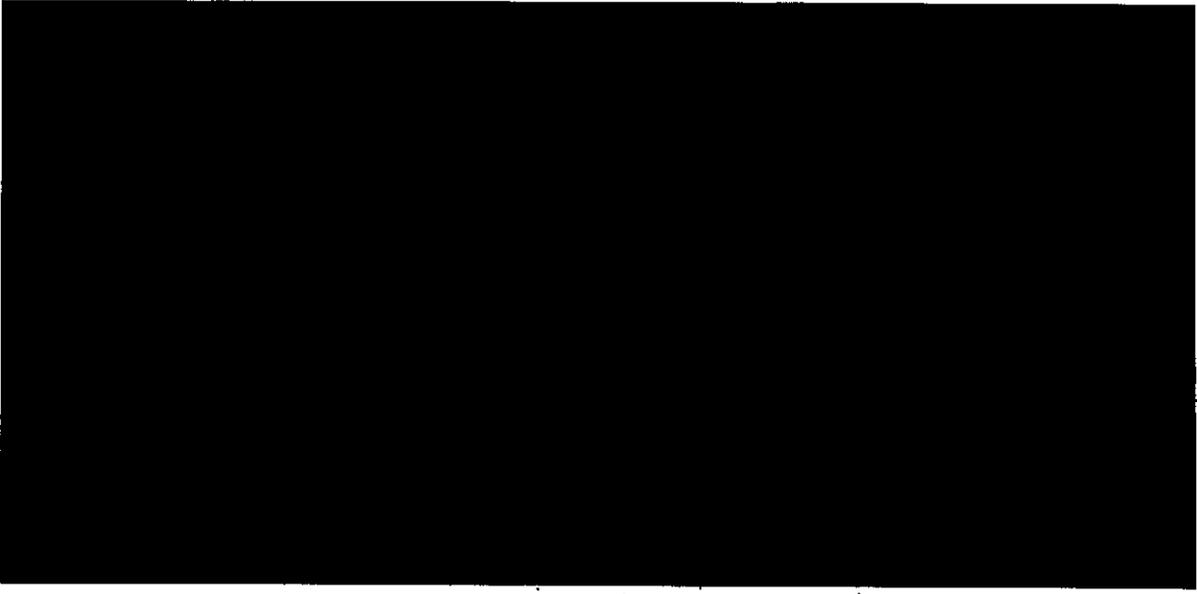
備 考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であつた者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であつた者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行つた事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。

④ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日			写真番号		
撮影条件			審査受付条件	申請者	
撮影条件	電 圧 [k V]	110~140			
	焦点被写体間距離 [c m]	180~200			
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 [k V]前後	格子比 12 : 1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 2			
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取 り画素数 [pixel]	3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対し て高周波成分 (0.2cycle/mm以上) に おけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変 化させる場合であっても、右記範囲内 であること。)		1.0~1.2倍程度		
そ の 他					
富士写真フィルム 株式会社	回転量 (GA)		0.9~1.0		
	階調シフト (GS)		-0.2~-0.1		
	周波数強調度 (RE)		0.0~0.2		
	周波数ランク (RN)		4		
コニカ株式会社	肺野濃度		1.6~1.8		
	強調度		0.1~0.3		
	マスクサイズ		7		
	LUT		THX-2		
コダック株式会社	Density Shift		-0.3		
	Contrast Factor		1.6~1.8		
	Matrix Size		35~75		
	High Density Boost		0.05~0.11		
	Low Density Boost		0.00~0.05		



平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

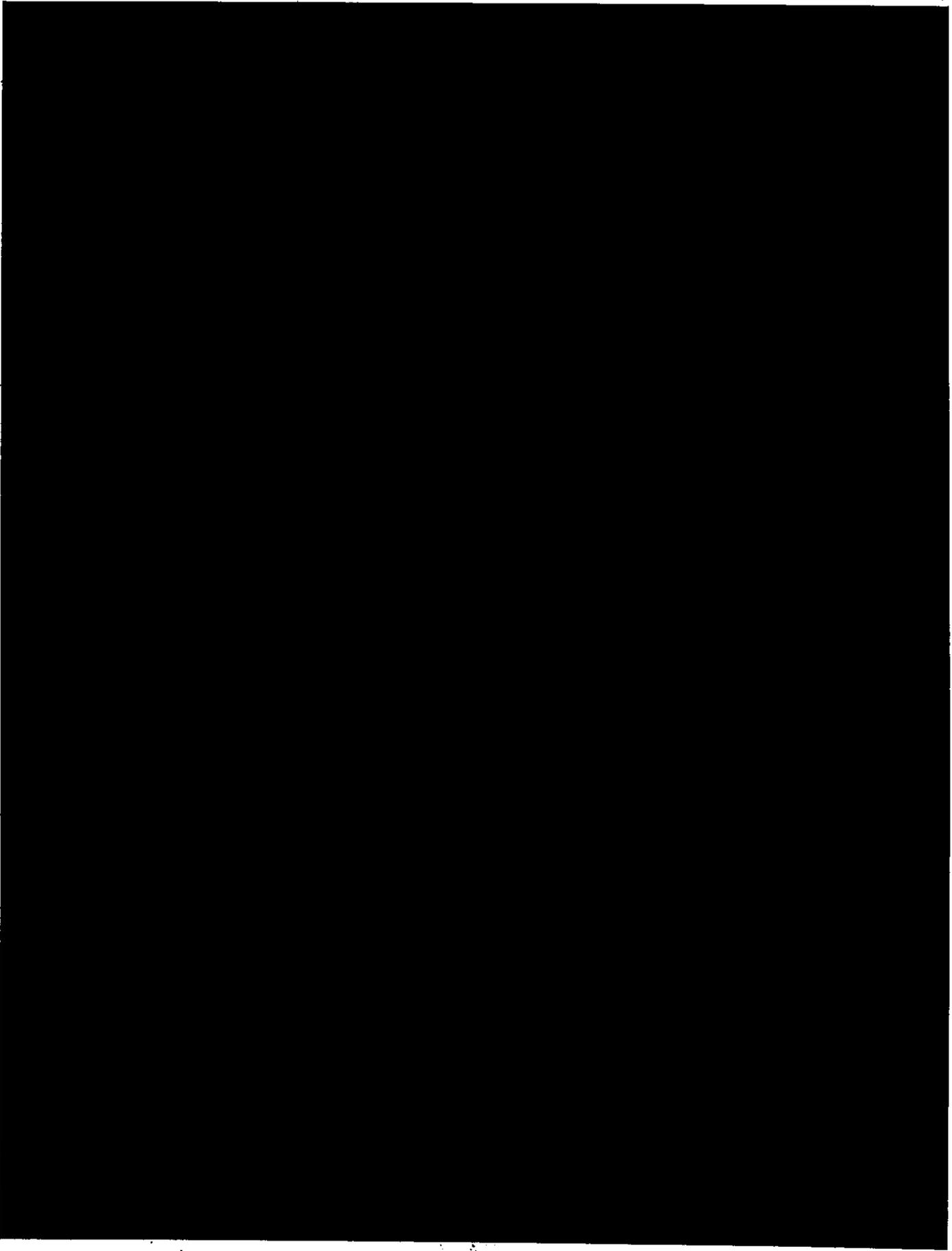


じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚



意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

平成 年 月 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名	[Redacted]		性別	[Redacted]	生年月日	[Redacted]	電話番号	[Redacted]
(フリガナ)	[Redacted]							
住所	[Redacted]							

管理区分決定履歴情報

決定年月日	受付番号	決定別	掲載 本文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	勧奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再-追加検査物件 提出命令年月日
[Redacted]																

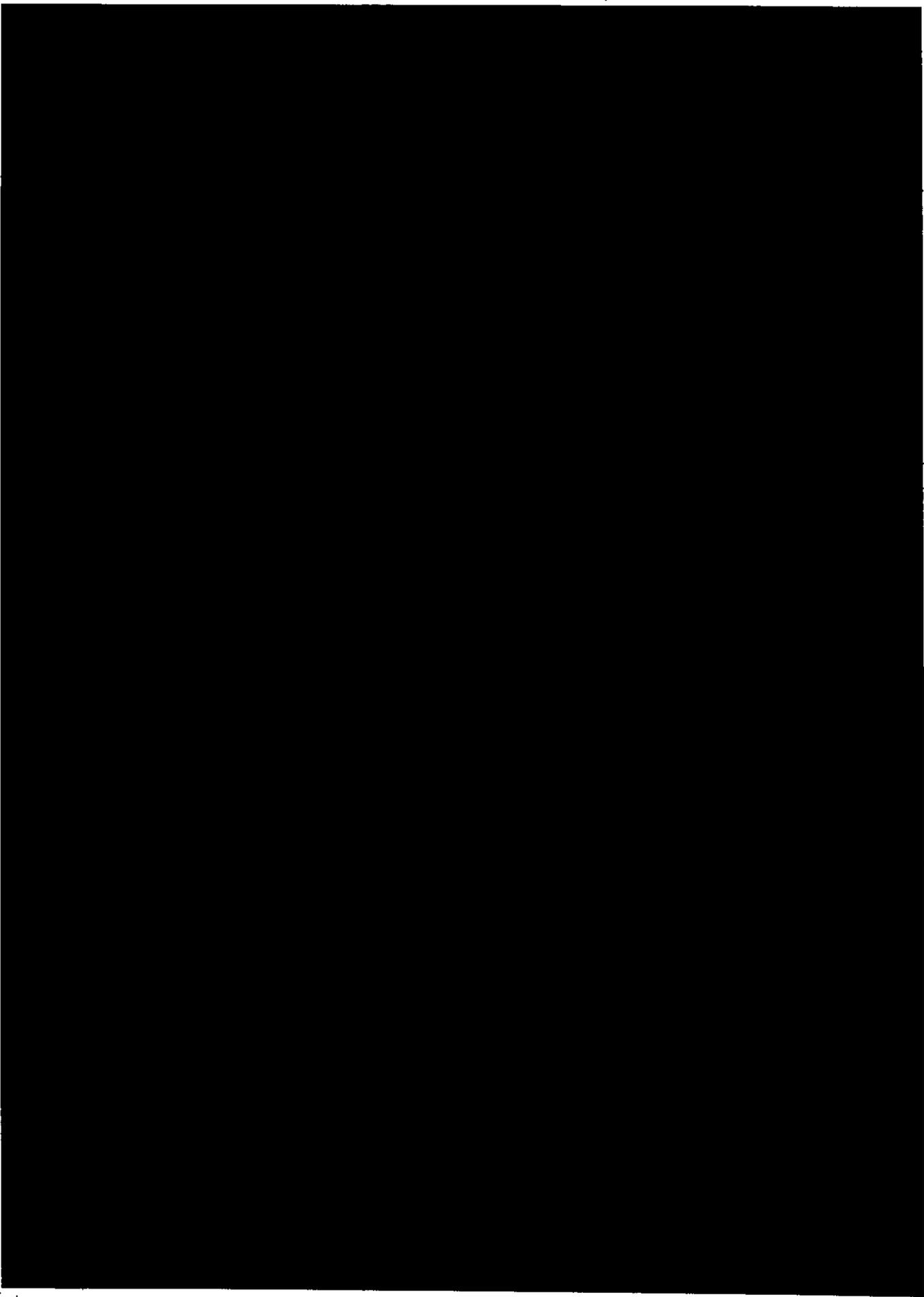
粉じん作業履歴情報

[Redacted]																
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の審査請求代理人氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨	[Redacted]	
③ 審査請求の理由	[Redacted]	
処分庁の教示	教示の内容	[Redacted]
④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者の氏名及び住所		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料 [Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	審査請求人氏名	[Redacted]
厚生労働大臣 田村 憲久 殿	上記審査請求人の代理人	[Redacted]





第 〇〇 号
 基 礎 賃 金 第 〇〇 号
 平 成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

じん肺管理区分決定通知書

〇〇 殿

〇〇 労働局

平成 〇〇 年 〇〇 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての判決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (判決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、判決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下 余 白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

1. エックス線写真の区分 (確認の上、いずれかを囲むこと。)



比較読影に用いた写真 (いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集 (平成 23 年 3 月) 電子媒体版
- () じん肺標準エックス線フィルム (昭和 53 年)

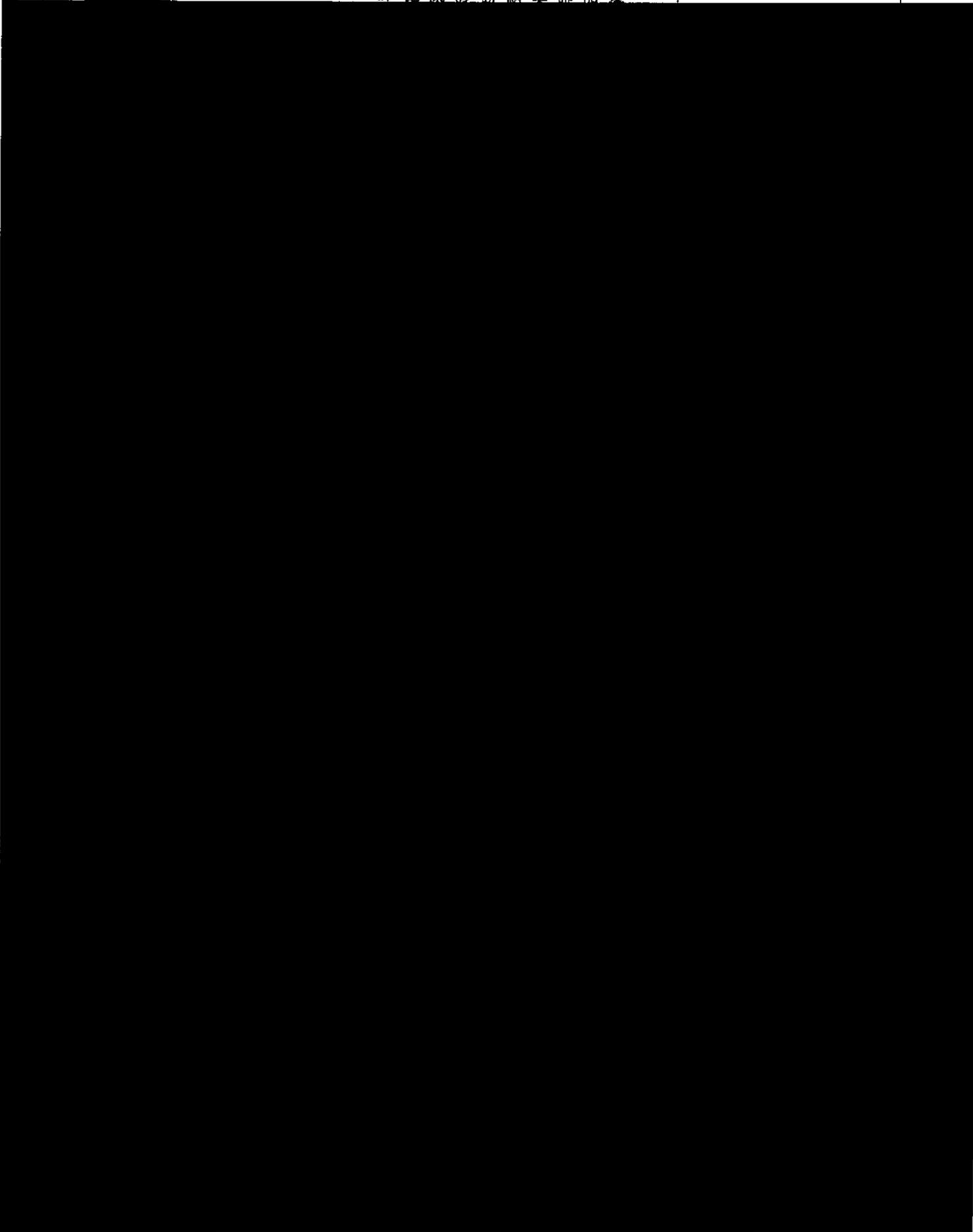
2. CR 写真確認表 (申請者欄に確認した結果を記載すること。) 撮影日

		審査受付条件	申請者
撮影条件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140	
	焦点被写体間距離[cm]	180~200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後	格子比 12:1	
	上記以外の撮影電圧	格子比 14:1	
	(2)空間分解能 (画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズの場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500 以上	
画像処理条件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0 程度	
	中央陰影の濃度	0.15~0.25 程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波数(0.2cycles/mm以上)におけるレスポンス	1.0~1.2 倍程度	
その他			
富士フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0	
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク (RN)	4	

判 定 (

確認年月日 (

じん肺健康診断結果証明書



平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

医師

医師

医師

意見書の提出について

1. 審査請求に係る決定申請者及び内容

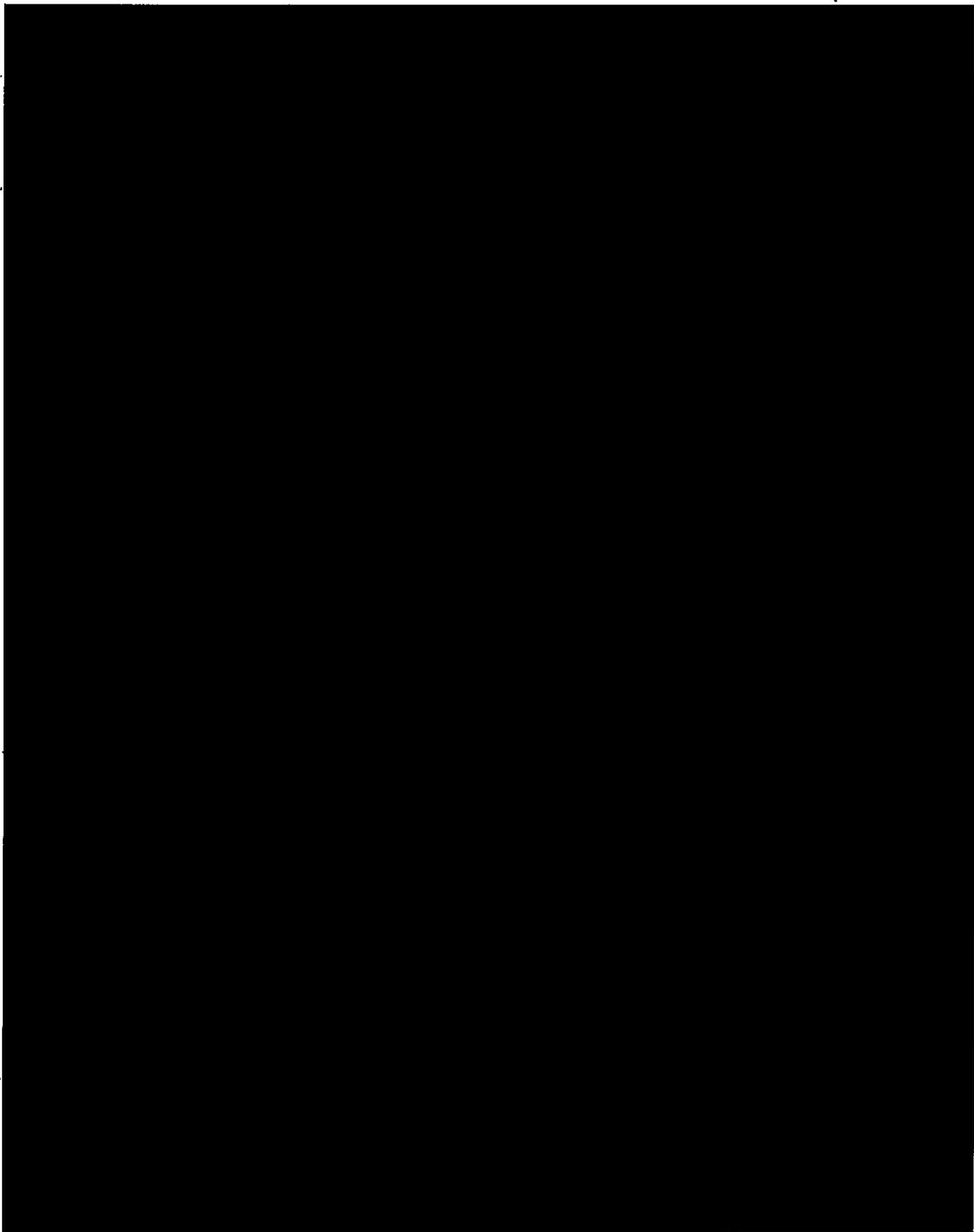
(1) 決定申請者氏名

(2) 決定申請者住所

(3) 決定内容

2. 審査請求の趣旨

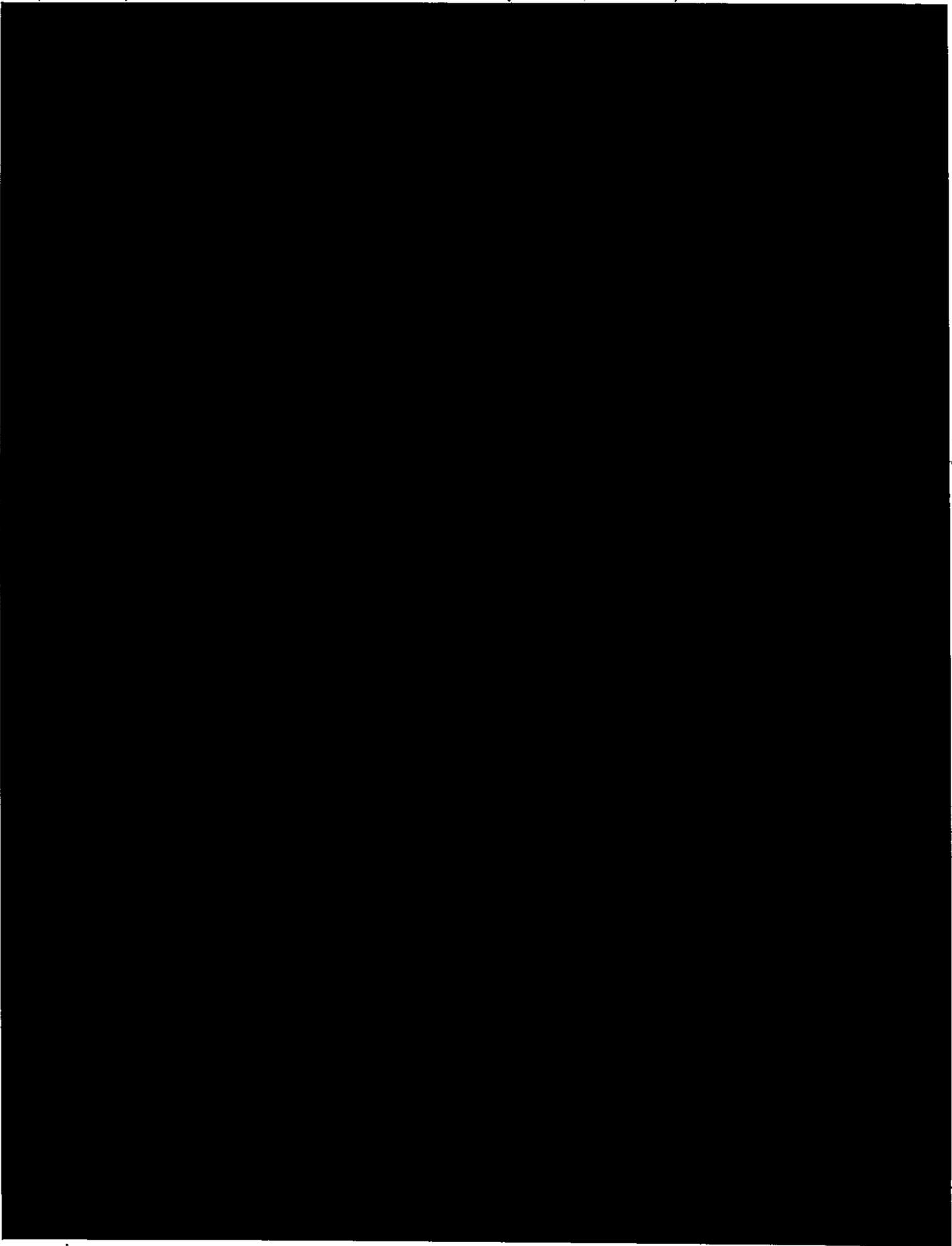
意見書

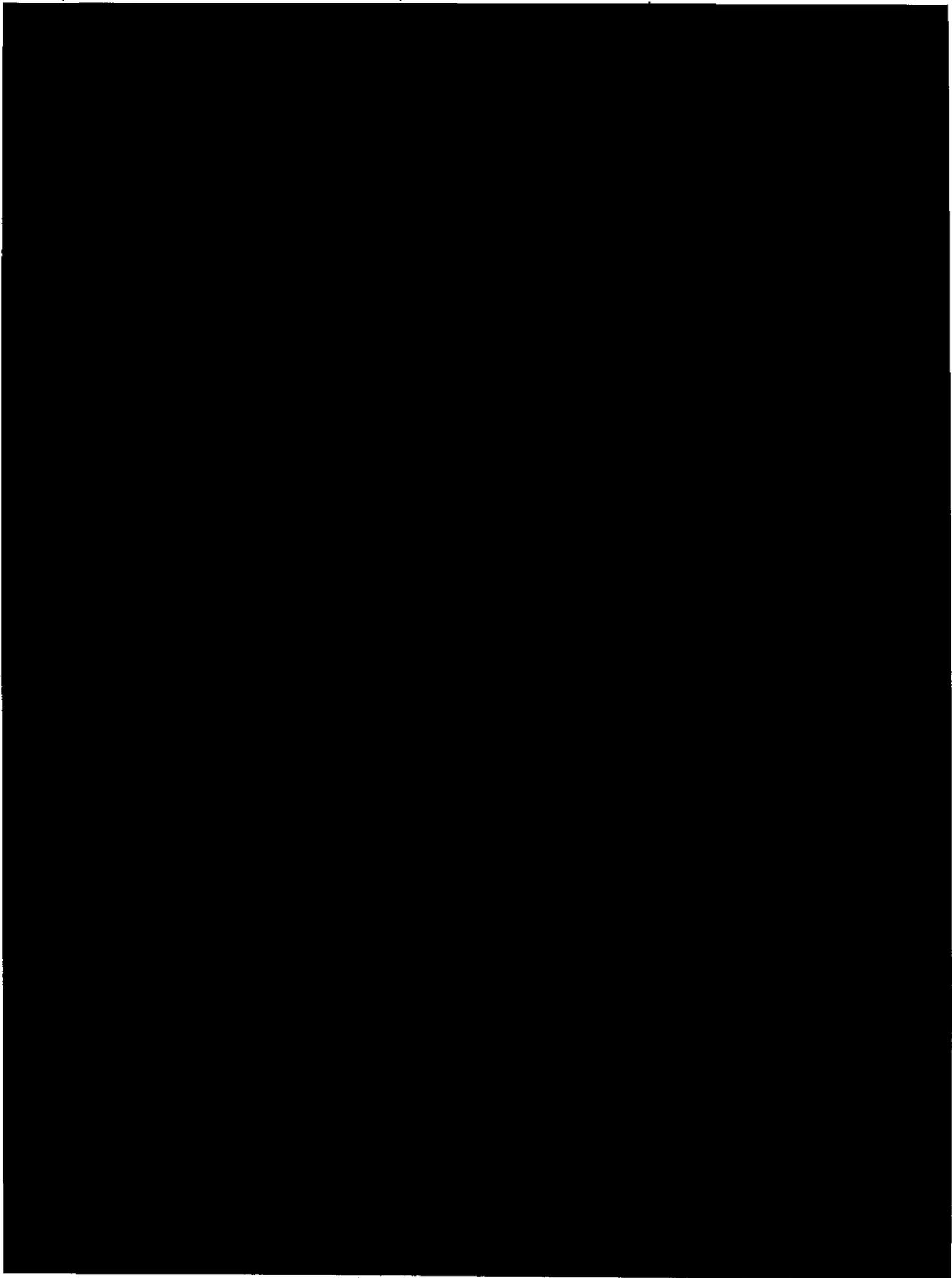


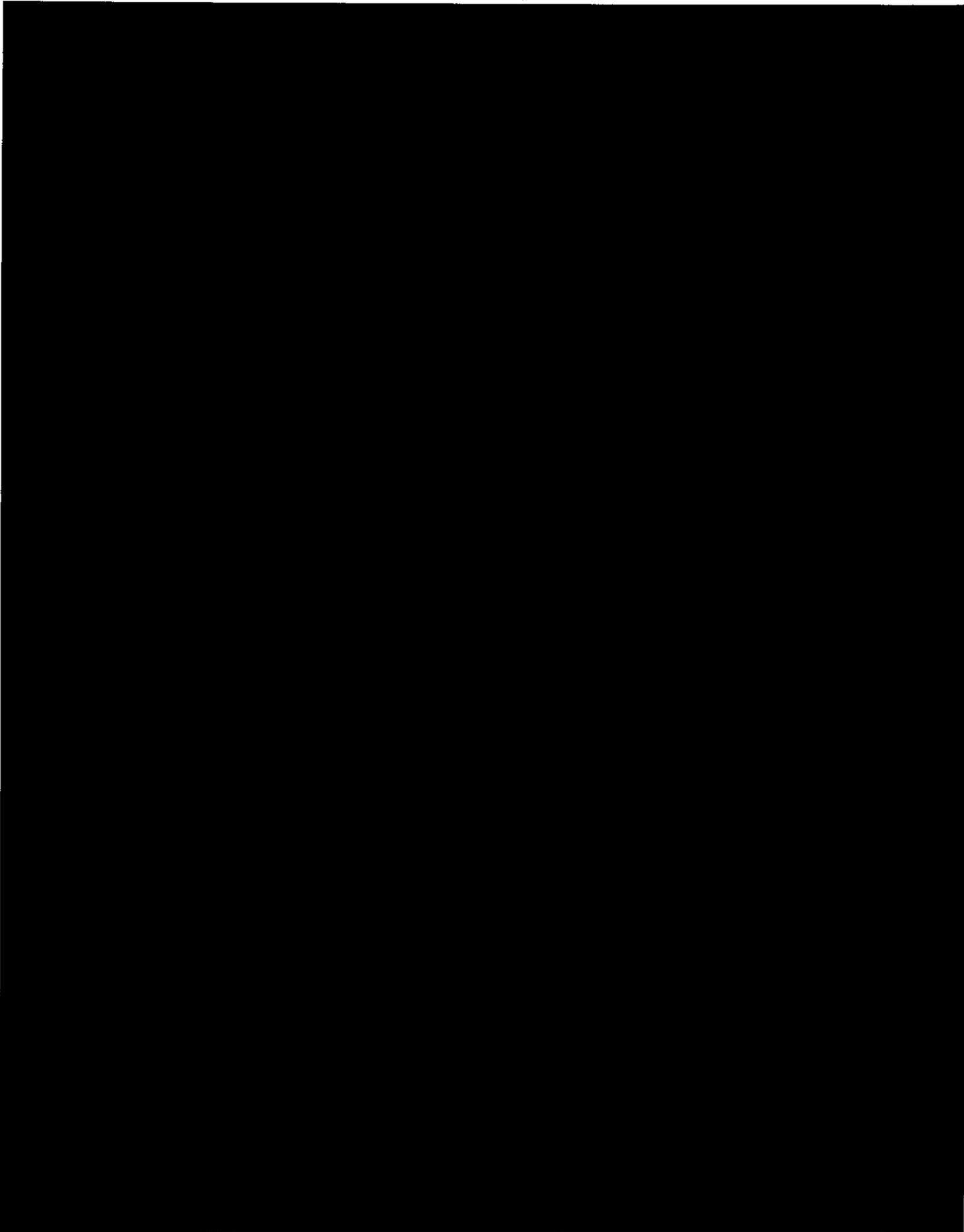
じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料 [Redacted]	枚 枚
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 氏名 [Redacted] ④	
通知の可否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 郵便番号 [Redacted] 住所 [Redacted] 申請者 [Redacted] 氏名 [Redacted] [Redacted] 労働局長 殿		

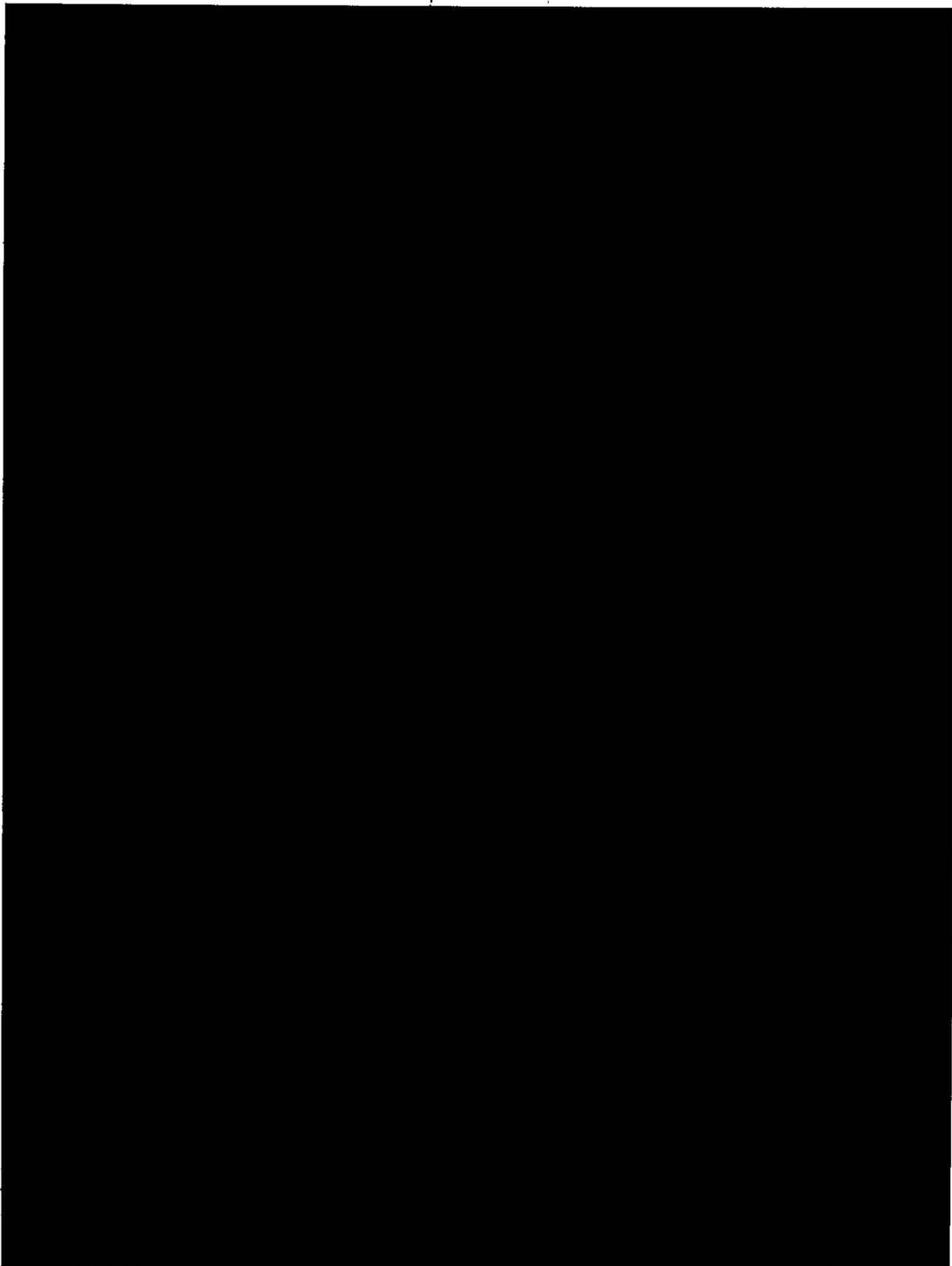
備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知する。申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、申請者あてに通知すること。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、申請者あてに通知すること。印することに代えて、署名することができる。









1. エックス線写真の区分 (確認の上、いずれかを用いること。)



比較読影に用いた写真 (いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集 (平成 23 年 3 月) 電子媒体版
- () じん肺標準エックス線フィルム (昭和 53 年)

2. CR 写真確認表 (申請者欄に確認した結果を記載すること。) 撮影日

		審査受付条件	申請者
撮 影 条 件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140	
	焦点被写体間距離 [cm]	180~200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後	格子比 12:1	
	上記以外の撮影電圧	格子比 14:1	
	(2)空間分解能 (画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズの場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500 以上	
画 像 処 理 条 件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0 程度	
	中央陰影の濃度	0.15~0.25 程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波数(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス	1.0~1.2 倍程度	
そ の 他			
富士フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0	
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク (RN)	4	

判 定 ()

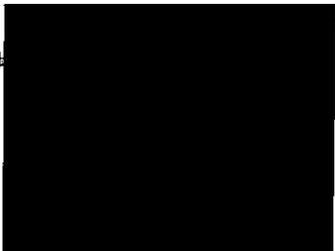
確認年月日 ()

審 査 請 求 書

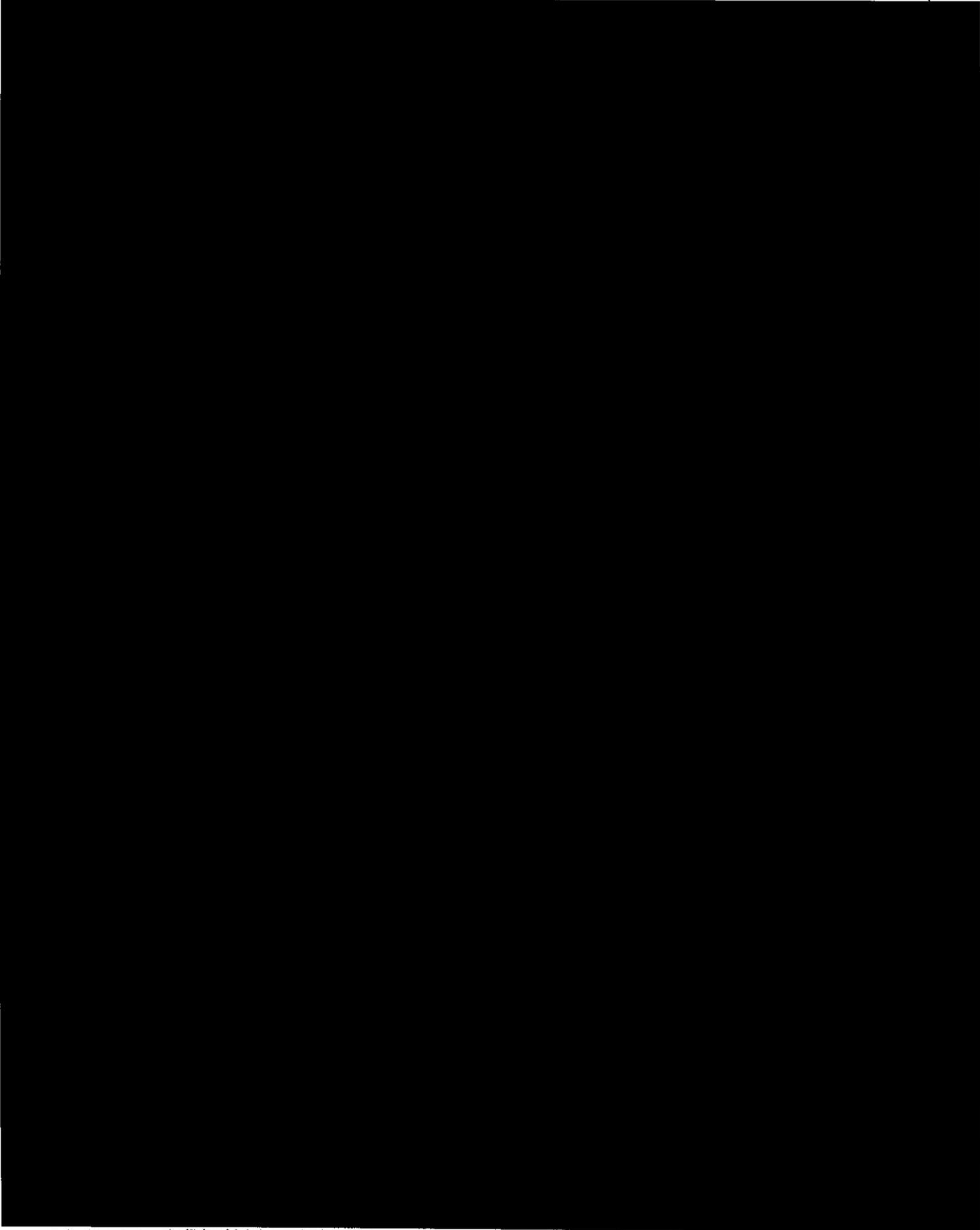
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		[Redacted]	
審査請求に係る処分		[Redacted]	
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		[Redacted]	
審査請求に係る処分のあった年月日		[Redacted]	
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		[Redacted]	
②	審査請求の趣旨	[Redacted]	
③	審査請求の理由	[Redacted]	
処分庁の教示	教示の内容	[Redacted]	
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		[Redacted]	
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted]	枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted]	枚
	3 その他の参考資料	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	厚生労働大臣	審査請求人氏名	[Redacted]
	殿		[Redacted]

備 考

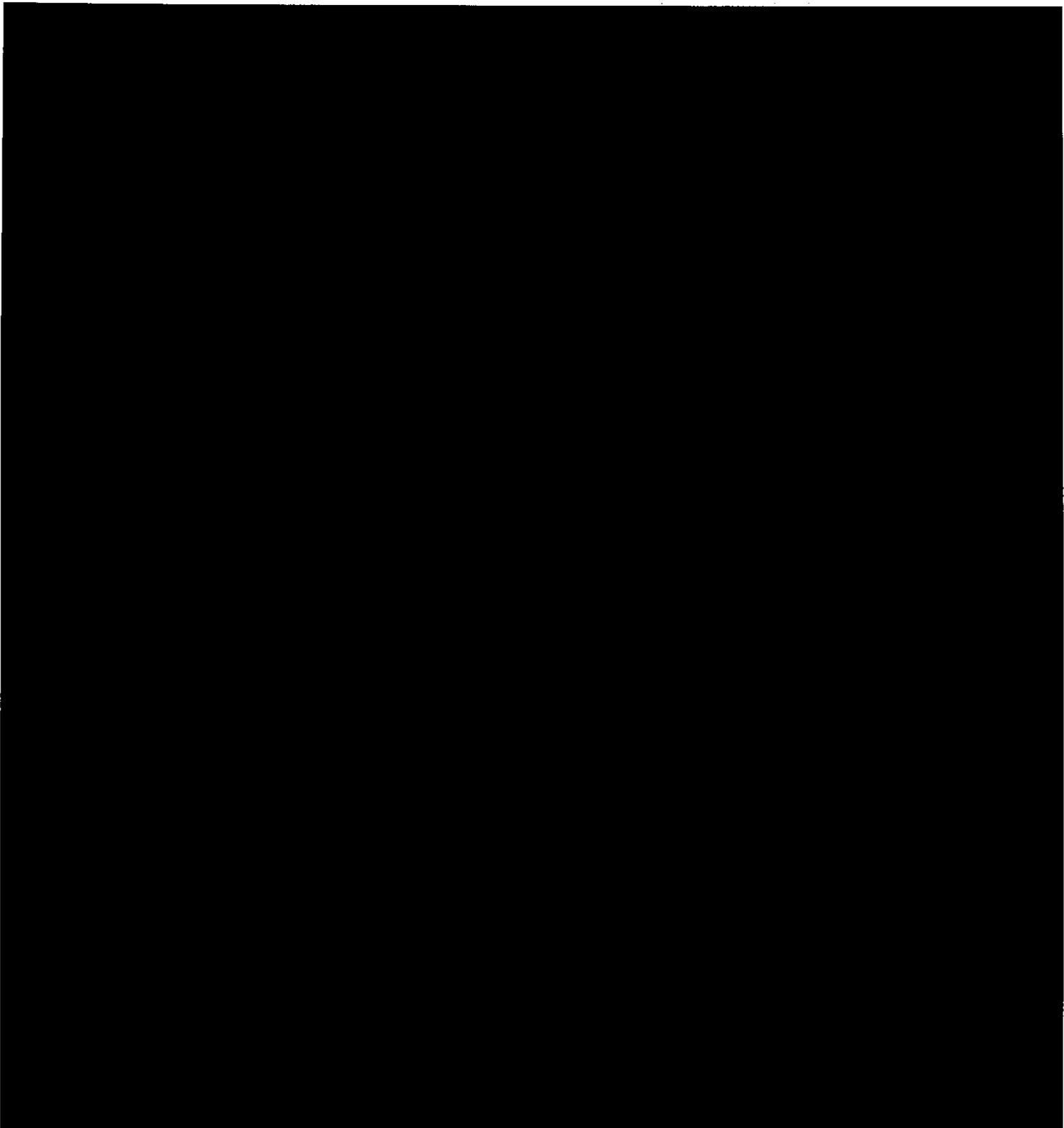
- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者等の氏名及び住所または事務所の所在地を記載すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。





様式第6号(第20条関係)

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted] 枚 [Redacted] 枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3 その他の参考資料	
じん肺法第15条の場合に基づく申請の場合	<p>申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に</p> <p>常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。</p> <p>[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日</p> <p>事業者 [Redacted]</p>	
事業者への通知の可否	[Redacted]	

[Redacted]

申請者

郵便番号 [Redacted]

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

[Redacted] 労働局長 殿

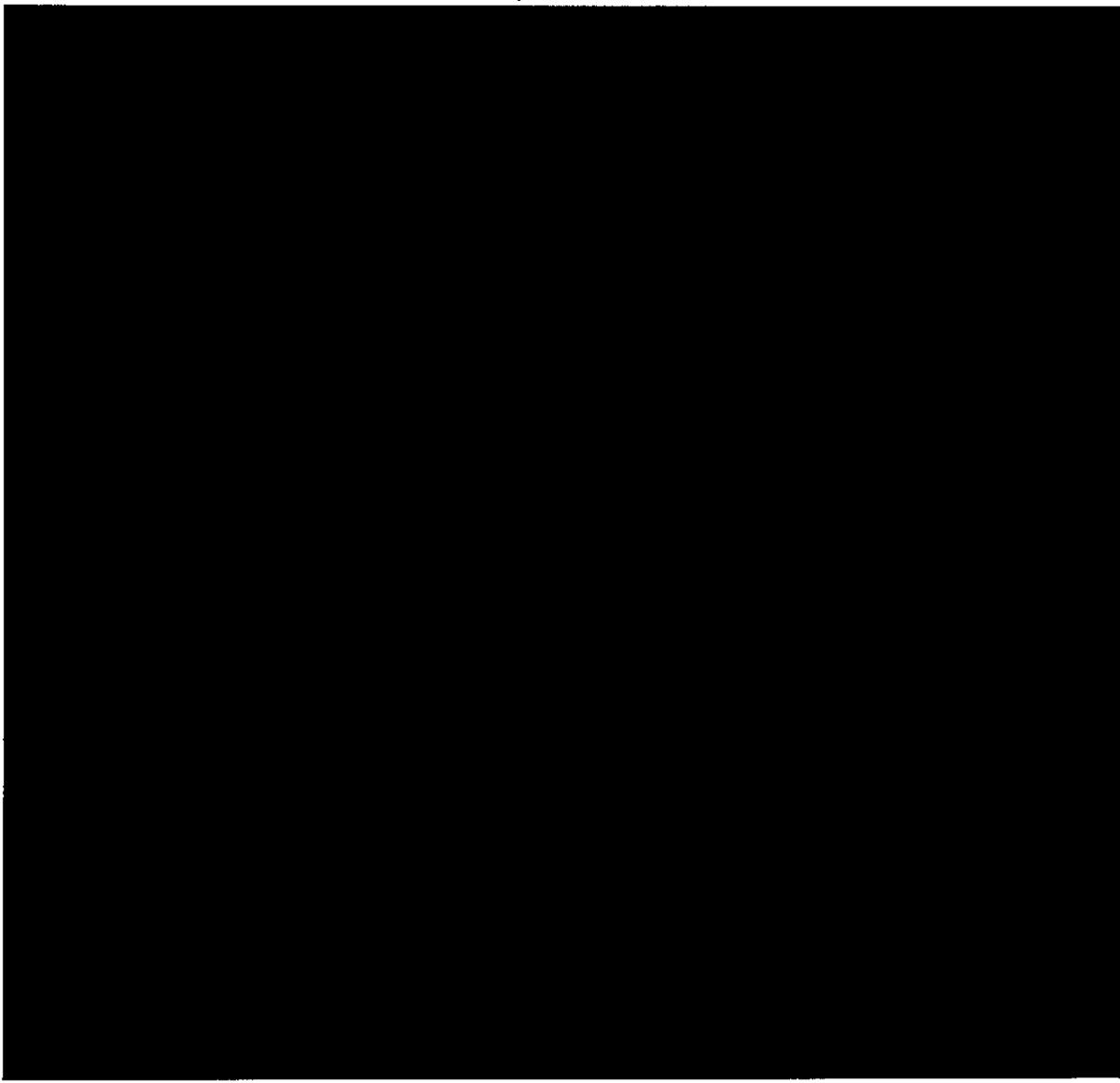
(備考)

- 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

平成 年 月 日

労働局地方じん肺診査医

意見書



じん肺診査状況

(提出又は申請の区分)

													総件数	9			
番号	受付番号	受付年月日	業種	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日 住所)	じん肺作業 の内 容 (従事年数)	申請等の内容					診査結果			資料返還 年月日	管理区分 年月	備考
							決定履歴(右側から新しい情報を表示)			今回の申請		所見等 (合併症)	再検査 の要	等 作 業 の 見 察			
備考																	

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。

じん肺診査医

(提出又は申請の区分)

じん肺診査状況

総件数 6

番号	受付番号 所轄署又は局	受付年月日	業種	事業場名 (住所)	氏名 (生年月日 住所)	粉じん作業 の内容 (従事年数)	申請等の内容				診査結果				資料返還 年月日	管理区分 決定年月	備考	
							決定履歴(右欄から新しい情報を表示)		今回の申請		所見等 (合併記)	再検査の 意見	等作 業上の 意見	転換 意見				
							内容	内容	内容	備考								医療機関等 (保原)
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
				以		()	下			余								
						()												
備考																		

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。
じん肺診査医

第 号
 平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書



殿

労働局

平成 年 月 日本職あて **提出(申請)** のあつたじん肺管理区分の決定に関する **提出(申請)** に基づき、

じん肺法 **第15条第3項において準用する同法第13条第2項** の規定により下記のとおり
第16条第2項において準用する同法第13条第2項

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備 考			療養の要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
[Redacted]						
以下	余白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。



命令書

殿

労働

本職あて のあったじん肺管理区分の決定に関する について、提出された資料ではじん肺管理区分の決定ができないため、下記期限までに下記に掲げる

するよう、じん肺法第13条第3項（第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき命じます。

なお、この命令について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

氏名	住所	再・追加検査の内容	提出すべき資料	提出期限

以上

○

○

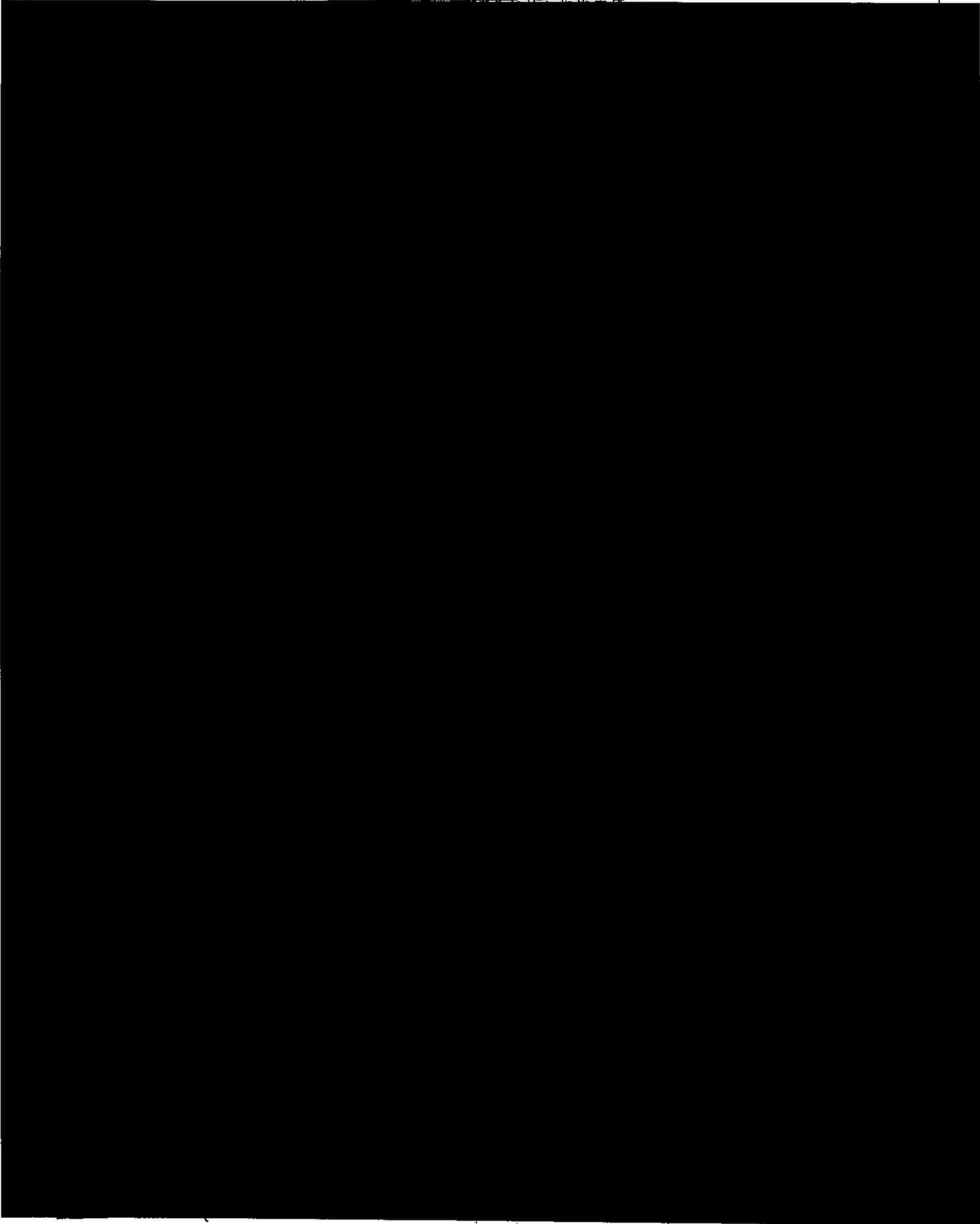
審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		[Redacted]
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示	教示の内容	
④ じん肺法第19条5項の利害関係者の氏名及び住所		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted] 枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3 その他の参考資料	[Redacted]
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	厚生労働省 [Redacted]	審査請求人氏名 [Redacted] 代理人氏名 [Redacted]

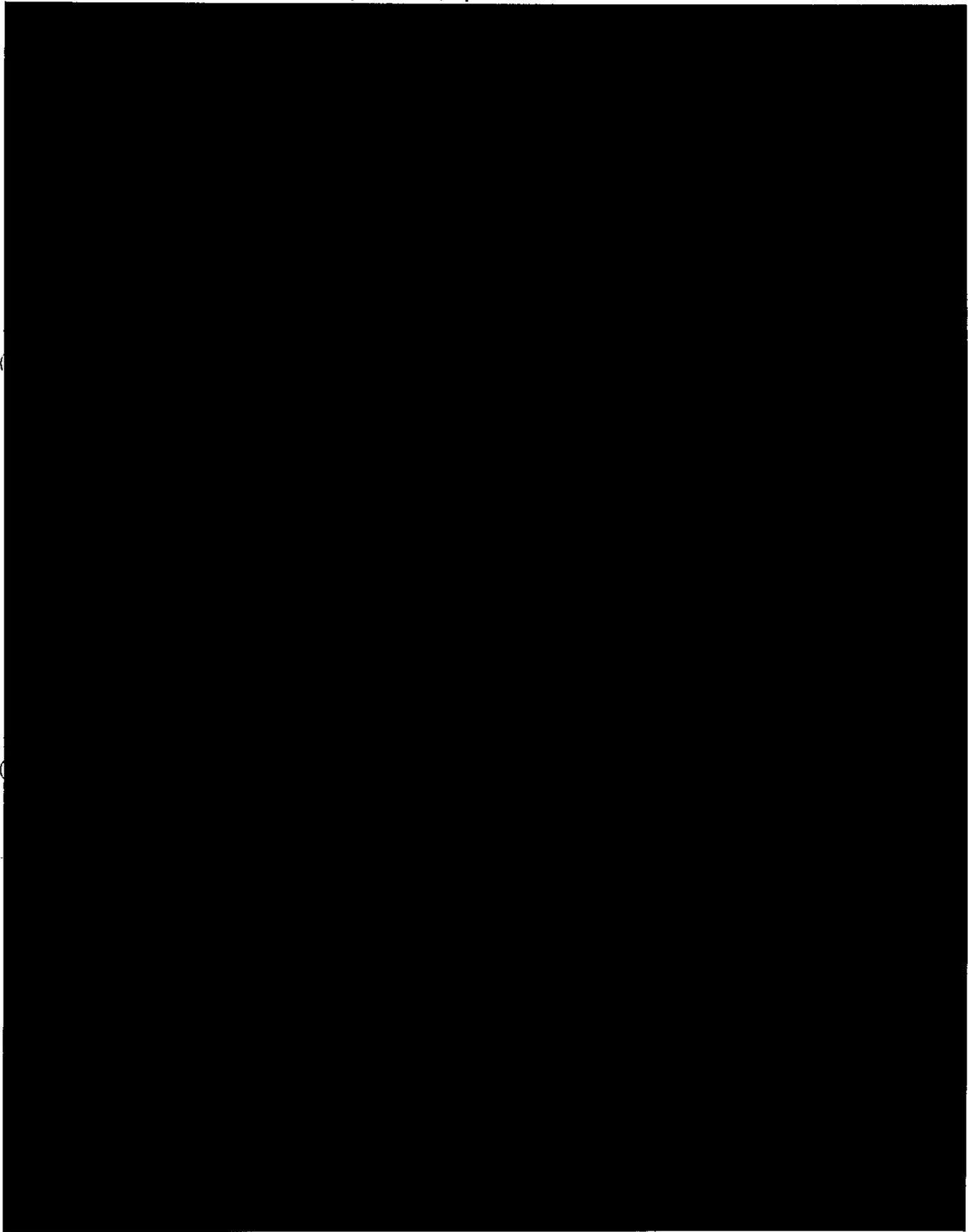
備考 1. ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2. ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに關する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。



じん肺管理区分決定通知書

〇〇 殿

〇〇 労働局

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

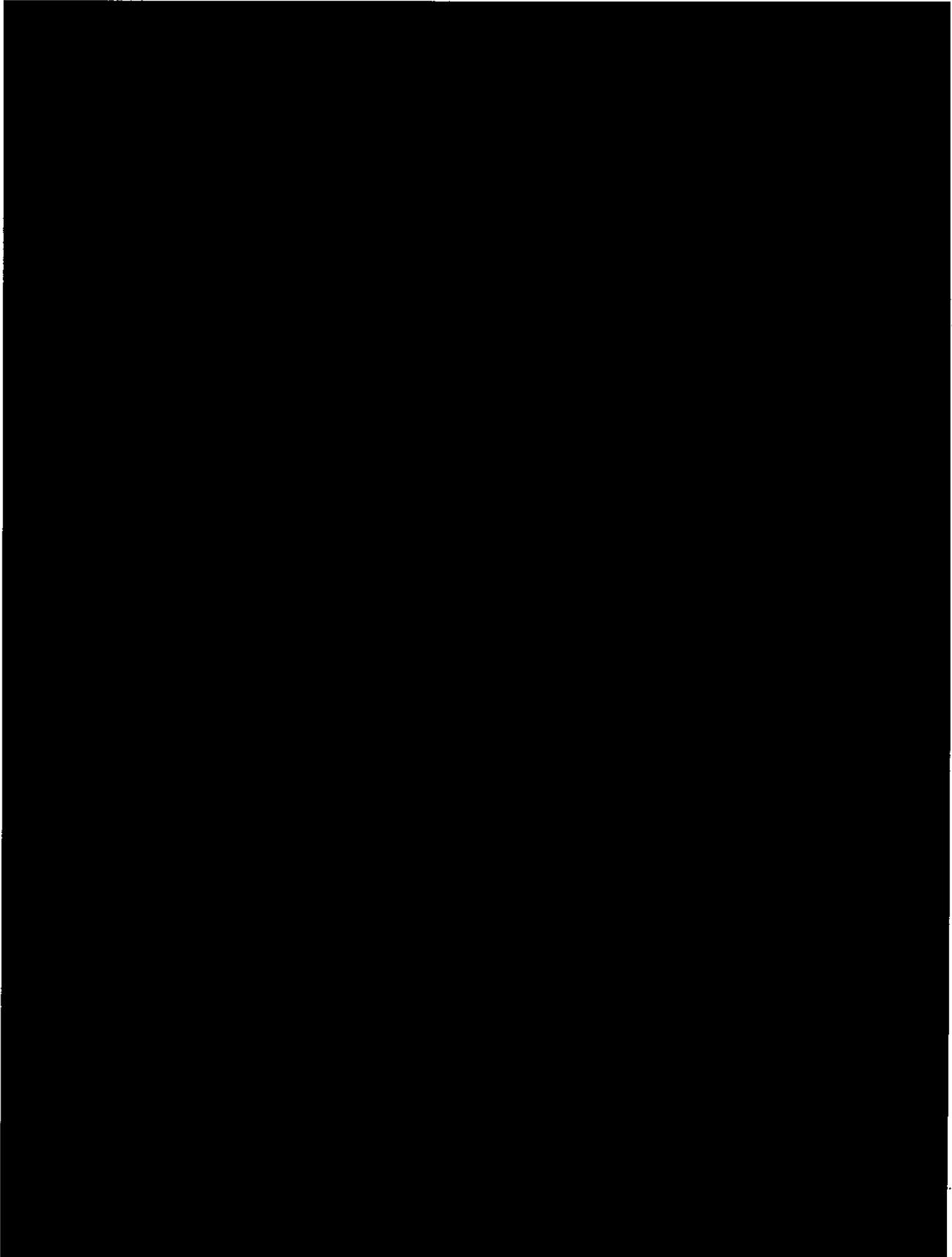
じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合は除きます。)
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合は除きます。)
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備 考			療養の要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
[Redacted]						
以下余白		管理1	PR ₀	F (-)		要否
		管理2	PR ₁	F (+)		
以下余白		管理3イ	PR ₂	F (++)		要否
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
以下余白		管理4	PR ₄ (A, B)	F (++)		要否
		管理4	PR ₄ (C)	F (++)		

備考: 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄(A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR₄(C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。



じん肺管理区分決定審査請求に係る意見書

審査請求人 [REDACTED] の件について

[REDACTED]

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

地方じん肺診査医 氏名 [REDACTED]

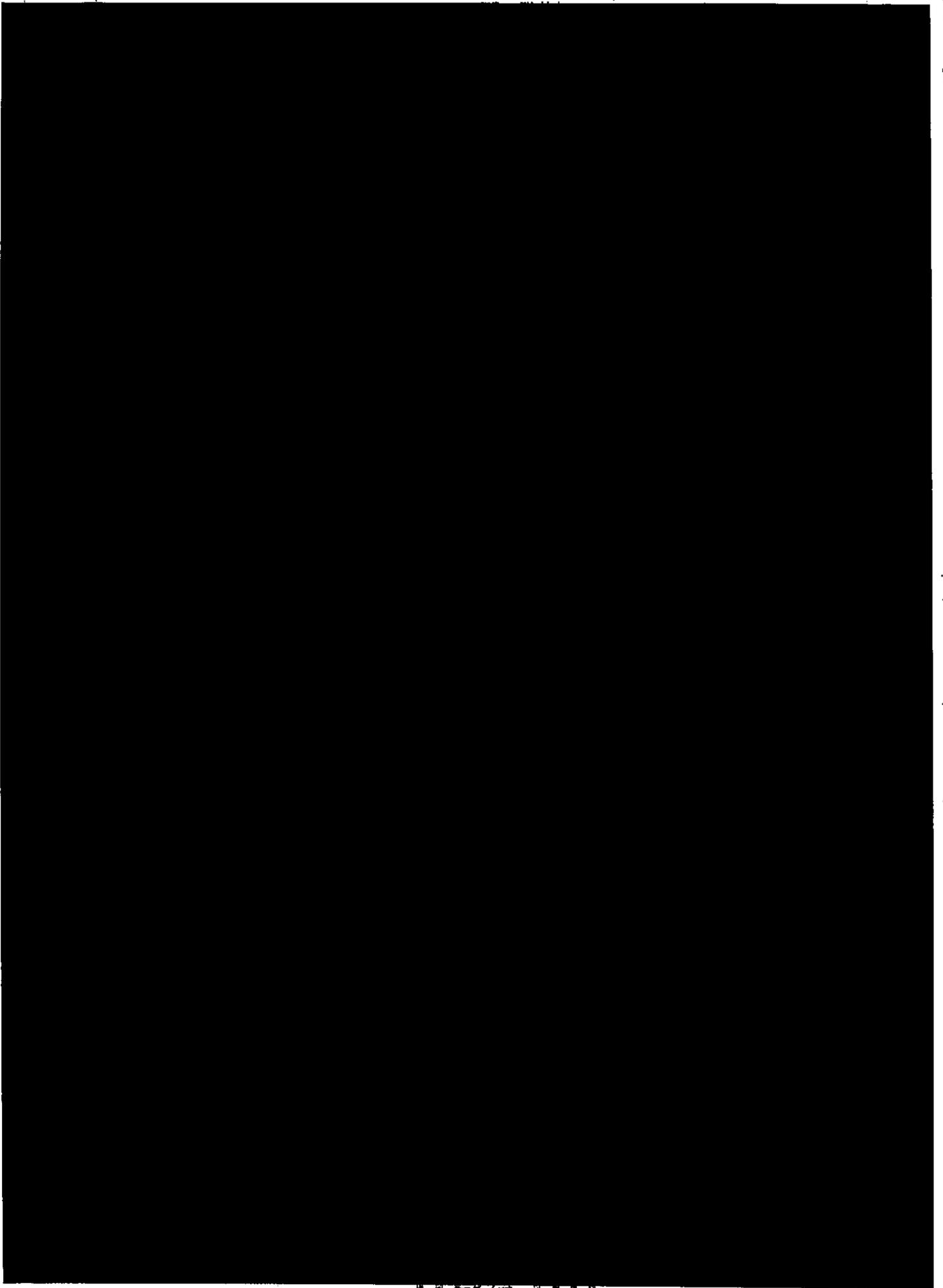
氏名 [REDACTED]



じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏	
事業者への通知の諾否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 郵便番号 [Redacted] 住所 [Redacted] 申請者 [Redacted] 氏名 [Redacted] 電話 [Redacted]		
労働局長殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



審査請求書

① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所

審査請求に係る処分を受けた者の
氏名、年齢及び住所
審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした
都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月日

審査請求に係る処分のあったことを
知った日

② 審査請求の趣旨

③ 審査請求の理由

処分庁の教示

④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者
の氏名及び住所

資料添付

- 1 エックス線写真 枚
- 2 じん肺健康診断結果証明書
- 3

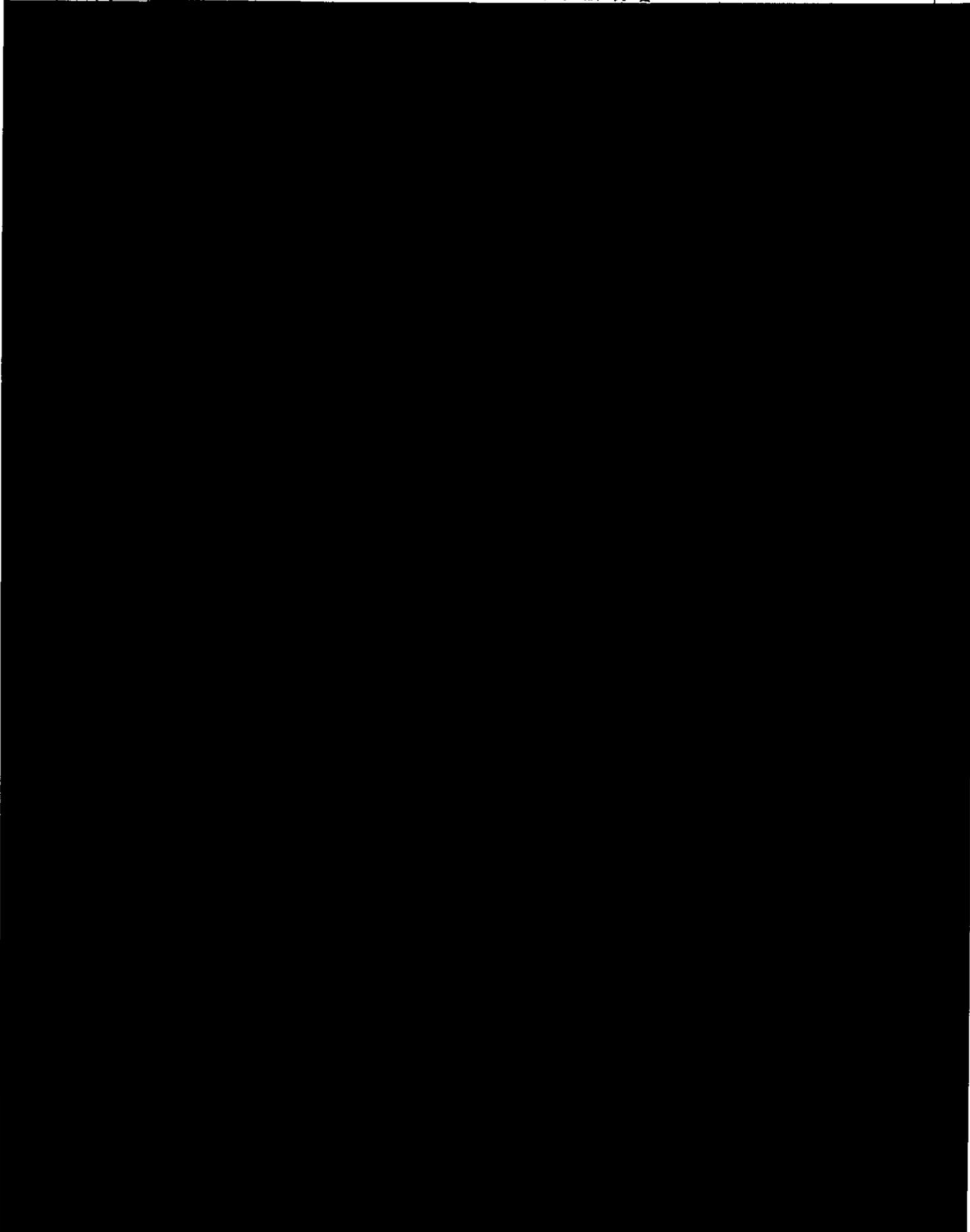
平成 年 月 日

審査請求人 氏名

厚生労働大臣 殿



じん肺健康診断結果証明書



欄の記入を要しないこと。

労働基準 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿
労働局
平成 年 月 日 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する

じん肺法 [第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

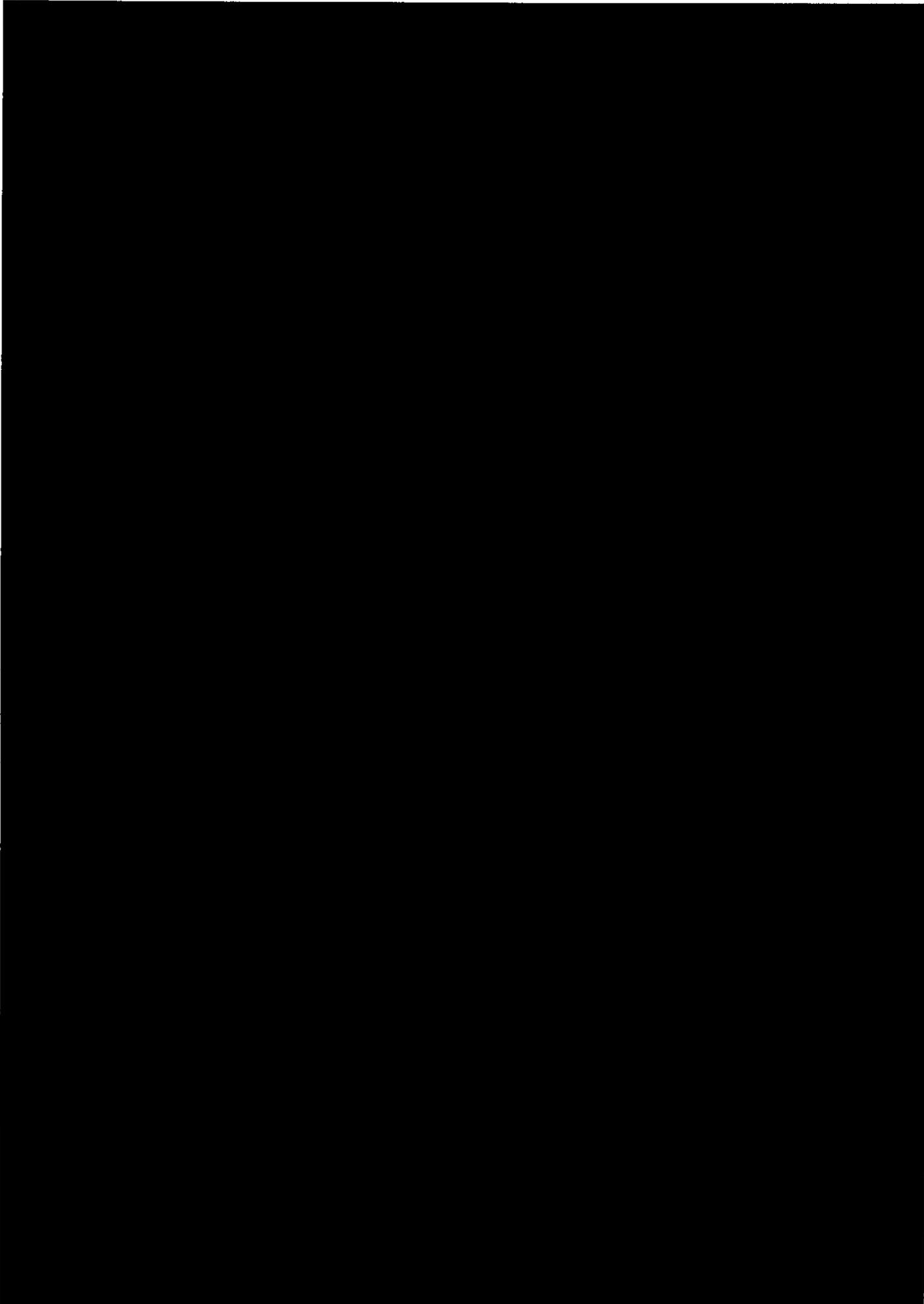
じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合は除きます。)
また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての判決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (判決があつた日から1年を経過した場合は除きます。)
なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、判決を経ないで提起することができます。

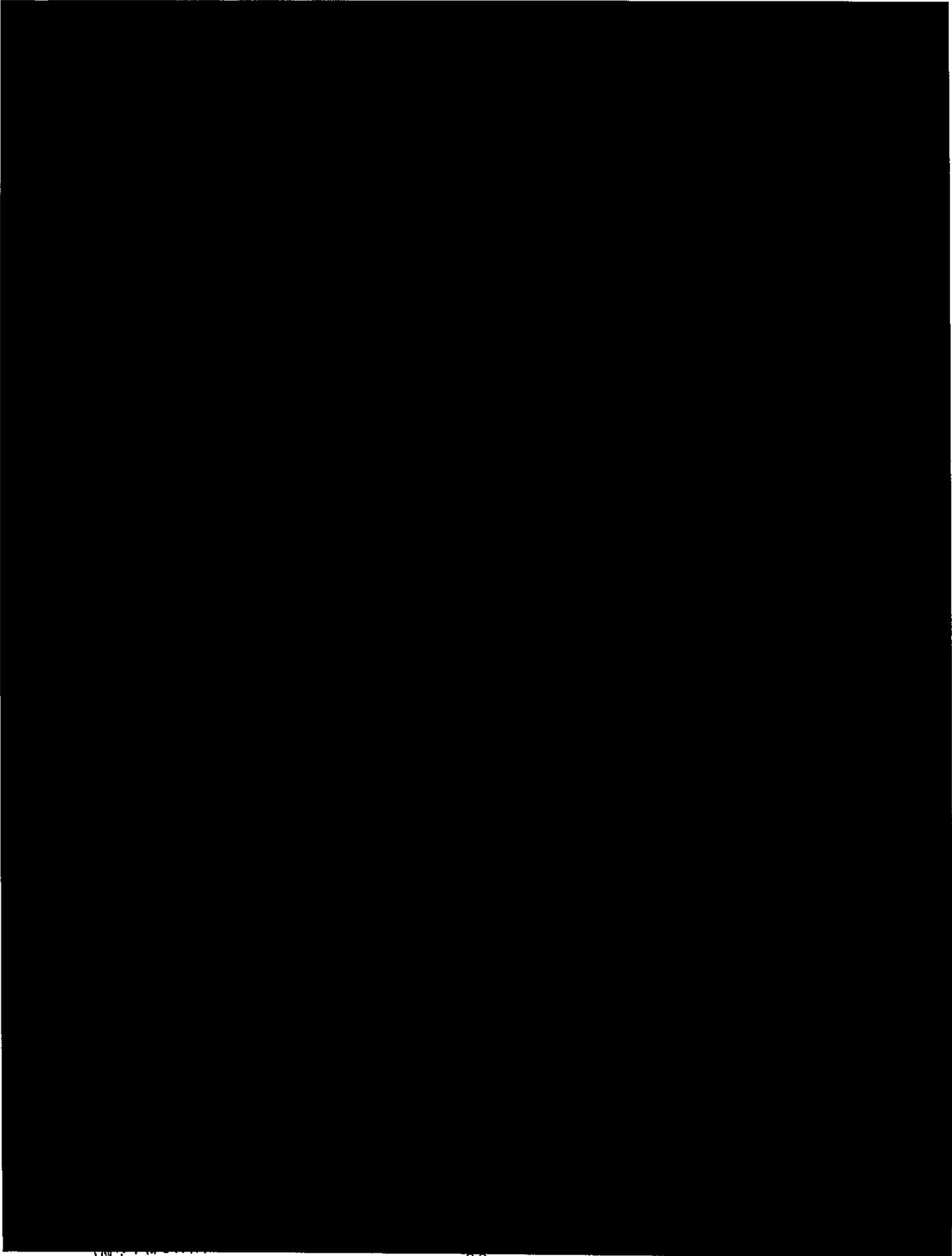
記

氏名	住所	じん肺管理区分	備考			療養の要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
[Redacted]						
以下余白		管理1	PR0			要否
		管理2	PR1	F (-)		
		管理3イ	PR2	F (+)		要否
		管理3ロ	PR3	F (++)		
		管理4	PR4(A, B)			
		管理4	PR4(C)			
		管理1	PR0			要否
		管理2	PR1	F (-)		
		管理3イ	PR2	F (+)		要否
		管理3ロ	PR3	F (++)		
		管理4	PR4(A, B)			
		管理4	PR4(C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR0 じん肺の所見がない。
- PR1 エックス線写真の像が第1型である。
- PR2 エックス線写真の像が第2型である。
- PR3 エックス線写真の像が第3型である。
- PR4 (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR4 (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。





厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏名

氏名

意見書の提出について

に決定を行った (主)に係るじん肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日

(診査に用いられた肺機能検査年月日

記

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1. エックス線写真 [Redacted] 枚 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3. その他の参考資料 [Redacted]	
じ定 んに 基 づ く 申 請 の 場 合 規 合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 事業者 職 [Redacted] 氏名 [Redacted] (印)	
通 知 の 諾 否	[Redacted]	

[Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日

郵便番号 ([Redacted])
 住所 [Redacted]
 申請者 [Redacted]
 氏名 [Redacted] (印)
 電話 [Redacted]

[Redacted] 労働局長 殿

- 備考
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
 - 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
 - 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通達」欄に「事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入する」がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
 - 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、[Redacted] ことに代えて、署名することができる。

(別添) じん肺健康診断における肺機能検査評価等

新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				喫煙歴
					1秒量予測値(①)	肺活量予測値(②)	肺活量(③)	努力肺活量(④)	1秒量(⑤)	1秒率(%) (⑥)	%1秒量(%) (⑦)	%肺活量(%) (⑧)	最高分圧(Torr) (⑨)	最高ガス分圧(Torr) (⑩)	肺動脈血酸素分圧差(Torr) (⑪)	肺動脈血酸素分圧差(標準値より)	
	〇〇〇		〇.〇〇	〇〇	【男性】 $0.036 \times \text{身長(cm)} - 0.020 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) 【女性】 $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.268$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$\frac{\text{⑤}}{\text{④}} \times 100$	$\frac{\text{⑦}}{\text{①}} \times 100$	$\frac{\text{⑧}}{\text{②}} \times 100$	(実測値)	(実測値)	$150 - \frac{\text{⑨}}{0.83} - \text{⑪}$	AaD02限界値 表より	なし、やめた、吸っている 〇本/日×〇年 (〇~〇歳)
6																	
7																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
8																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
9																	なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日				写真番号	
撮影条件			審査受付条件	申請者	
撮影条件	電圧 [kV]	110~140			
	焦点被写体間距離 [cm]	180~200			
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120 [kV]前後	格子比 12:1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:2			
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500以上			
画像処理条件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対して高周波成分 (0.2cycle/mm以上) におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)		1.0~1.2倍程度		
その他の					
富士写真フィルム株式会社	回転量 (GA)		0.9~1.0		
	階調シフト (GS)		-0.2~-0.1		
	周波数強調度 (RE)		0.0~0.2		
	周波数ランク (RN)		4		
ユニカ株式会社	肺野濃度		1.6~1.8		
	強調度		0.1~0.3		
	マスクサイズ		7		
	LUT		THX-2		
コダック株式会社	Density Shift		-0.3		
	Contrast Factor		1.6~1.8		
	Matrix Size		35~75		
	High Density Boost		0.05~0.11		
	Low Density Boost		0.00~0.05		

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

(年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比12:1、 上記以上の撮影電圧の時は格子比14:1とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上) におけるレスポンスを1.0~1.2倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
------	-------	--------	------------

ケアストリーム ヘルス①	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6~1.8	
	Matrix Size	35~75	
	High Density Boost	0.05~0.1	
	Low Density Boost	0~0.05	

ケアストリーム ヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ(該当に○)
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度(低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30	
LUT	THX-2		

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フィルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	[Redacted]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フィルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	[Redacted]
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 ([Redacted])

判定 ([Redacted])

じん肺健康管理台帳

宮崎労働局

整理番号	氏名									
	生年月日									
住所						TEL				
粉じん			所在地							
事業場名										
じん肺診査経過 処理簿番号	決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じん肺 管理区分	じん肺健康診断の結果			療養の 要否	症 状 確認日
						エックス線 写真の像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		

じん肺診査経過 診断番号	決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じん肺 管理区分	じん肺健康診断の結果			療養の 要否	症 状 日 確 認
						エックス線 写真の 検査	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		
作業転換記録簿番号										
備 考										

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名			性別	生年月日	年齢	電話番号
(フリガナ)						
住所	健康管理手帳番号					

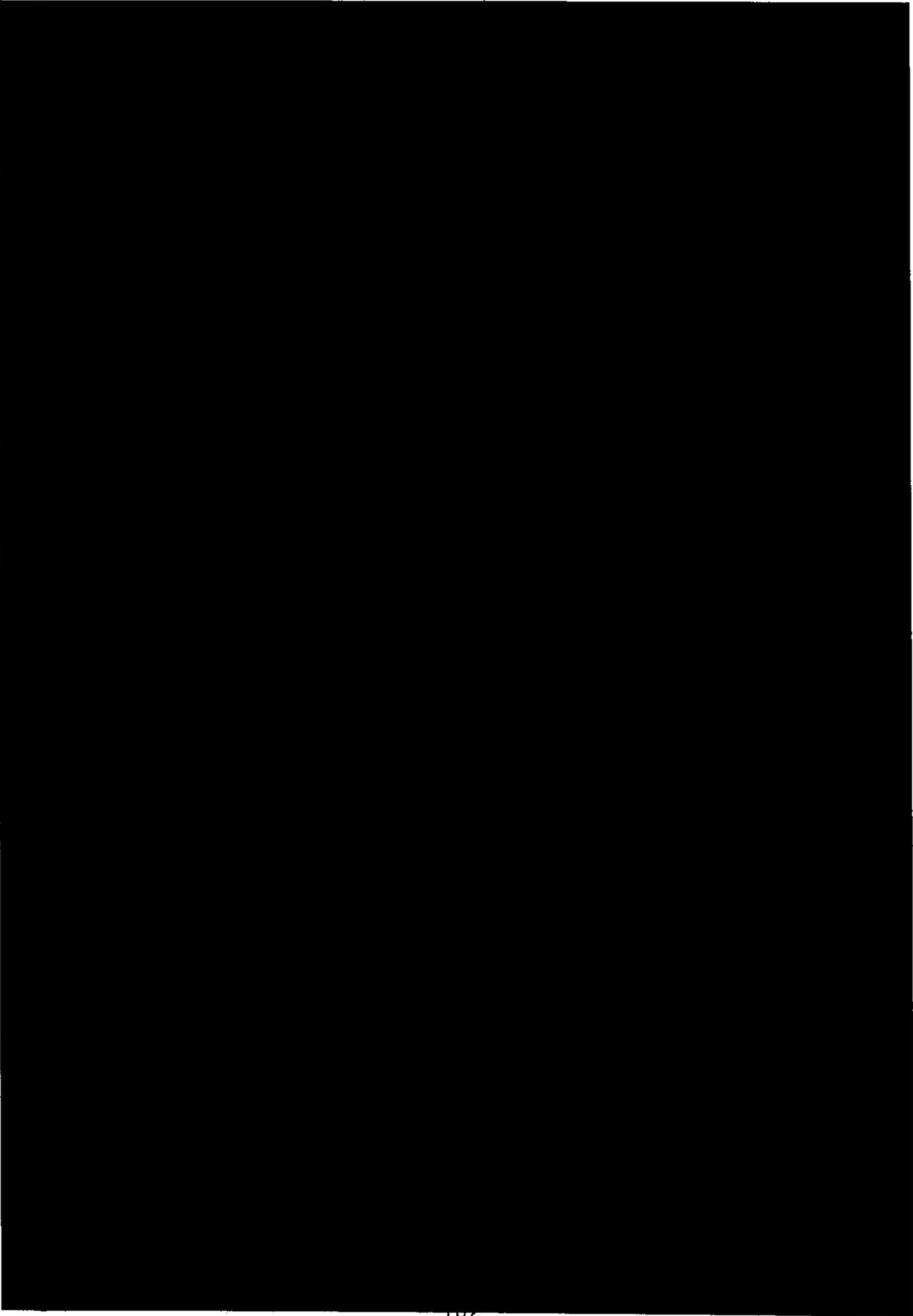
管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定届	提議 本文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	助養・ 保護の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出の年月日
平成20年 1月 9日																
平成20年12月24日																
平成21年10月28日																
平成24年 3月26日																

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計

-101-



じん肺診査対象者リスト

労働局

X線	番号	申請者氏名	健診機関名	経過	診査結果	備考
[Redacted Content]						

診査を行った結果は、診査結果欄に記載のとおりです。 地方じん肺診査医

審査請求書

① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所

審査請求に係る処分を受けた者の
氏名、年齢及び住所
審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした
都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月日

審査請求に係る処分のあったことを
知った日

②審査請求の趣旨

③審査請求の理由

処分庁の教示

④じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者
の氏名及び住所

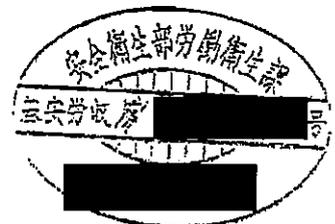
資料添付

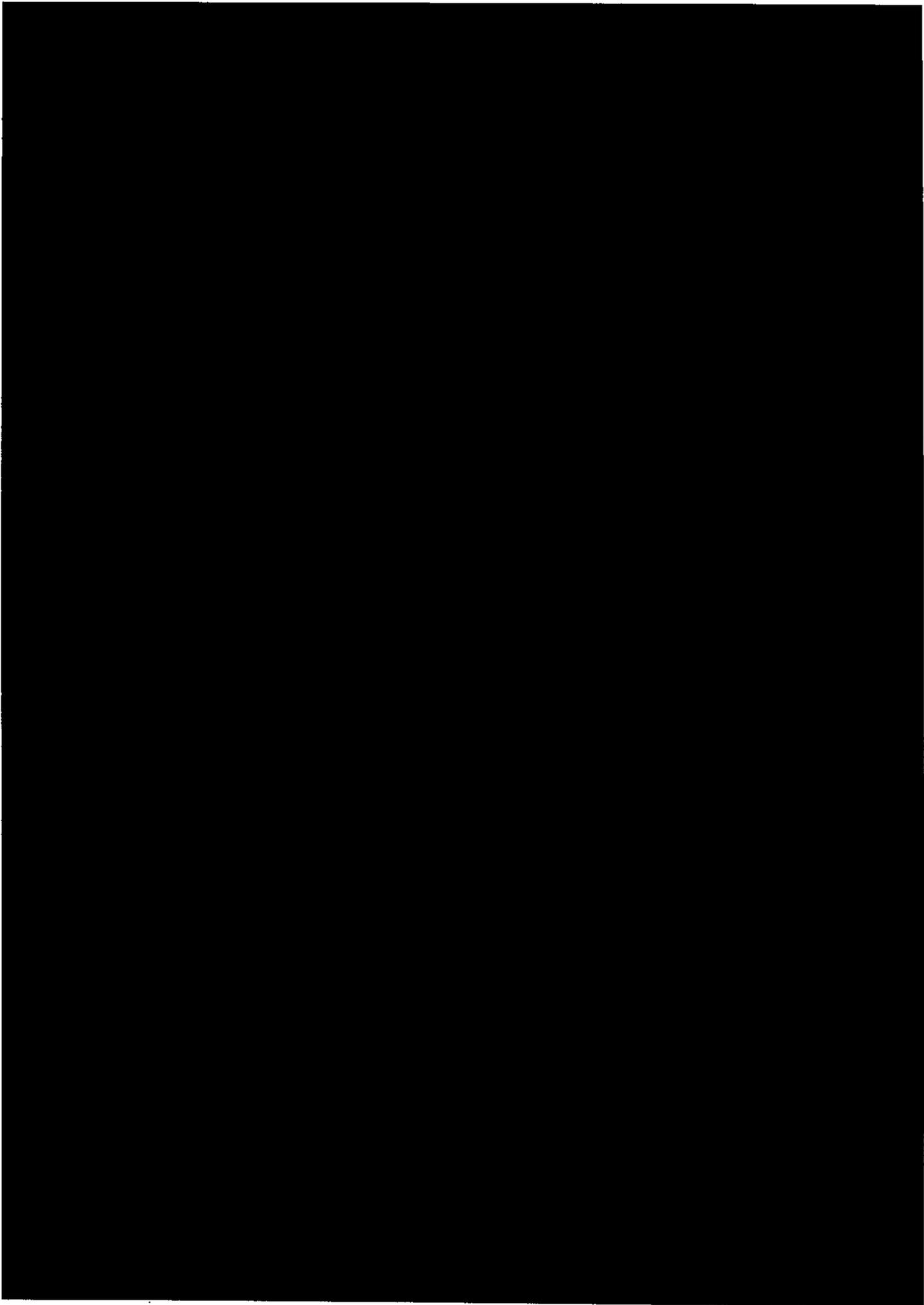
- 1 エックス線写真 枚
- 2 じん肺健康診断結果証明書 通
- 3 じん肺管理区分決定通知書

平成 年 月 日

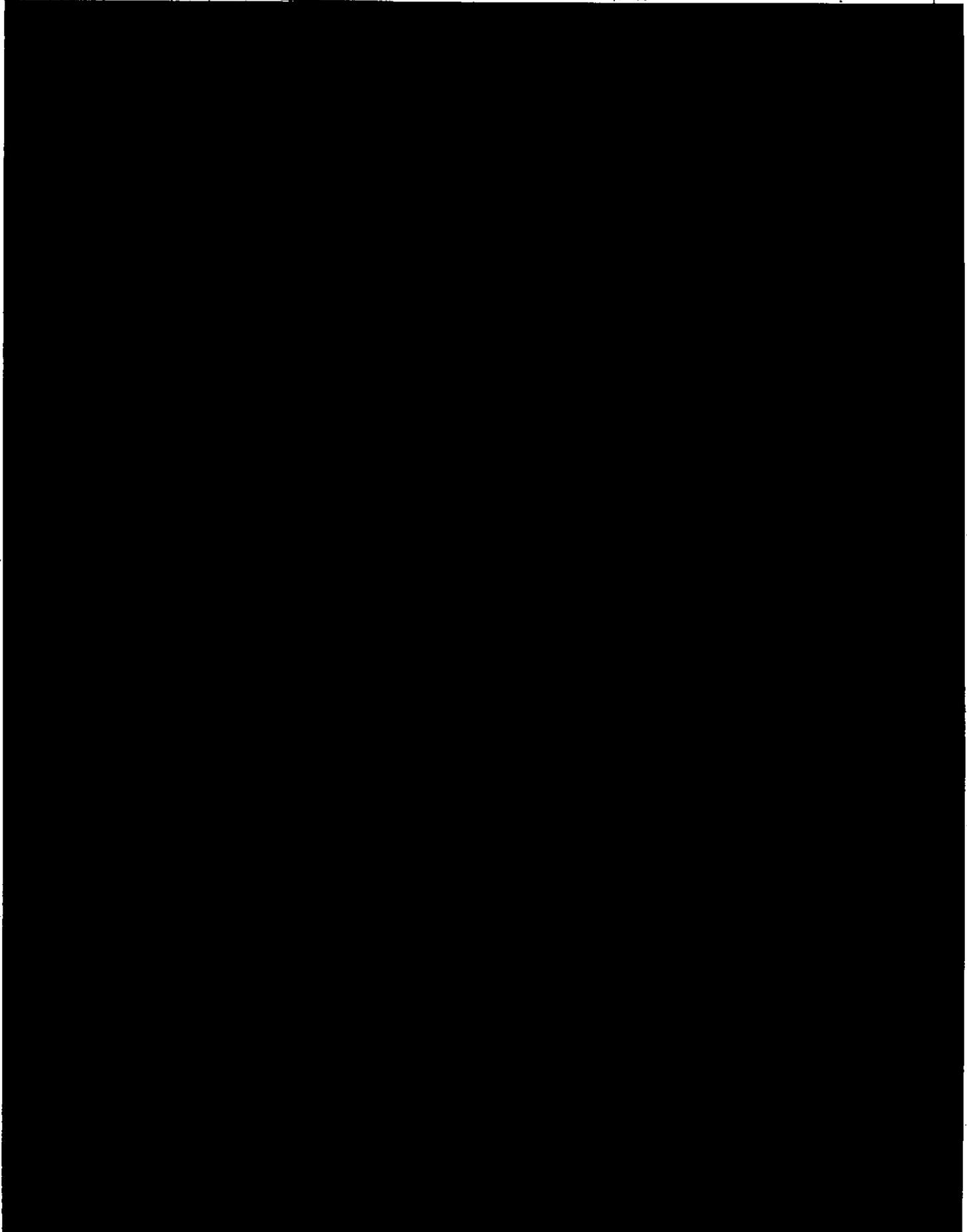
審査請求人 氏名

厚生労働大臣 殿





じん肺健康診断結果証明書



備考 第十條第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略した場合は、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

労働基準第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて **提出** (申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する **提出** (申請) に基づき、

じん肺法 **第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)** **第15条第3項において準用する同法第13条第2項** **第16条第2項において準用する同法第13条第2項** の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備考			療養の要否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかつて いる合併 症の名称	
[Redacted]						
以下余白	管理1	PR ₀	F (-)		要 否	
	管理2	PR ₁	F (+)			
	管理3イ	PR ₂	F (++)			
	管理3ロ	PR ₃				
	管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)				
	管理1	PR ₀	F (-)		要 否	
	管理2	PR ₁	F (+)			
	管理3イ	PR ₂	F (++)			
	管理3ロ	PR ₃				
	管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)				

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医



じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

平成 年 月 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

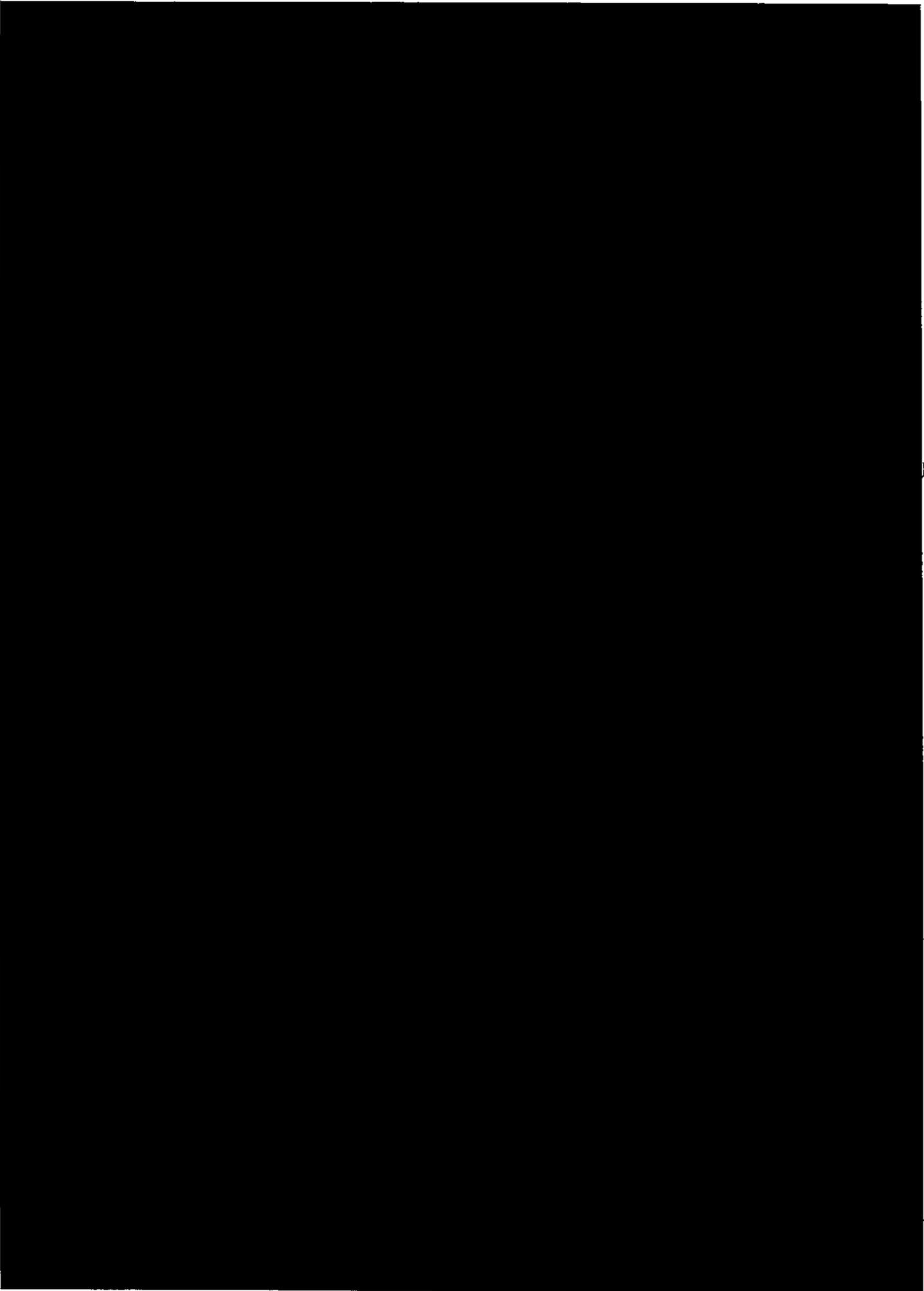
じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted] 枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3 その他の参考資料	[Redacted]
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 [Redacted] 職 [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏名 [Redacted] ⑤	
事業者への通知の可否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日		
[Redacted]	郵便番号 [Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	住所 [Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	申請者 [Redacted]	電話 [Redacted]
[Redacted]	氏名 [Redacted]	[Redacted] ⑤
[Redacted] 労働局長殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名	医療法人慈恵会 西田病院				
X線写真撮影年月日	平成	年	月	日	写真番号
撮 影 条 件				審査受付条件	申 請 者
撮影条件	電 圧 [kV]		110~140		
	焦点被写体間距離 [cm]		180~200		
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 12.0 [kV]前後		格子比 12 : 1		
	上記以上の撮影電圧		格子比 14 : 2		
	(2) 空間分解能 (画素数)				
フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り 画素数 [pixel]		3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対し て高周波成分 (0.2cycle/mm以上) に おけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変 化させる場合であっても、右記範囲内 であること。)		1.0~1.2倍程度		
そ の 他					
富士写真フィルム 株式会社	回転量 (GA)		0.9~1.0		
	階調シフト (GS)		-0.2~-0.1		
	周波数強調度 (RE)		0.0~0.2		
	周波数ランク (RN)		4		
コニカ株式会社	肺野濃度		1.6~1.8		
	強調度		0.1~0.3		
	マスクサイズ		7		
	LUT		THX-2		
コダック株式会社	Density Shift		-0.3		
	Contrast Factor		1.6~1.8		
	Matrix Size		35~75		
	High Density Boost		0.05~0.11		
	Low Density Boost		0.00~0.05		



検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名		性別		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)		健康管理手帳番号							
住所									

管理区分決定履歴情報

決定年月日	交付番号	決定月	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	勤労・ 促進の別	指定期月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
[Redacted]																

粉じん作業履歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

検索結果 (個人情報)

個人情報

対象者氏名		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)	健康管理手帳番号						
住所							

管理区分決定履歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	勤業促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施通知書報告年月日	作業転換合意報告書報告年月日	作業転換指示年月日	再追加検査物件提出命令年月日
[Redacted]																

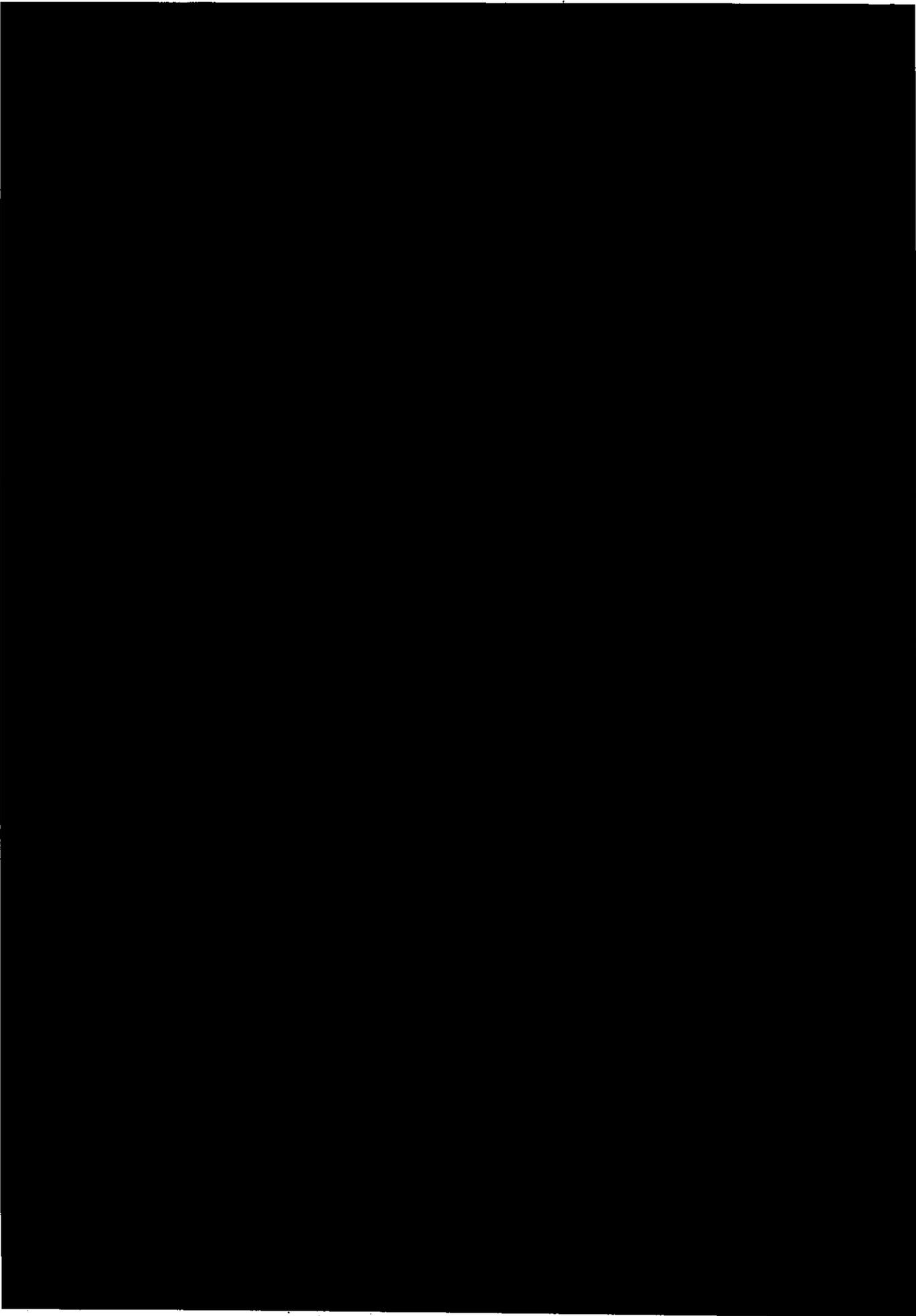
粉じん作業履歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

-117-

検索結果 (個人情報)

個人情報																	
対象者氏名											性別	生年月日	電話番号				
(フリガナ)												健康管理手帳番号					
住所																	
管理区分決定歴情報																	
決定年月日	受付番号	決定局	種別	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勤労- 保護の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書発行年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再-追加検査物件 提出命令年月日
粉じん作業歴情報																	
事業場名				管轄局		業種				粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計			



心臓健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

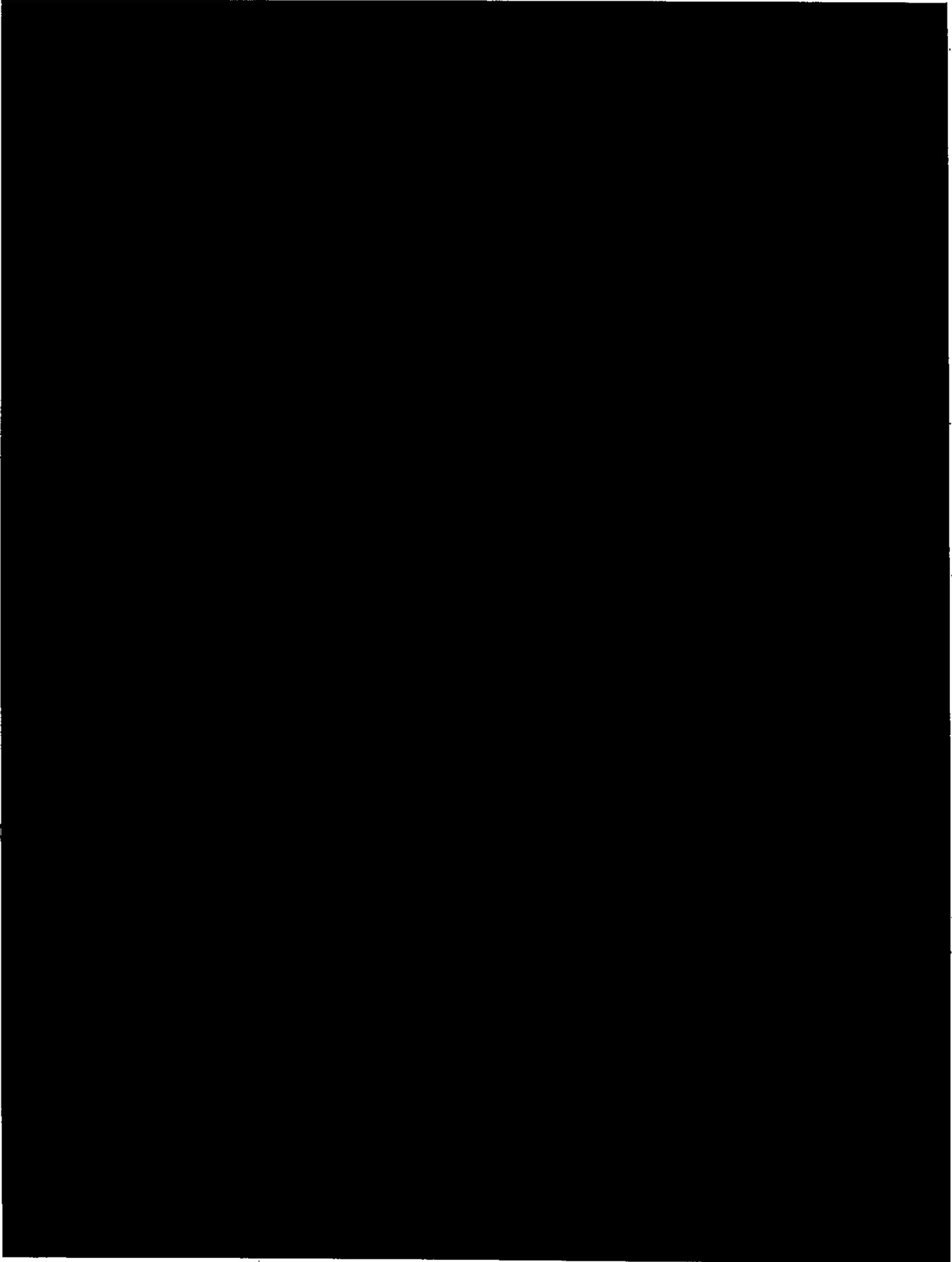


じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚



意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名
2. エックス写真撮影年月日
3. エックス写真撮影番号
4. 判断理由等

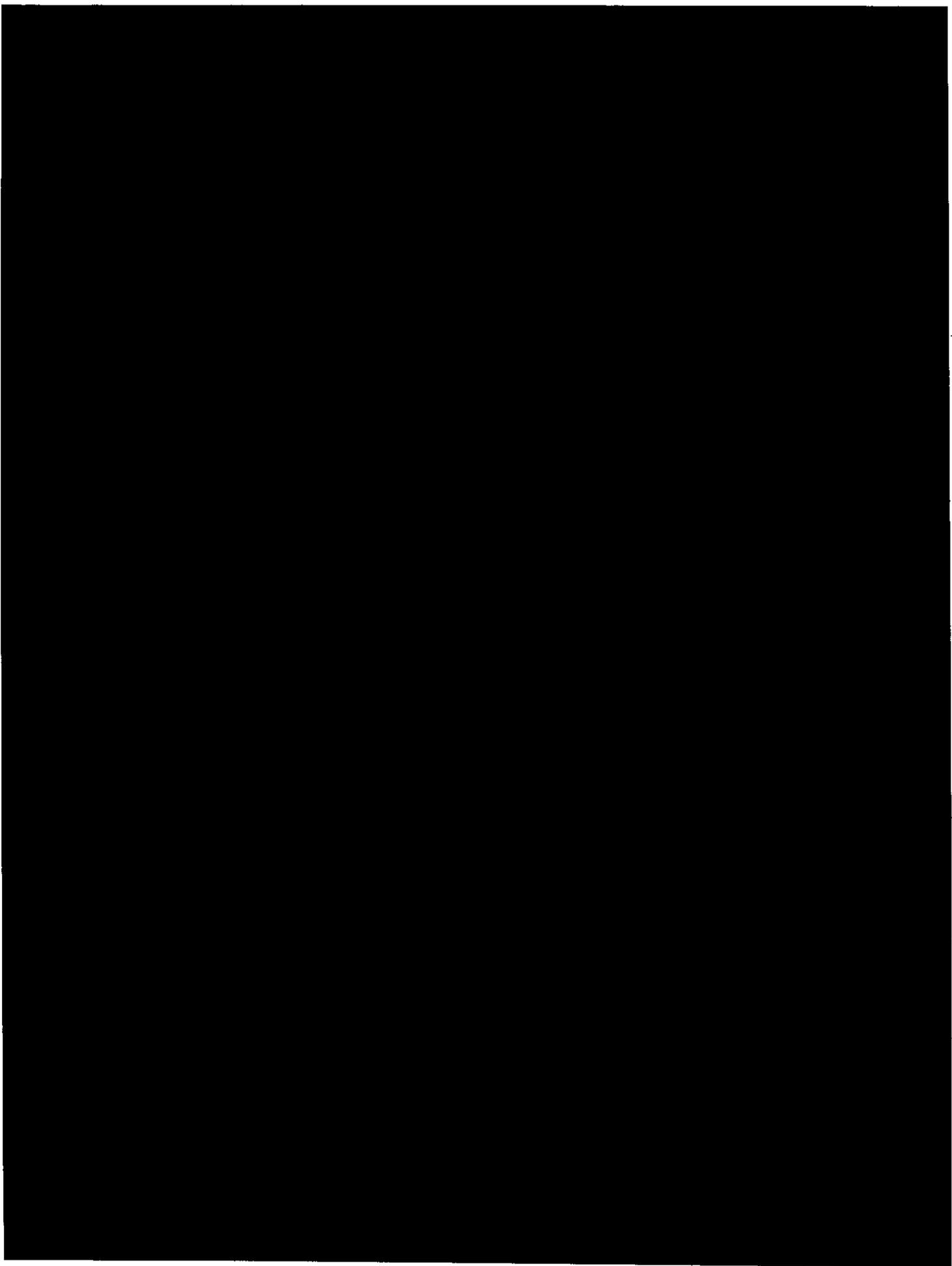
じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted] 枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3 その他の参考資料	
じに基づく申請第十五条の場合の規定	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 [Redacted] 職 [Redacted] [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏	
事業者への通知の可否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日		
郵便番号 [Redacted]		
住所 [Redacted]		
申請者 氏名 [Redacted] 電話 [Redacted]		
[Redacted] 労働基準局長 殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事している場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知すること。申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性		生年月日	
医療機関名	医療法人慈恵会 西田病院				
X線写真撮影年月日				写真番号	
撮影条件			審査受付条件	申請者	
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140			
	焦点被写体間距離 [cm.]	180~200			
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 [kV]前後	格子比	12 : 1		
	上記以上の撮影電圧	格子比	14 : 2		
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り 画素数 [pixel]		3500×3500以上		
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対し て高周波成分 (0.2cycle/mm以上) に おけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変 化させる場合であっても、右記範囲内 であること。)		1.0~1.2倍程度		
そ の 他					
富士写真フィルム 株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0			
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1			
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2			
	周波数ランク (RN)	4			
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コダック株式会社	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	.35~75			
	High Density Boost	0.05~0.11			
	Low Density Boost	0.00~0.05			



検索結果 (個人情報)

総件数 []

個人情報

対象者氏名	[]	性別	[]	生年月日	[]	年齢	[]	電話番号	[]
(7桁)	[]	健康管理手帳番号 []							
住所	[]								

管理区分決定履歴情報

決定年月日	交付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施期間	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	飼養・肥達の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再追加検査物件 抽出命令年月日
[]																

粉じん作業履歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[]				

-131-

審査請求書

① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所

審査請求に係る処分を受けた者の
氏名、年齢及び住所
審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした
都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月

審査請求に係る処分のあったこと
知った日

② 審査請求の趣旨

③ 審査請求の理由

処分庁の教示

④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者
の氏名及び住所

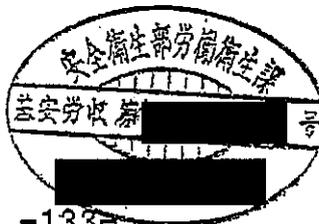
資料添付

- 1 エックス線写真 枚
- 2 じん肺健康診断結果証明書 通
- 3

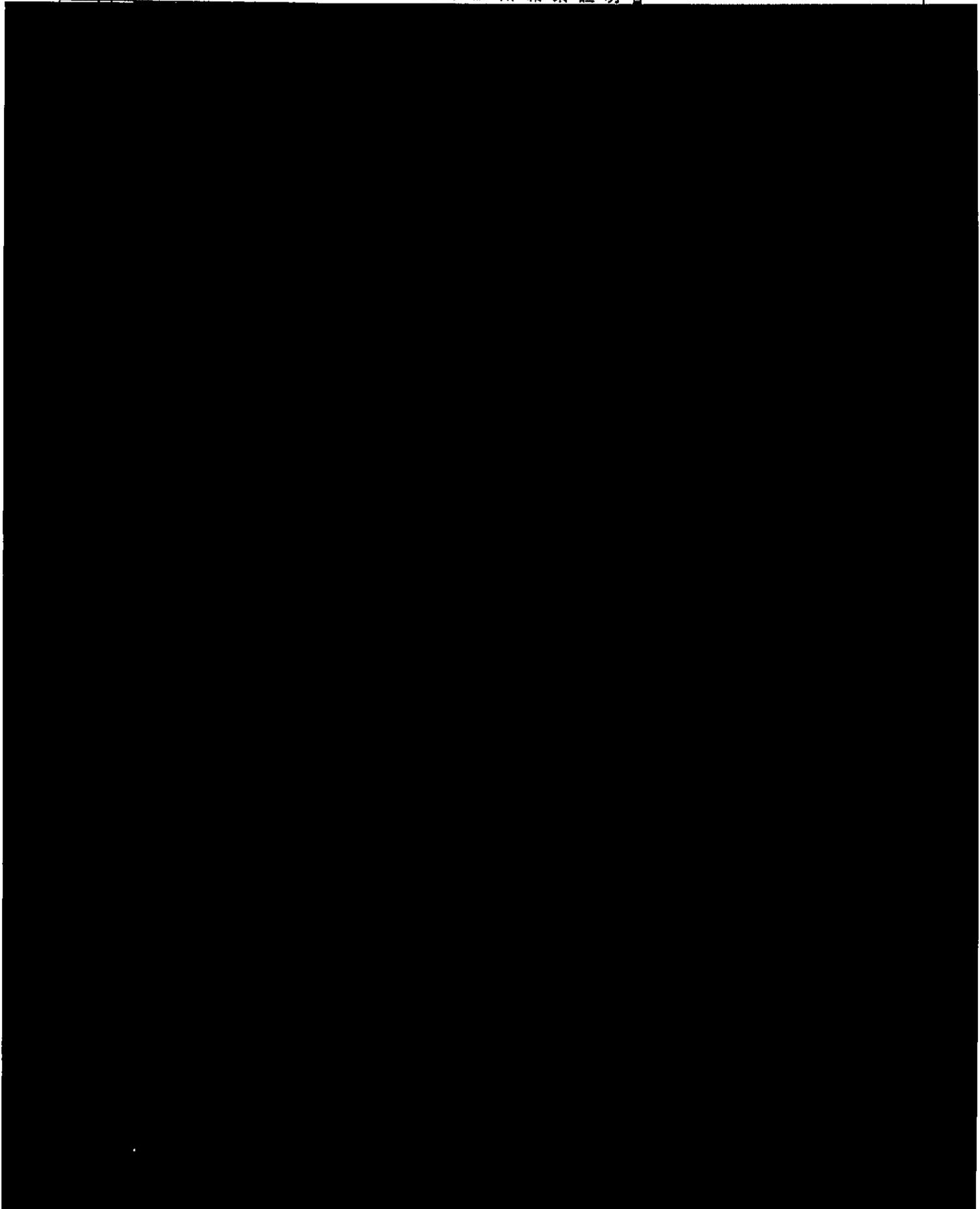
平成 年 月 日

審査請求人 氏名

厚生労働大臣 殿



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る補の記入を要しないこと。

第 〇〇 号
 基 礎 収 勞 第 〇〇 号
 平 成 〇〇 年 〇 月 〇 日

じん肺管理区分決定通知書

〇〇 殿

〇〇 労働局

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。) 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かつて いる合併 症の名称	
以下 余 白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日				写真番号	
撮影条件			審査受付条件	申請者	
撮影条件	電圧 [kV]	110~140			
	焦点被写体間距離 [cm]	180~200			
(装置等)	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 [kV]前後	格子比 12 : 1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 2			
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500以上			
画像処理条件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
周波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対して高周波成分 (0.2cycle/mm以上) におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)		1.0~1.2倍程度		
その他の					
富士写真フィルム株式会社	回転量 (GA)		0.9~1.0		
	階調シフト (GS)		-0.2~-0.1		
	周波数強調度 (RE)		0.0~0.2		
	周波数ランク (RN)		4		
コニカ株式会社	肺野濃度		1.6~1.8		
	強調度		0.1~0.3		
	マスクサイズ		7		
	LUT		THX-2		
コダック株式会社	Densty Shift		-0.3		
	Contrast Factor		1.6~1.8		
	Matrix Size		35~75		
	High Density Boost		0.05~0.11		
	Low Density Boost		-1.37- 0.00~0.05		

平成 年 月 日

労働局長 殿

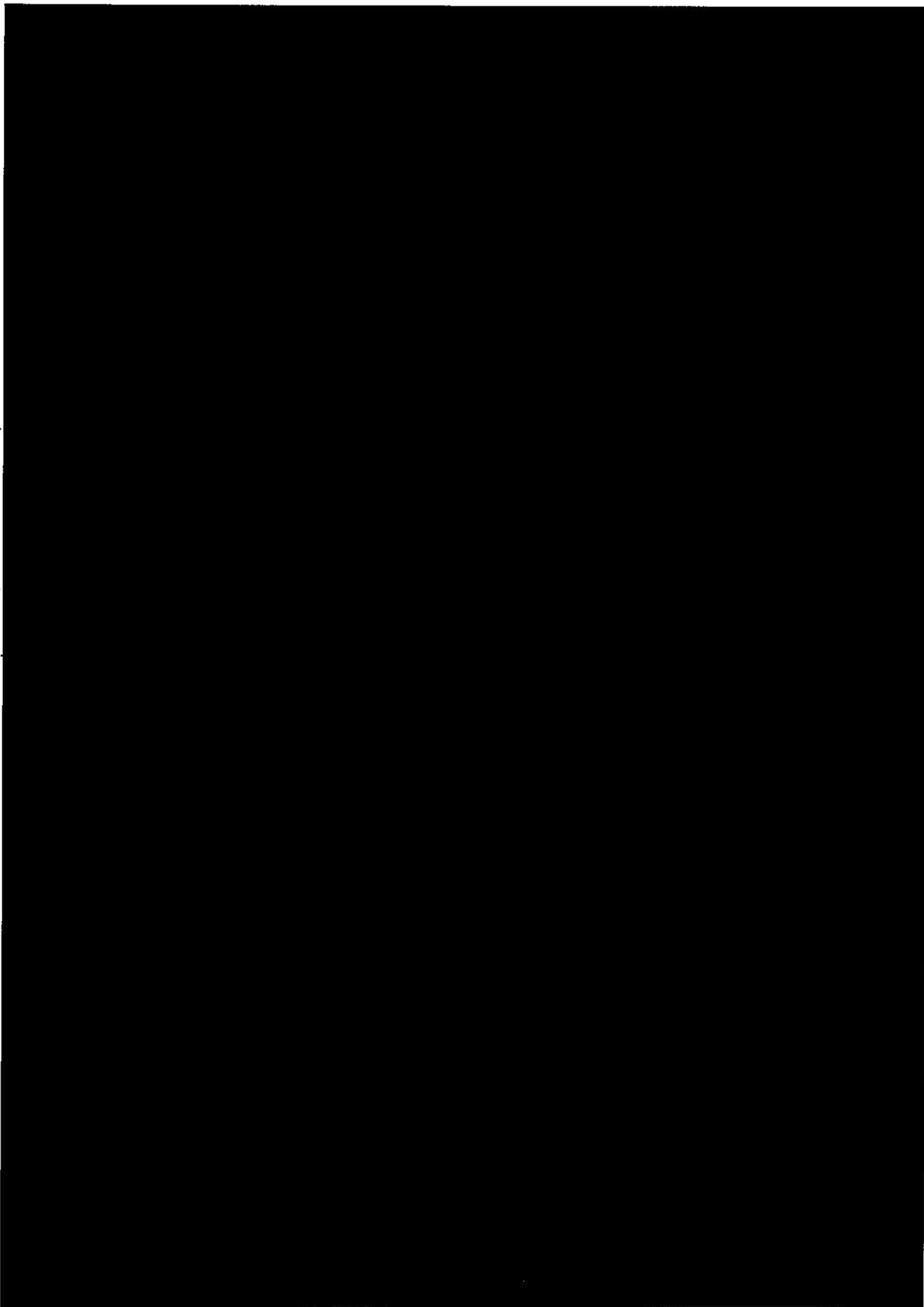
地方じん肺診査医

じん肺審査の結果について

じん肺審査の結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

意見書 枚

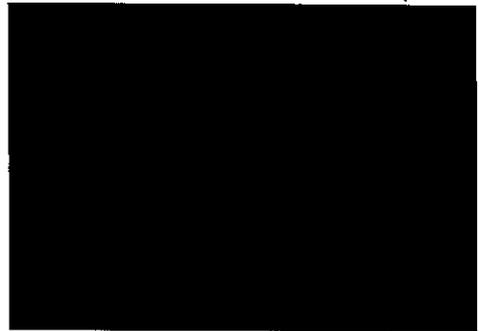


意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

地方じん肺診査医



記

1. 申請者氏名



2. エックス写真撮影年月日



3. エックス写真撮影番号



4. 判断理由等



様式第6号(第20条関係)

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称 事業場の所在地
[Redacted]	
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]	
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料 [Redacted]
じ 定 ん に 肺 基 づ く 第 十 五 条 の 場 合 規 定 の 場 合 の 場 合 規 定 の 場 合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 [Redacted] [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏名 [Redacted] (印)
事業者への通知の可否	[Redacted]

年 月 日

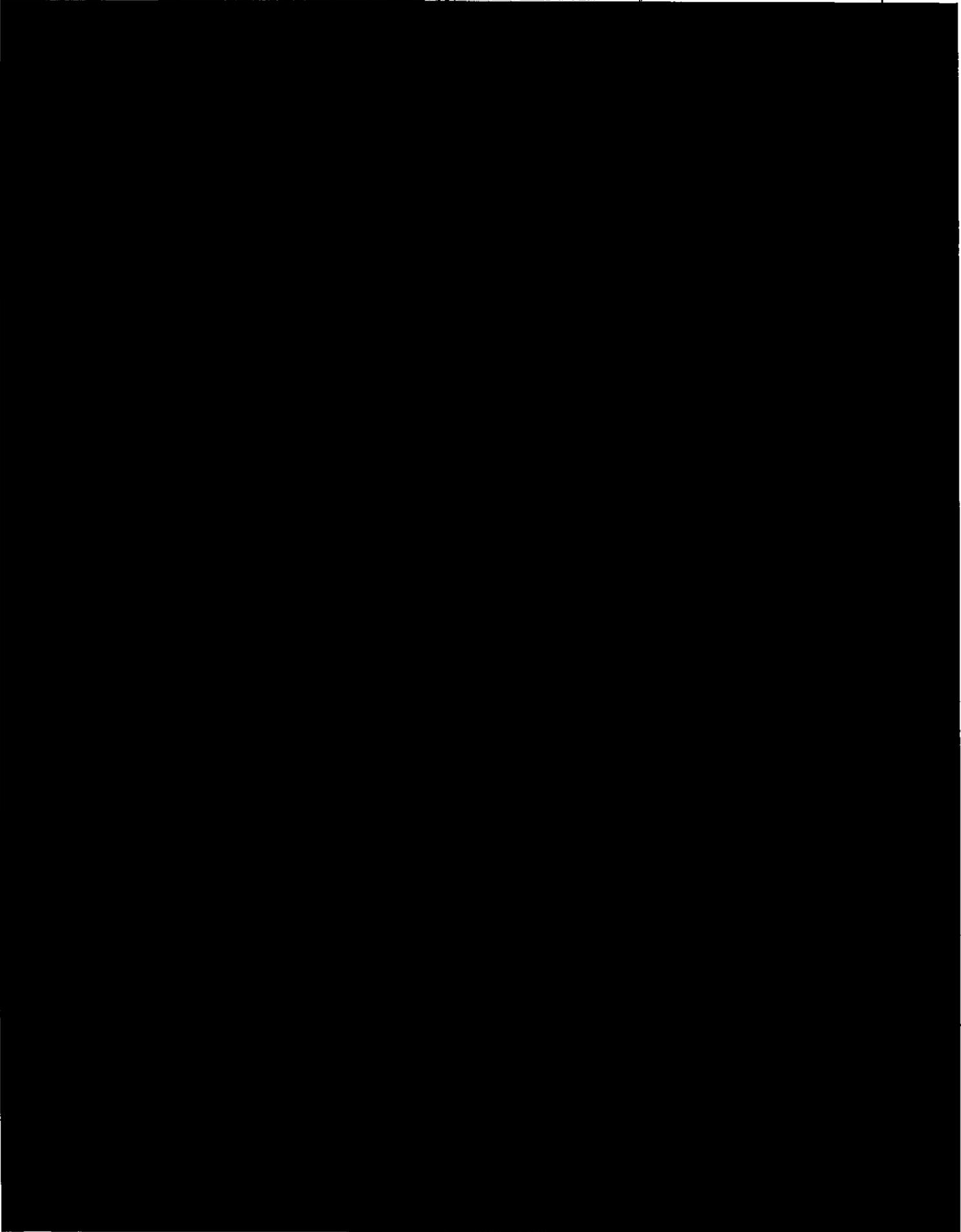
郵便番号 [Redacted]
 住所 [Redacted]
 申請者 [Redacted]
 電話 [Redacted]
 氏名 [Redacted]

労働局長 殿

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊造影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

X線写真のCR撮影条件

申請者氏名		性別		生年月日	
医療機関名					
X線写真撮影年月日				写真番号	
撮影条件			審査受付条件	申請者	
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140			
	焦点被写体間距離 [cm]	180~200			
装置等	(1) グリッド				
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120 [kV]前後	格子比 12 : 1			
	上記以上の撮影電圧	格子比 14 : 2			
	(2) 空間分解能 (画素数)				
	フィルムサイズがフルサイズ (半切) の場合、イメージングプレート読み取り 画素数 [pixel]	3500×3500以上			
画 像 処 理 条 件					
階調処理	肺野部の最高濃度		1.6~2.0程度		
	中央陰影の濃度		0.15~0.25程度		
3波数処理	低空間周波数 (0周波数) 成分に対し 高周波成分 (0.2cycle/mm以上) に おけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変 化させる場合であっても、右記範囲内 であること。)		1.0~1.2倍程度		
そ の 他					
富士写真フィルム 株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0			
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1			
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2			
	周波数ランク (RN)	4			
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コダック株式会社	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.11			
	Low Density Boost	0.00~0.05			

検索結果 (個人情報)

個人情報																
対象者氏名						生年月日		年齢		電話番号						
(フリガナ)						健康管理手帳番号										
住所																
管理区分決定歴情報																
決定年月日	交付番号	決定局	投機	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	調査・ 配達の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施・ 追加通報年月日	適合意 報告年月日	作業転換・ 指示年月日	再・追加検査物件 提出金年月日
粉じん作業歴情報																
事業場名					管轄局		業種			粉じん作業種類			粉じん作業従事期間計			

-144-

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報

対象者氏名		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)		健康管理手帳番号					
住所							

管理区分決定歴情報

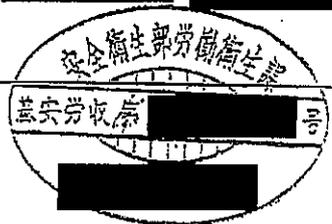
決定年月日	受付番号	決定期	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	肺炎: 経過の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
[Redacted]																

粉じん作業歴情報

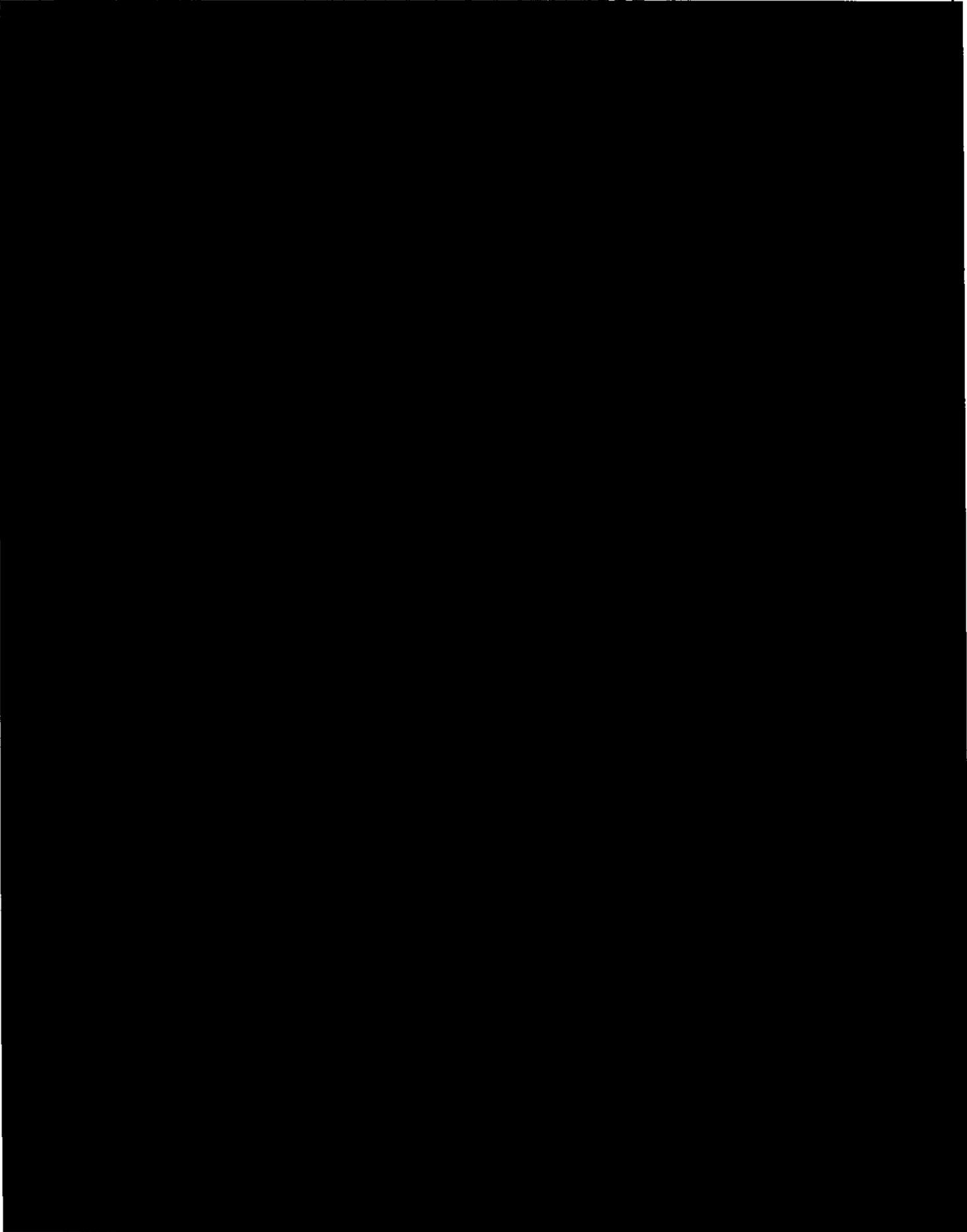
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]	
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分を受けた者の審査請求代理人氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
②	審査請求の趣旨	[Redacted]	
③	審査請求の理由		
処分庁の教示		教示の内容	[Redacted]
④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者の氏名及び住所		[Redacted]	
添付資料	1 エックス線写真	枚	[Redacted]
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚	[Redacted]
	3 その他の参考資料 管理区分決定書コピー	枚	[Redacted]
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日		[Redacted]	
厚生労働大臣 田村 憲久 殿		[Redacted]	



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線検査結果による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

平成 年 月 日 号

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日 日本職あて 提出 (申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出 (申請) に基づき、

じん肺法 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養の要否
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症	
以下	余白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

1. エックス線写真の区分 (確認の上、いずれかを囲むこと。)

比較読影に用いた写真 (いずれかに○)

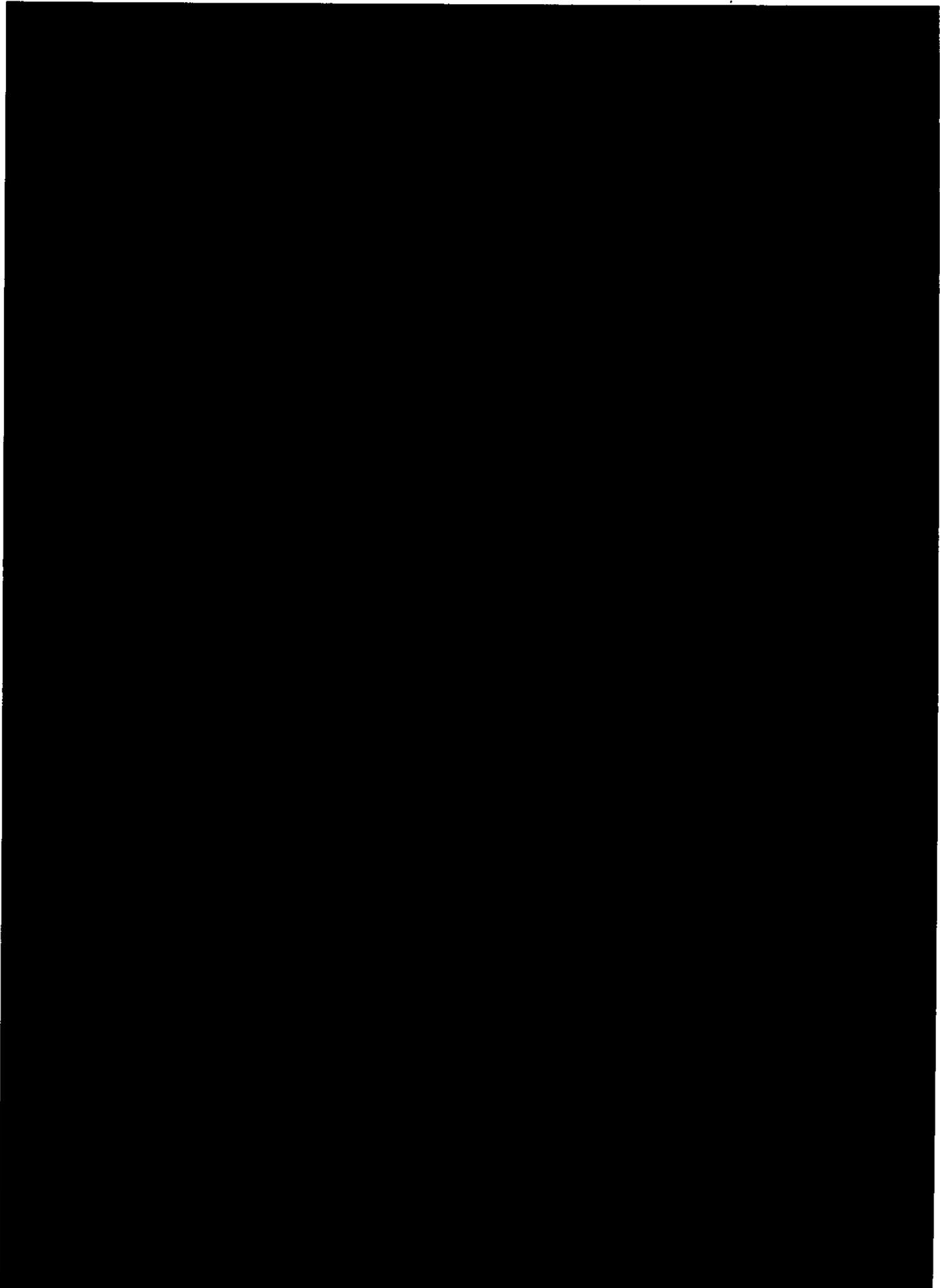
じん肺標準エックス線写真集 (平成 23 年 3 月) 電子媒体版

じん肺標準エックス線フィルム (昭和 53 年)

2. CR 写真確認表 (申請者欄に確認した結果を記載すること。) 撮影日

		審査受付条件	申請者
撮 影 条 件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140	
	焦点被写体間距離[cm]	180~200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後	格子比 12 : 1	
	上記以外の撮影電圧	格子比 14 : 1	
	(2)空間分解能 (画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズの場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500 以上	
面 像 処 理 条 件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0 程度	
	中央陰影の濃度	0.15~0.25 程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波数(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス	1.0~1.2 倍程度	
そ の 他			
富士フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9~1.0	
	階調シフト (GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度 (RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク (RN)	4	

判 定 ()
 確認年月日 ()





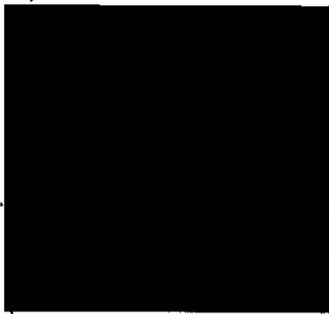
労働局長 殿

地方じん肺診査医

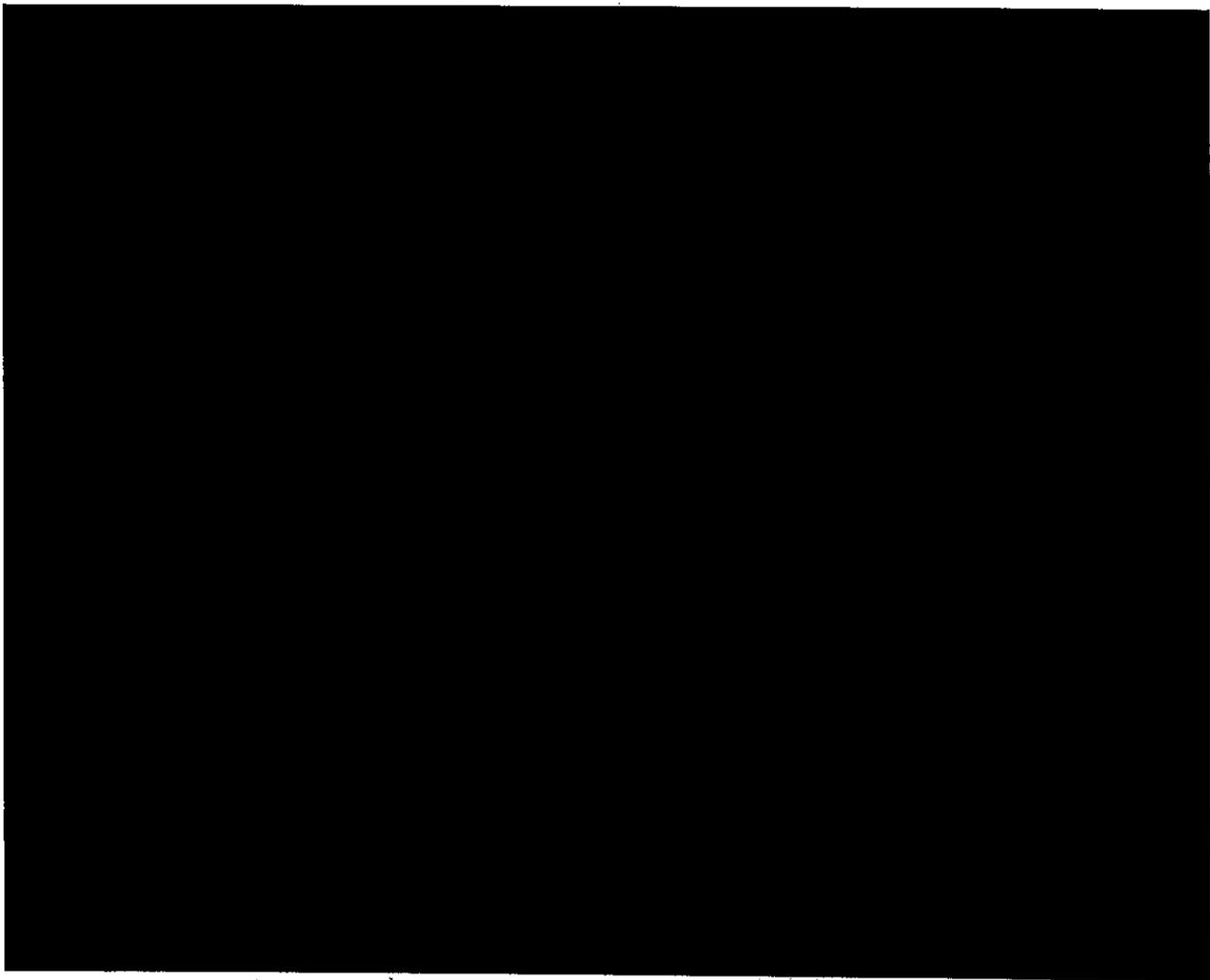
医 師

医 師

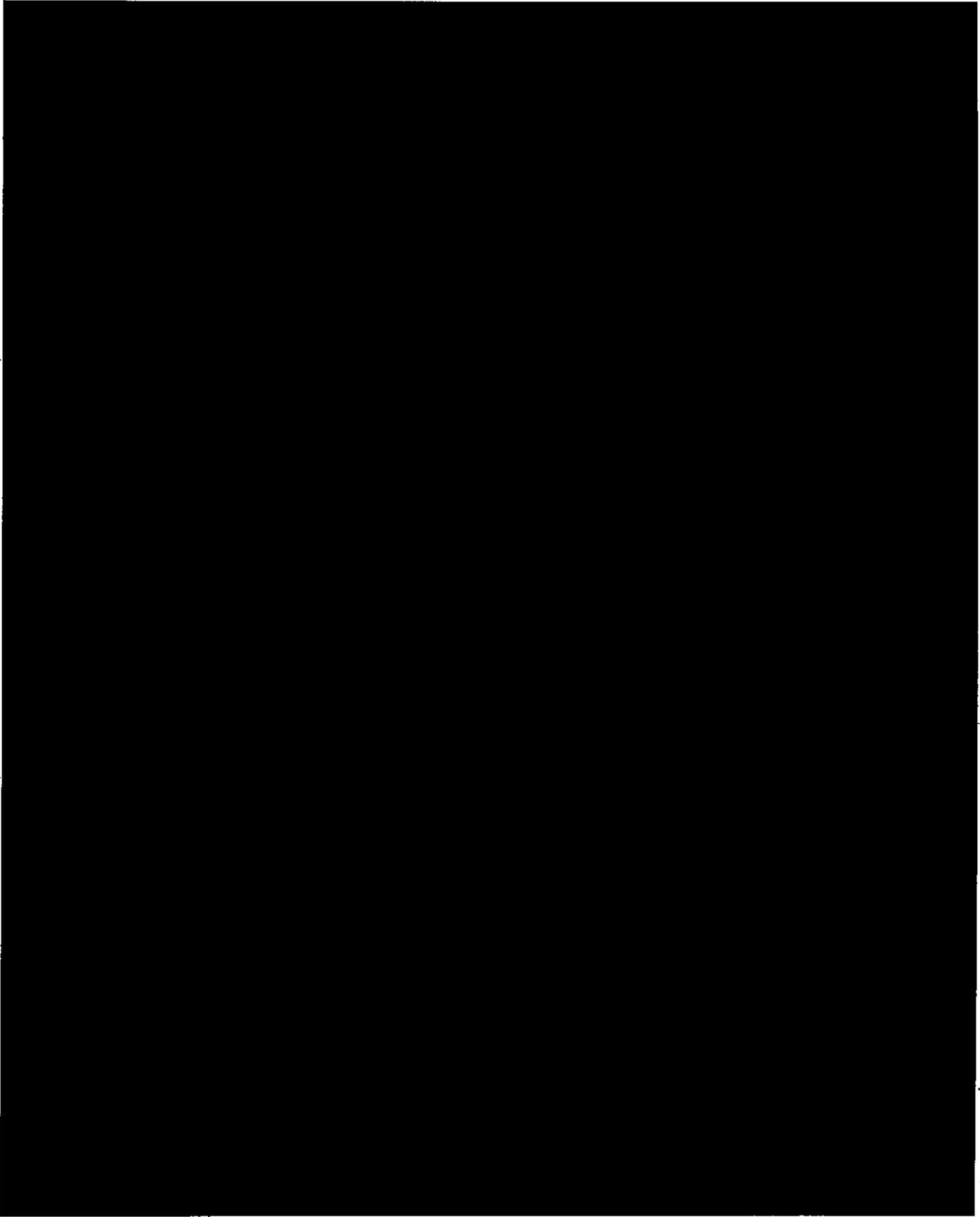
医 師

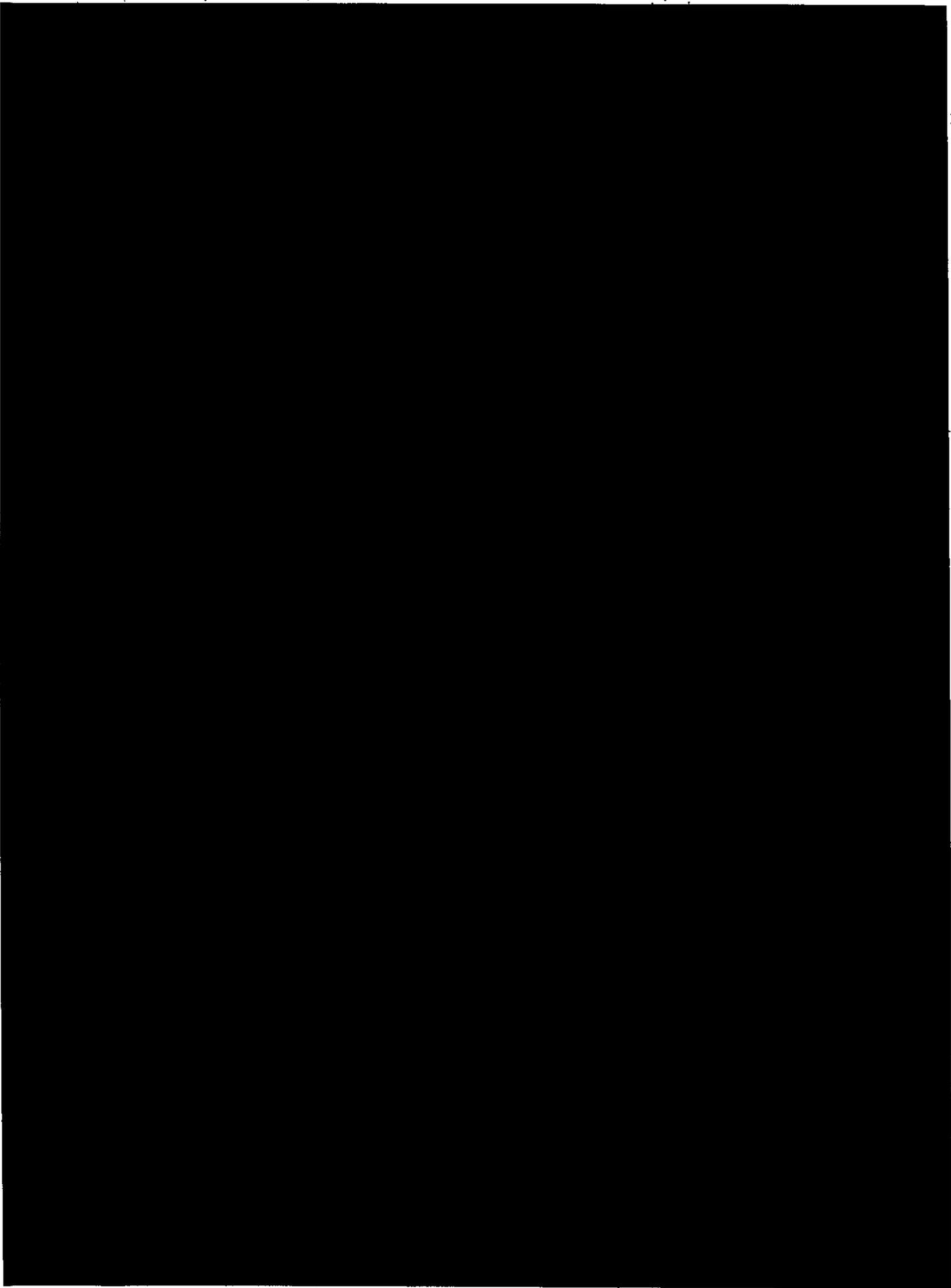


意見書の提出について



意 見 書





労働基準法 第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書



労働局長

平成 年 月 日 日本職あて [提出(申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出(申請)] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養の要否
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかつて いる合併症 の有無	
以下余白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR0 じん肺の所見がない。
- PR1 エックス線写真の像が第1型である。
- PR2 エックス線写真の像が第2型である。
- PR3 エックス線写真の像が第3型である。
- PR4 (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR4 (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。



労働基準第[redacted]号
平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日

[redacted]労働基準監督署長 殿

厚生労働省
[redacted]労働局長
(公印省略)

じん肺管理区分の決定について

[redacted]付けで進達があった下記の者に係る標記について、別添のとおり決定したので通知する。

記

申請者名



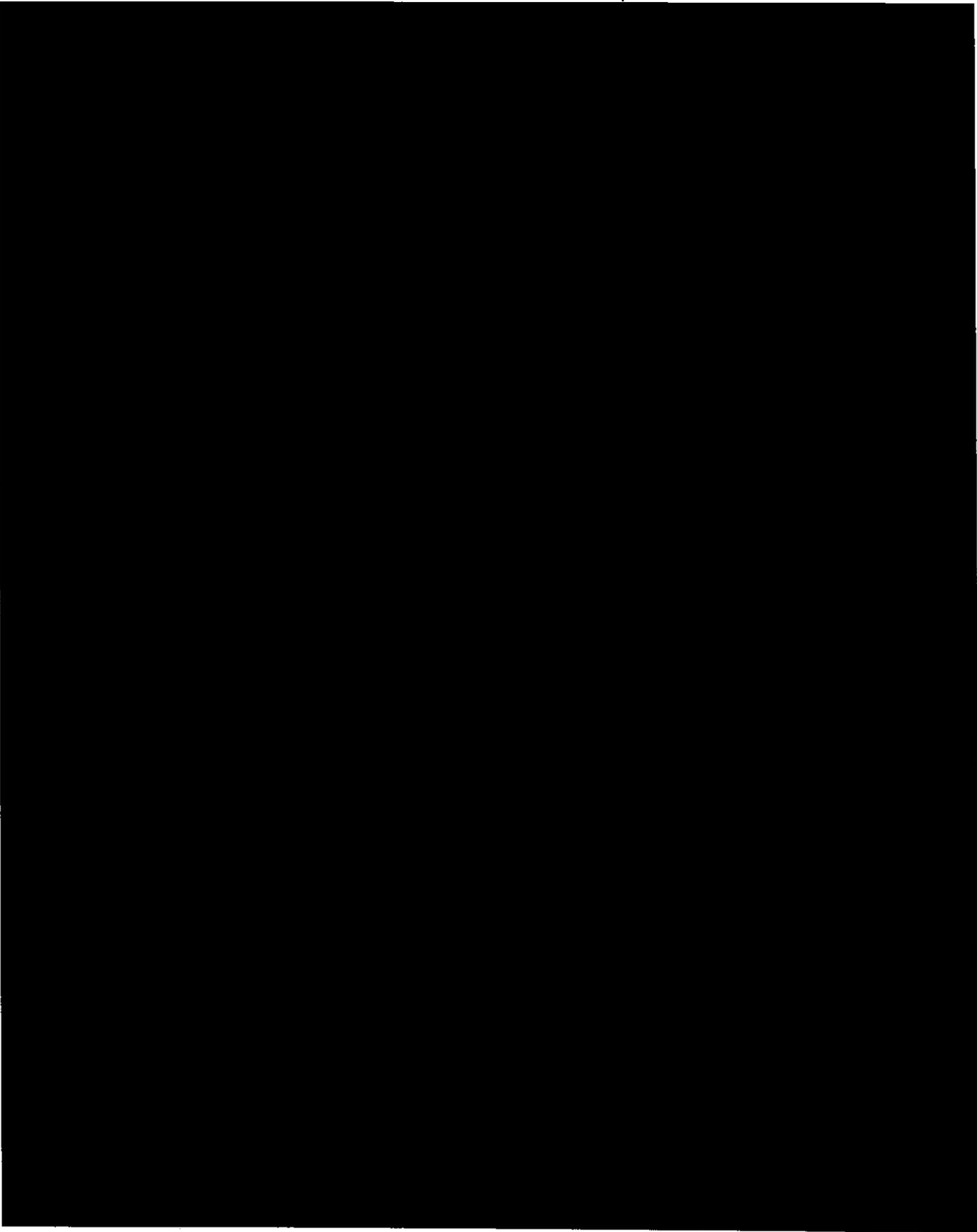
事業場名

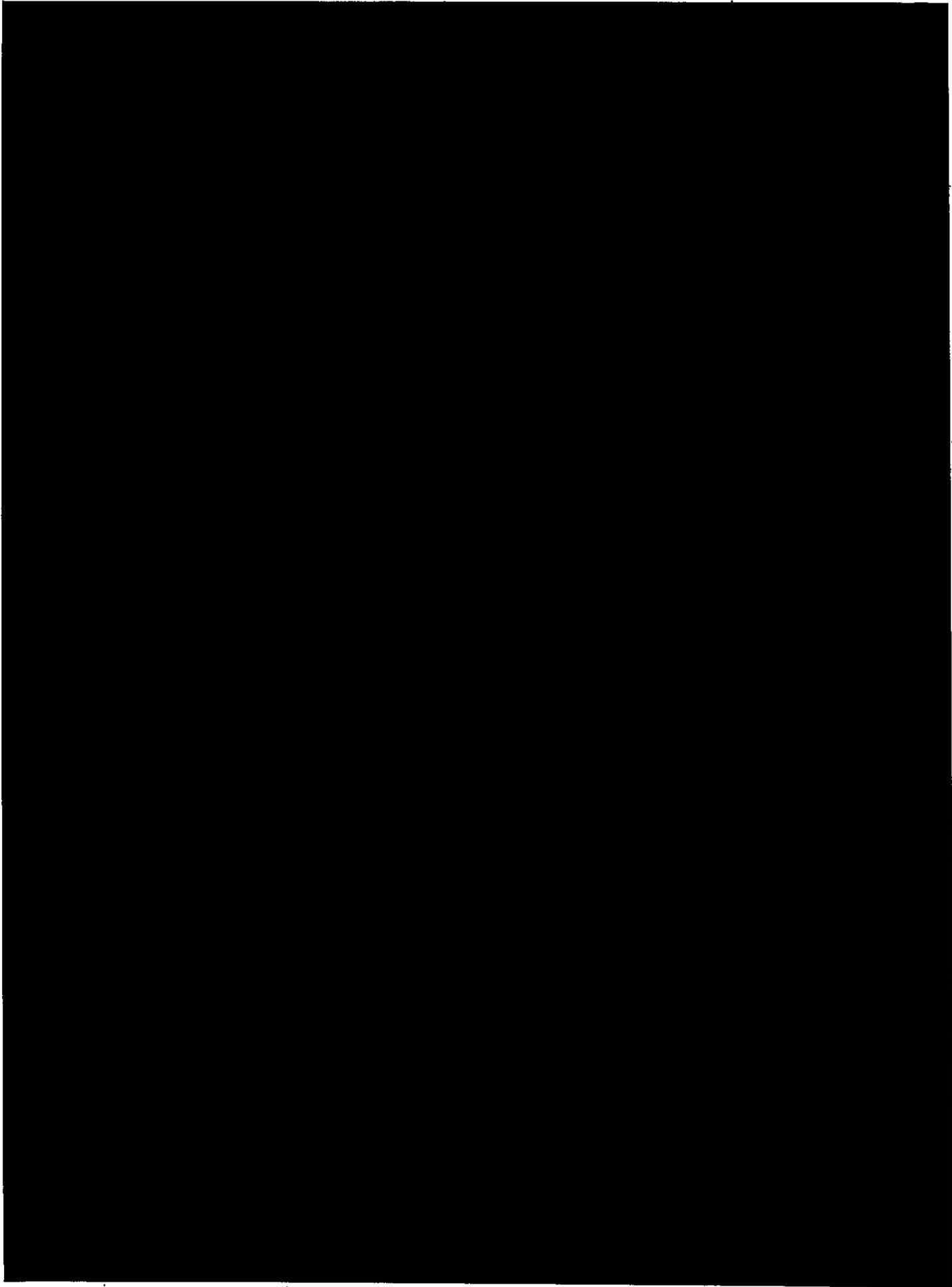


じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 [] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [] 枚 3 その他の参考資料 []	
じに基づき申請の場合の規定	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [] であることに相違ありません。 平成 [] 年 [] 月 [] 日 職 [] 事業者 氏名 [] (印)	
事業者への通知の可否		
平成 [] 年 [] 月 [] 日 郵便番号 [] 住所 [] 申請者 [] 電話 [] 氏名 []		
[] 労働局長 殿		

備考

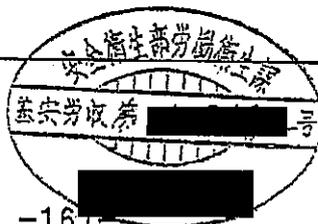
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



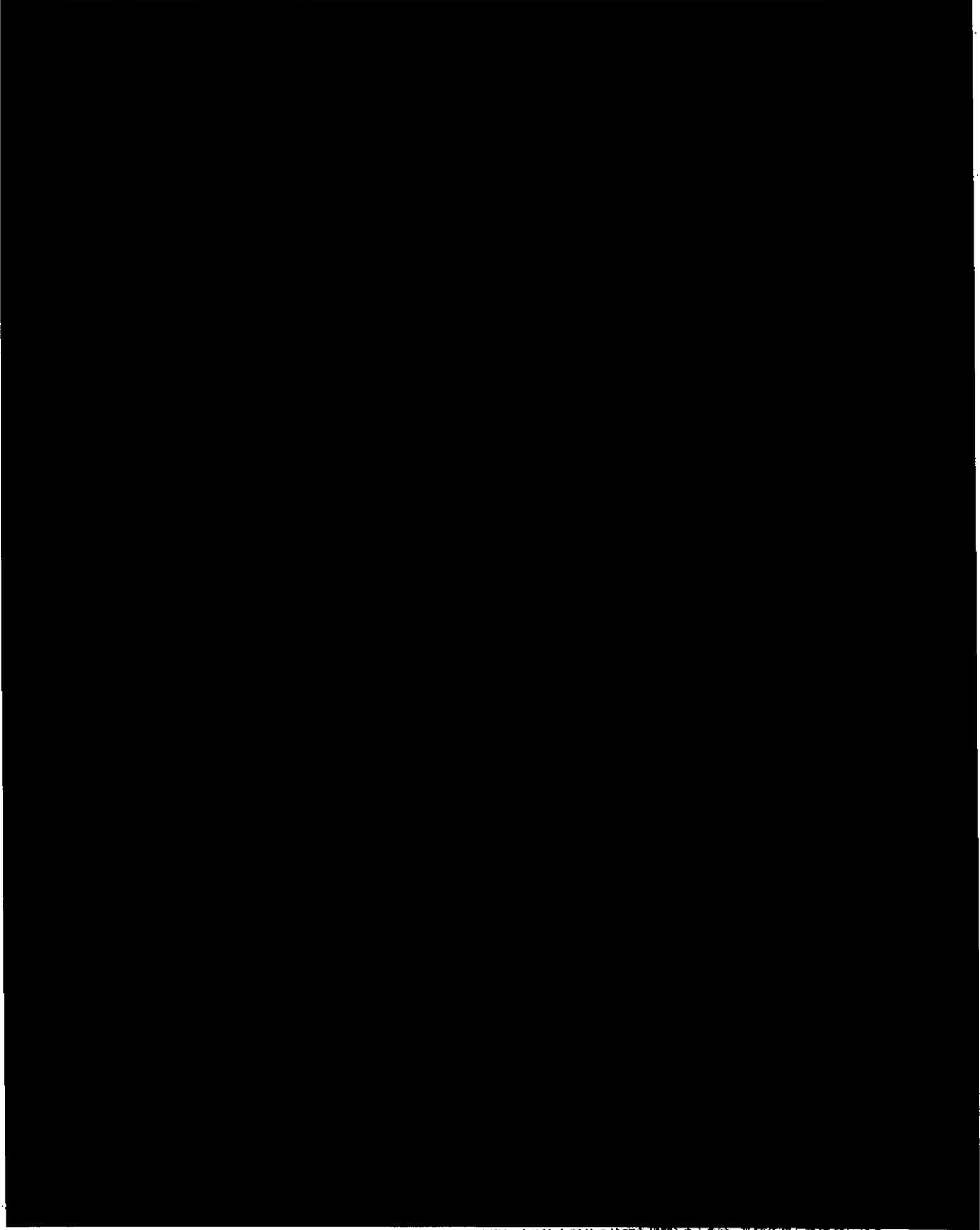


審査請求書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		[Redacted]
審査請求に係る処分を受けた者の 氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の 審査請求代理人氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県 労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを 知った年月日		
②	審査請求の趣旨	[Redacted]
③	審査請求の理由	
	処分庁の教示	
④ じん肺法第19条第5項の利害 関係者の氏名及び住所		[Redacted]
添 付 資 料	1 エックス線写真	[Redacted]
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted]
	3 その他の参考資料	[Redacted]
平成 [] 年 [] 月 [] 日		審査請求人氏名 [Redacted]
厚生労働大臣 田村 憲久 殿		[Redacted]



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十條第二項の規定によりたんに關する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

労働基準第 号
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日日本職あて [提出(申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出(申請)] に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。(決定の日から1年を経過した場合は除きます。)
また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(裁決があつた日から1年を経過した場合は除きます。)
なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備考			
			じん肺健康診断の結果			療養の要否
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかつている合併症	
以下	余白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR0 PR1 PR2 PR3 PR4(A, B) PR4(C)	F (-) F (+) F (++)		要否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR0 じん肺の所見がない。
- PR1 エックス線写真の像が第1型である。
- PR2 エックス線写真の像が第2型である。
- PR3 エックス線写真の像が第3型である。
- PR4 (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR4 (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

1. エックス線写真の区分（確認の上、いずれかを囲むこと。）

比較読影に用いた写真（いずれかに○）

じん肺標準エックス線写真集（平成 23 年 3 月）電子媒体版

じん肺標準エックス線フィルム（昭和 53 年）

2. CR 写真確認表（申請者欄に確認した結果を記載すること。） 撮影日

		審査受付条件	申請者
撮影条件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110～140	
	焦点被写体間距離[cm]	180～200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後	格子比 12 : 1	
	上記以外の撮影電圧	格子比 14 : 1	
	(2)空間分解能（画素数）		
	フィルムサイズがフルサイズの場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500 以上	
画像処理条件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6～2.0 程度	
	中央陰影の濃度	0.15～0.25 程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波数(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス	1.0～1.2 倍程度	
その他			
富士フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9～1.0	
	階調シフト (GS)	-0.2～-0.1	
	周波数強調度 (RE)	0.0～0.2	
	周波数ランク (RN)	4	

判 定

確認年月日

平成 年 月 日

労働局長 殿

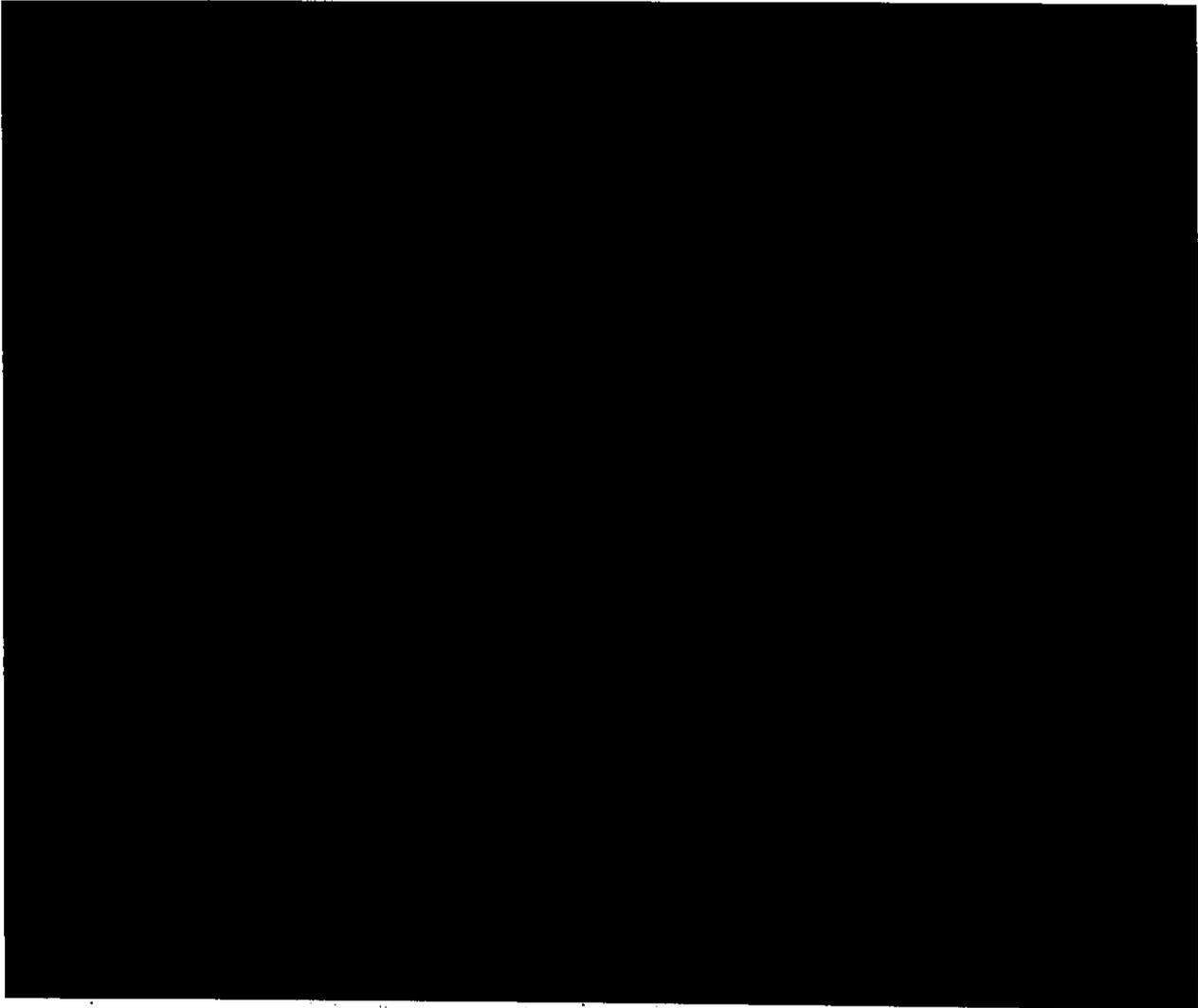
地方じん肺診査医

医 師

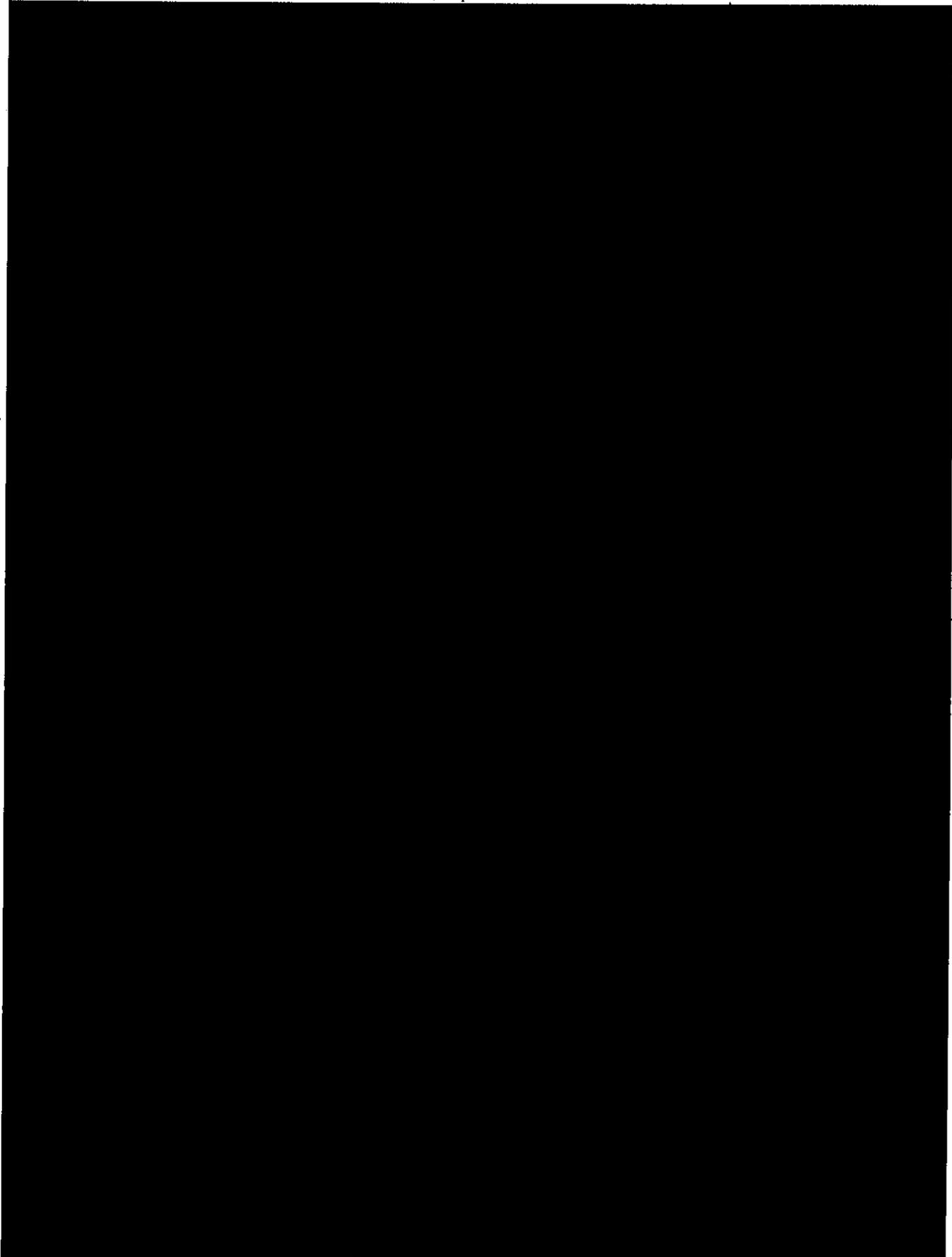
医 師

医 師

意見書の提出について



意 見 書



号日
 平成 年 月 日
 労働基第 号
 じん肺管理区分決定通知書



労働局長

平成 年 月 日本職あて 提出
(申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出
(申請) に基づき、

じん肺法 第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)。なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏名	住所	じん肺管理区分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養の要否
			エックス線写真の像	肺機能の障害	かかっている合併症の名称	
以下	余白	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害が軽度。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

(案)2

第 [] 号
平成 [] 年 [] 月 [] 日

[] 労働基準監督署長 殿

厚生労働省
[] 労働局長
(公印省略)

じん肺管理区分の決定について

[] 付けで申請のあった下記の者に係る標記について、別添のとおり決定したので通知する。

記

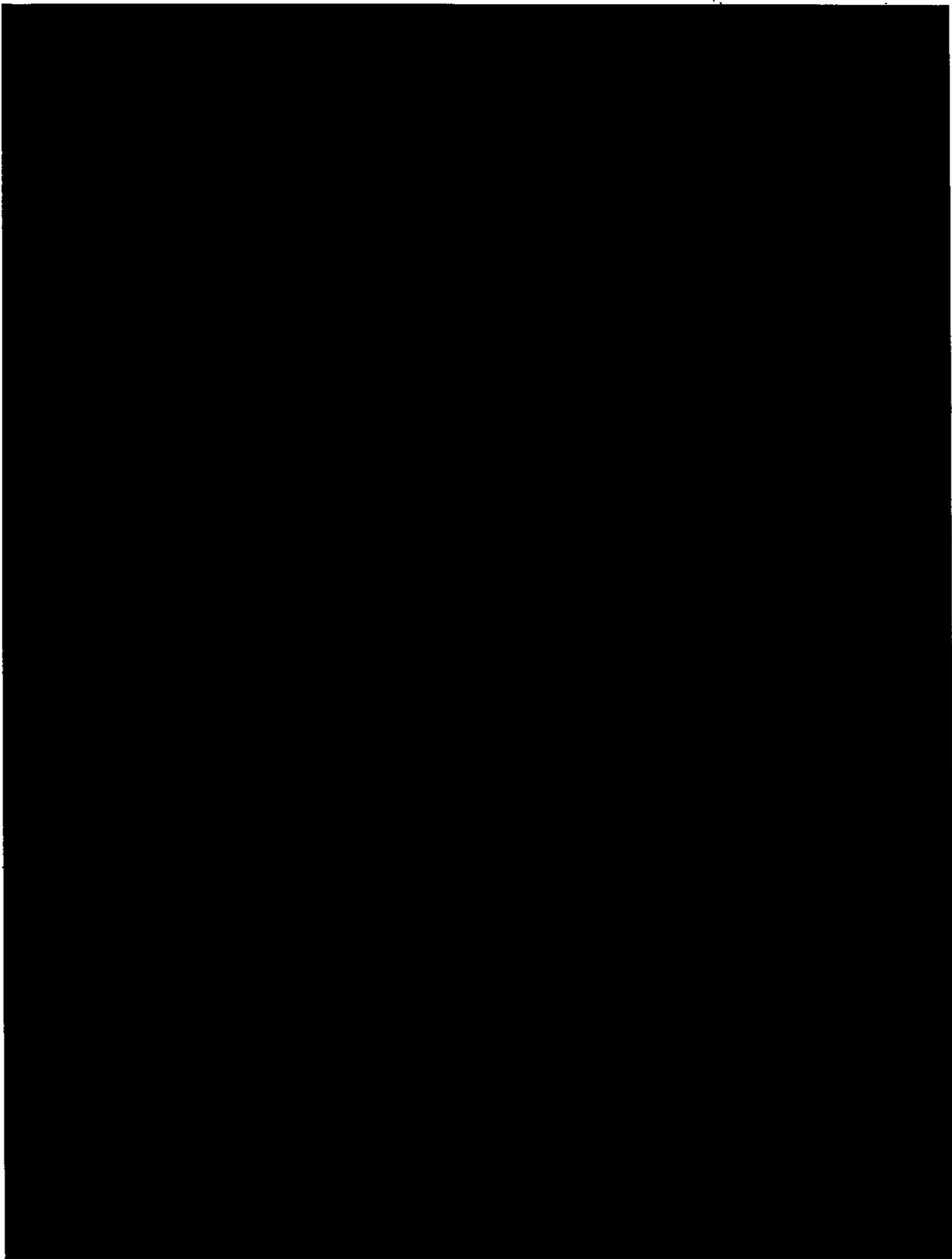
申請者名

事業場名

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真	[Redacted] 枚
	2 じん肺健康診断の結果を証明する書面	[Redacted] 枚
	3 その他の参考資料	[Redacted]
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 氏名 [Redacted] 印	
通知の諸書への署名	[Redacted]	
	平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	
	郵便番号 [Redacted]	
	住所 [Redacted]	
	申請者 電話 [Redacted]	
	氏名 [Redacted]	
	[Redacted]	
	労働局長 殿	

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事している事業場である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入する。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入する。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知する。申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者署名」の欄に代えて、署名することができる。

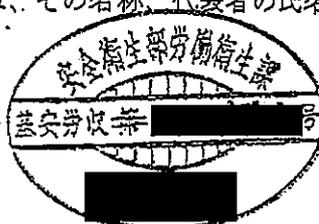


審 査 請 求 書

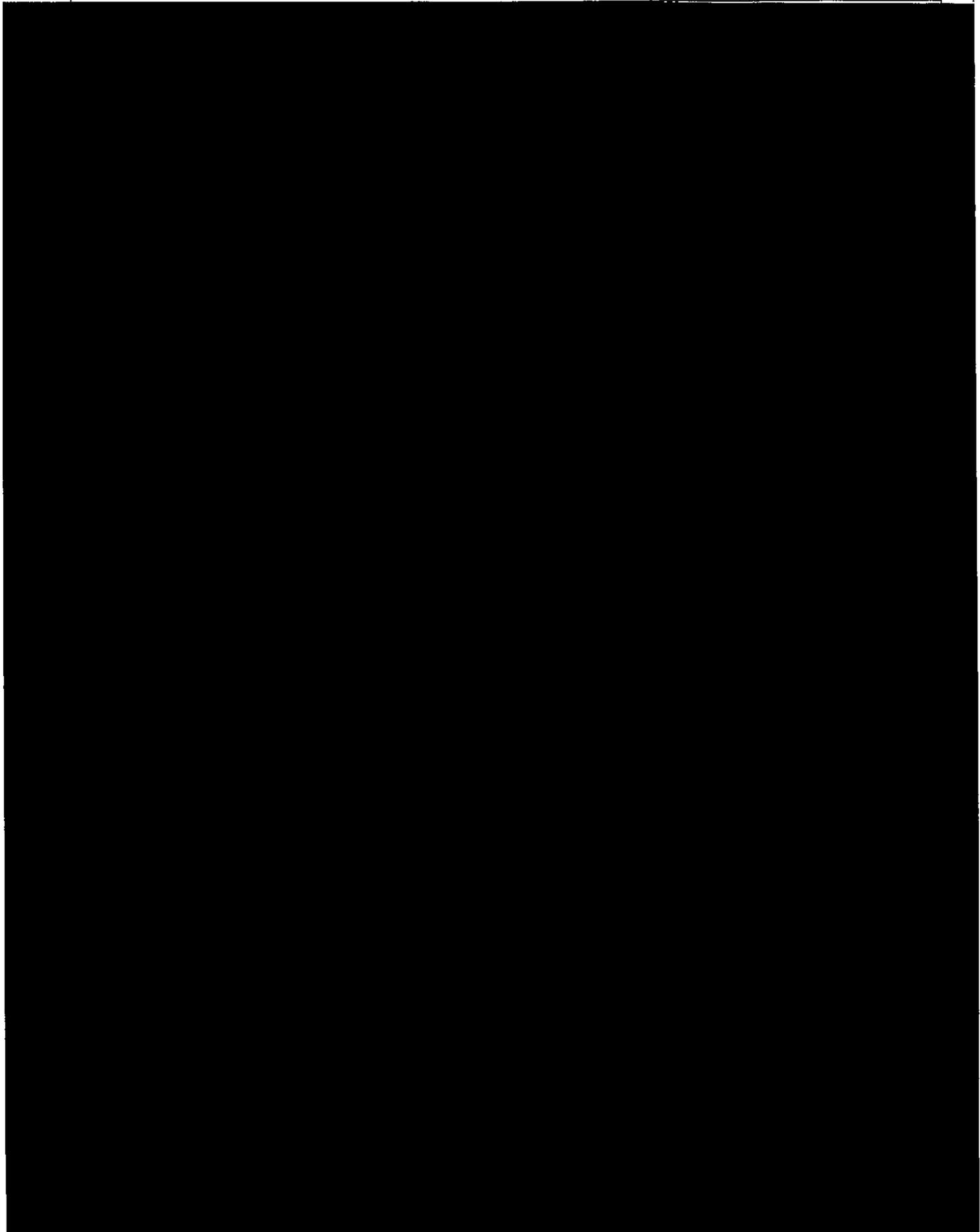
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所	[Redacted]
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所	
審査請求に係る処分	
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長	
審査請求に係る処分のあった年月日	
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日	
② 審査請求の趣旨	[Redacted]
③ 審査請求の理由	
処 分 庁 の 教 示	教示の内容
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所	[Redacted]
添付資料	1. エックス線写真 [Redacted] 枚 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3. その他の参考資料
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日	
厚生労働大臣 田村 憲久 殿	審査請求人氏名 [Redacted]

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びニックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

(別添) じん肺健康診断における肺機能検査評価等

新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)								肺機能検査(2次検査)				備考	
					肺重量測定値(①) ①	肺活量測定値(②) ②	肺活量(③) ③	努力肺活量(④) ④	1秒量(⑤) ⑤	1秒率(%) ⑥	1秒量(⑦) ⑦	1秒率(%) ⑧	酸素分圧(Torr) ⑨	炭酸ガス分圧(Torr) ⑩	肺動脈血酸素分圧(Torr) ⑪	肺動脈血酸素分圧と動脈血酸素分圧差(mmHg) ⑫		
	〇〇〇		〇.〇〇	〇〇	【男性】 $0.036 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.176$ (L) 【女性】 $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.006$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.256$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.176$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$5/4 \times 100$	$5/1 \times 100$	$3/2 \times 100$	(実測値)	(実測値)	$150 - 0.83 - ⑤$	A _s DO ₂ 限界値未満より	なし、やめた、吸っている ○本/日×〇年 (〇~〇歳)	
3																		
4																		なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
5																		なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
6																		なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
7																		なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
8																		なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている
9																		なし、やめた 本/日×年 (歳~歳),吸っている

-187-

平成 年 月 日
 労 収 基 第 号

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出 申請 のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出 申請 に基づき、

じん肺法 第13条第2項 (同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
 第16条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。
 なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての判決を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます (判決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)
 なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、判決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の有無	
以下 余 白		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否
		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (-) F (+) F (++)		要 否

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの) である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型 (じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの) である。
- F (-) じん肺による肺機能の障害がない。
- F (+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

平成 年 月 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏名

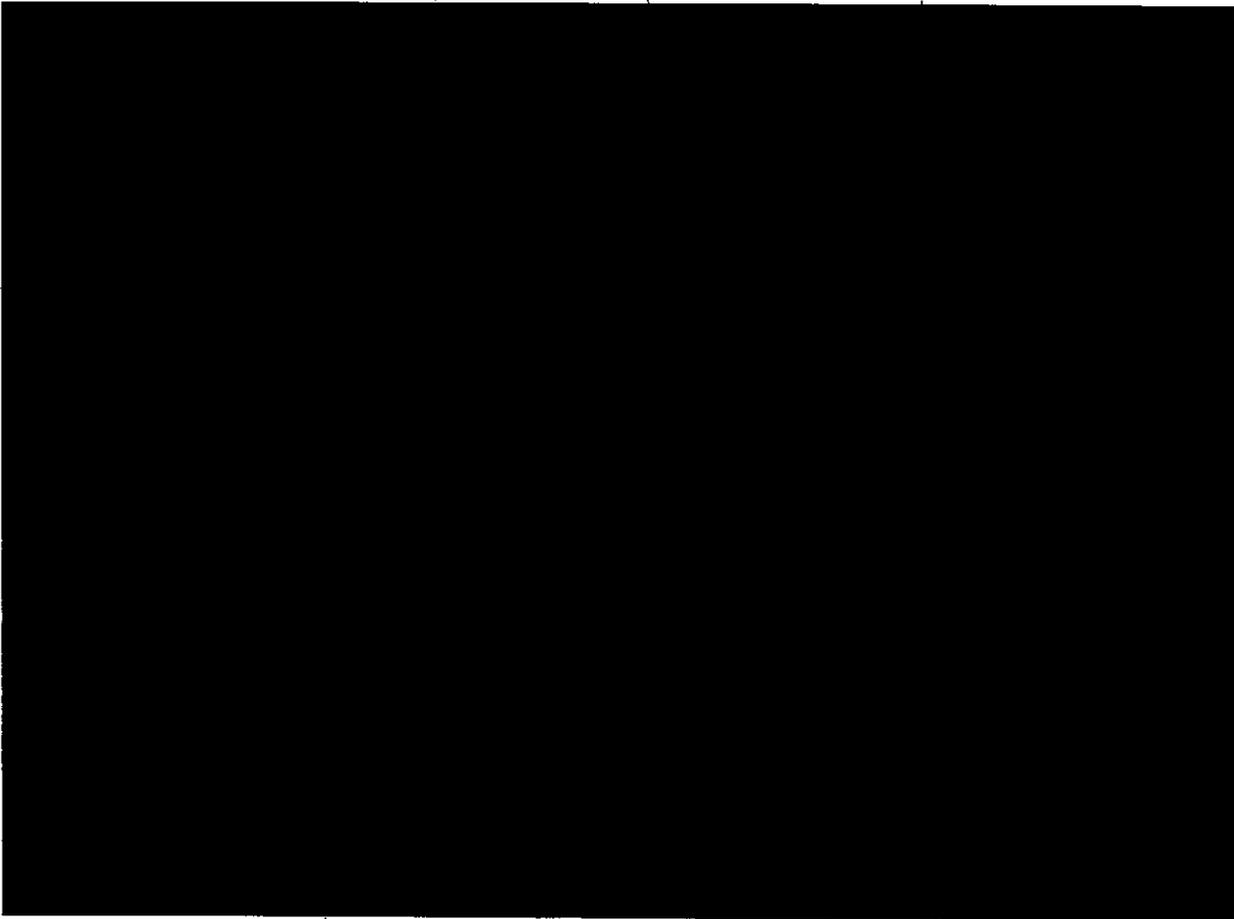
氏名



意見書の提出について

と決定を行ったに係るじん肺管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。
(診査に用いられたX写真等の撮影年月日
(診査に用いられた肺機能検査年月日

記



じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		[Redacted]
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 [Redacted] 職 [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏名 [Redacted]	
事業者への通知の可否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 [Redacted] 郵便番号 [Redacted] [Redacted] 住所 [Redacted] [Redacted] 申請者 電話 [Redacted] [Redacted] 氏名 [Redacted]		
労働局長 殿		

備考

- 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の可否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの可否を記入すること。ただし、申請者がその業者に既に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

		審査受付条件	申請者の 撮影表示条件
撮影条件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110~140	
	焦点被写体間距離[cm]	180~200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後	格子比 12:1	
	上記以上の撮影電圧	格子比 14:1	
	(2)空間分解能(画素数)		
	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数[pixel]	3500×3500以上	
画像処理条件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6~2.0程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上)におけるレスポンス (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、右記範囲内であること。)	1.0~1.2倍程度	
そ の 他			
富士フィルム ①	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE)	0.0~0.2	
	周波数ランク(RN)	4	
富士フィルム ②	回転量(GA)	0.9~1.0	
	階調シフト(GS)	-0.2~-0.1	
	周波数強調度(RE/MRE)	0.0~0.2/0	
	周波数ランク(RN/MRB)	4/G	
	DRN/MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6		

コニカミノルタ エムジー①	肺野濃度	1.6~1.8			
	強調度	0.1~0.3			
	マスクサイズ	7			
	LUT	THX-2			
コニカミノルタ エムジー②	肺野濃度	1.6~1.8			
	HEタイプ	HE-STANDARD2			
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30			
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00			
	HFタイプ	HF-STANDARD5			
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00			
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30			
ゲアストリーム ヘルス	Density Shift	-0.3			
	Contrast Factor	1.6~1.8			
	Matrix Size	35~75			
	High Density Boost	0.05~0.1			
	Low Density Boost	0.00~0.05			
アストリーム ヘルス	※	①	②	③	④
	Brightness	6	6	6	7
	Latitude	-4~2	-4~2	-6	-5
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6

※①~④いずれかの条件を満たす必要がある。例えば①の条件で提出した場合、Brightness 6 Latitude -4 Detail Contrast -7である必要がある。

判 定 ([REDACTED])
 確認年月日 ([REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日)

じん肺健康管理台帳

労働局

整理番号	氏名	住所		TEL
粉じん	事業場名	所在地		

じん肺診査経過 処理簿番号	決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	じん肺 管理区分	じん肺健康診断の結果			療養の 要否	症 状 確 認 日
						エックス線 写数の像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		
	12.15.16			年月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 □ 管理4	PR ₀ PR ₄ (A.B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(+)·		要 否	
	12.15.16			年月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 □ 管理4	RR ₀ PR ₄ (A.B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(+)·		要 否	
	12.15.16			年月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 □ 管理4	PR ₀ PR ₄ (A.B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(+)·		要 否	

検索結果 (個人情報)

総件数

個人情報	
対象者氏名 (フリガナ)	性別 生年月日 電話番号
住所	健康管理手帳番号

管理区分決定履歴情報																
決定年月日	受付番号	決定期	履歴 本文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状発症日	粉塵・ 気道の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 書交付報告年月日	作業転換 搬送年月日	再追加検査物件 提出申込み年月日
[Redacted]																

粉じん作業履歴情報				
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
[Redacted]				

平成 年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

じん肺管理区分の決定について

実施した標記について、下記の者に係る診査結果を報告する。

記

